

平成24年 第4回

身延町議会定例会会議録

平成24年12月10日 開会

平成24年12月13日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 4 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 0 日

平成24年第4回身延町議会定例会（1日目）

平成24年12月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐野 富雄 | 2番 | 柿島 良行 |
| 3番 | 野島 俊博 | 4番 | 望月 明 |
| 5番 | 河井 淳 | 6番 | 芦澤 健拓 |
| 7番 | 松浦 隆 | 8番 | 深沢 脩二 |
| 9番 | 草間 天 | 10番 | 川口 福三 |
| 11番 | 渡辺 文子 | 12番 | 穂坂 英勝 |
| 13番 | 伊藤 文雄 | 14番 | 望月 広喜 |
| 15番 | 望月 秀哉 | 16番 | 福與 三郎 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員（3人）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 佐野 富雄 | 2番 | 柿島 良行 |
| 3番 | 野島 俊博 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

平成24年身延町議会第4回定例会の開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

いよいよ師走を迎え寒さもひとしお身にしみる年の瀬となってきました。議員各位には年末ご多忙の中をご出席いただきまして、心から敬意を表す次第であります。

さて本定例会には町長から平成24年度身延町の条例に関する制定・改正ならびに一般会計補正予算をはじめとする諸議案が提出されております。これらはいずれも重要な内容を有するものであり、議事が円滑に進められ慎重なご審議により適正・妥当な結論を得られますよう切望する次第であります。

これからは日増しに忙しくなっておりますが各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつといたします。

協議に入る前に平成24年11月19日の教育委員会におきまして千須和繁臣教育委員長の後任として渡邊勢津子氏が教育委員長として選任をされましたので、ここでごあいさつをいただきたいと思っております。

渡邊勢津子教育委員長、登壇してください。

○教育委員長（渡邊勢津子君）

皆さん、おはようございます。ただいま指名とご紹介をいただきました渡邊勢津子でございます。

去る11月の定例の教育委員会の中で教育委員長という大任を仰せつかりました。学校教育、生涯教育ともに人づくりのために大切なポジションだと考えております。

大変微力ではございますが、精一杯頑張りたいと思っておりますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（福與三郎君）

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第116条の規定によりまして、

1番 佐野富雄君

2番 柿島良行君

3番 野島俊博君

以上3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は平成24年12月10日から12月13日までの4日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は平成24年12月10日から12月13日までの4日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき議長から本定例会に執行部の出席を求めたところお手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項はお手元に配布の報告のとおり各種行事等に参加しておりますのでご了承ください。

議員合同研修が10月22日・23日に実施されましたので議会運営委員会委員長が代表して報告をいたします。

議会運営委員長、登壇願います。

伊藤文雄君。

○13番議員(伊藤文雄君)

平成24年12月10日

身延町議会議長 福與三郎殿

身延町議会運営委員会委員長 伊藤文雄

平成24年度身延町議会県外視察研修報告書

議会本来の役目を果たすため必要な改革を推進していかなければならない。また二代表制の一翼を担う議会にも議事機関として今後どのような運営形態を形成し町政への監視機能を強化し政策立案能力を向上させ民意を的確に反映させるための独自の創意工夫やさらにその実現を図るための努力が要求されているところであります。

こうした現状下、議会は町民に開かれた議会づくりの視点から協議を重ね考察し改革を進めていくため議会基本条例制定に向けて先進地を視察研修したものであります。

記

1.研修日程 平成24年10月22日(月曜日)から23日(火曜日)2日間であります。

参加者 18名。議長、副議長ほか議員14名。事務局2名。

昨年に引き続き1泊2日の研修視察となった。

研修場所および研修内容であります。

1日目、神奈川県湯河原町議会。内容につきましては開かれた議会の取り組み、議会改革および活性化についてであります。

湯河原町議会は神奈川県西南端に位置づける湯河原町(人口約2万6千人)で隣接する真鶴町との合併協議を行っていたが、真鶴町の住民投票の結果を受けて平成16年8月に合併協議が解散、当面自立の道を歩むことになった。湯河原町では同年10月から町民を交えて自治基

本条例の検討が始まった。

そして主権者である町民から議会に求められる議会の役割、議員の責務、町民との関係を明らかにすることが必要であったため1つ目として自己責任、自己決定権をどのように生かしていくかという大きな責務があること。2つ目として町民が参加し、あるいは一緒に仕事をしていく町民協働の必要性があること。3点目は自己責任・自己決定の運営で地域の自立を目指していくためには事前の政策をつくり展開していくことの重要性により時代の要請を受け議会みずからがその決意と運営の仕組みを明らかにし今後の議会運営の最高機関となることを目標に約1年6カ月の審議、検討を経て平成19年4月1日施行となった。

2日目、神奈川県開成町議会。内容、開かれた議会の取り組み、議会改革および活性化についてであります。

開成町議会、人口約1万6千人。面積東西1.7キロ、南北3.8キロで総面積6.56平方メートルと神奈川県で一番小さい町である。交通の便に恵まれ高い利便性を備えた町である。

議会は議会の活性化と開かれた議会を目指し議会改革に取り組んでおり、日曜議会の実施、一問一答方式の導入、通年議会の試行的実施を得てスタート、議会報告会の開催、一般質問の答弁骨子案の提示等の議会の改革を進め議会の議会による議会運営の実現に向けて取り組み、平成22年第1回定例会3月議会においてさらなる議会改革の一環として議会基本条例を上程し全会一致で可決し現在町民参加を基本とする開かれた議会を実現し開成町の豊かなまちづくりに貢献をしている。

次に所感。神奈川県湯河原町議会、神奈川県開成町議会に学ぶ分権改革によって自治体の権限が拡大したことに伴い議会の役割も大きくなった。そのような議会改革を継続し発展させることなどを目的として先進地視察研修により議会改革の背景、目指す方向、現在抱えている課題等、多方面にわたって意見交換ができ大変有意義な視察であった。

自治体が主役の時代へ。時代が今、議会に改革を求めている。地方分権の進展により自治体は自己決定・自己責任の下で運営しなければならず自治体の意思を確定する議会としての責任を拡大してきている。全国的な傾向として住民は議会に疑問を持っている。議会を改革し存在意義を高める必要がある。基本条例に議会のあるべき姿を明記し町民に信頼される充実した議会を実現する必要があると考える。

以上であります。

ただいま2番目の2日目の開成町議会の中で総面積6.56平方キロメートルに訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（福與三郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告。

町長が行政報告を行います。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

皆さんおはようございます。

本日、平成24年身延町議会第4回定例会の開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまには今年も少なくなり、何かと気忙しい中を全員のご出席をいただき誠にあり

がたくお礼を申し上げます。

さて去る4日に公示、16日に投開票の第46回衆議院議員総選挙は解散後誕生した政党や合併した政党など多くの政党が、さらに全国で1,504名が立候補し小選挙区300、比例区180の480の議席を巡って選挙戦の真っ只中であります。

選挙後の政局や枠組みはどのように動いていくのかは計り知れませんが、わが国のそして私ども国民のことを考えてくれる政党を、そして議員を選びたいし子や孫のことを考えていただける議員が一人でも多くなることを期待しているところでもあります。

さて山梨県は11月13日、平成23年度の市町村普通会計決算概要を報道機関を通じて公表いたしました。公表された内容の中に財政の弾力性を示す経常収支比率があります。経常収支比率はご案内のとおり一般財源のうちに占める人件費や公債費などの義務的経費の割合でこの比率が低いほど財政構造の弾力性があるとされています。

山梨県内の経常収支比率の平均は前年度より1ポイント増の83.7%となり2年ぶりに悪化いたしました。本町の経常収支比率は前年度と比べると0.8ポイント改善され75.3%であります。

経常収支比率は改善しておりますが歳入構成における町税は依然減少傾向にあり、今後地方交付税も前年度並みの交付額を確保することは難しい状況であることから、引き続き行財政改革に取り組む中で経常経費の節減・節約を行うため、あらゆる努力と工夫を重ね通常の事務事業を着実に遂行するよう職員に徹底したところであります。

次に国民健康保険特別会計についてであります。

皆保険制度の最大の長所は「誰もが必要なときに必要な医療を受けられる」という安心感と平等性であります。国民健康保険は国民皆保険制度にあって他保険の対象とならない住民をもカバーする保険であります。

本町の平成24年度国民健康保険特別会計につきましては歳入・歳出の収支状況が大変厳しいことから税率改正を平成23年度に引き続いて行うとともに加入者の国保税の負担を軽減するため一般会計から借り入れをして収支の均衡を図っていくこととなり、当初予算において1,700万円を借り入れての予算となっております。

しかし被保険者の減少および景気の低迷により税収が予想を下回り、また医療費が予想を大きく上回る伸びを示していることから交付金等全般の見直しが必要となりました。よって今回、一般会計から6,522万円余を追加で借り入れての補正予算となっております。

本町の国民健康保険は非常に厳しい状態に直面していることをご承知おきをお願いしたいと思います。

次に福島県浪江町への表敬訪問についてであります。

東日本大震災において被災を受けられた福島県浪江町への表敬訪問について報告をいたします。

昨年11月11日発災の東日本大震災で亡くなられた1万5,800人余の方々のご冥福をお祈りするとともに壊滅的な被害を受けられた被災者の皆さま、またそのご家族の方々に心からお見舞いを申し上げます。そして被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

さて10月10日と11日の2日間にわたり本町から震災復旧事業に従事のため1年間職員を派遣しております福島県浪江町のお招きをいただきましたので表敬訪問をいたしました。浪

江町は巨大地震と津波そして原子力発電所の事故による災害により人的被害は184名が亡くなり家屋633戸が全壊し今なお和歌山県を除く全国に約6,700名が避難し県内に約1万4,480名の町民の方々が避難されているとのことであります。また行政サービスの拠点となります役場庁舎も放射能等の影響で4度の移転を余儀なくされ10月1日に二本松市の工業団地内に浪江町二本松事務所を開設したとのことであります。

馬場町長からは町民の安穏な生活の保障のため職員は一丸となって奮闘しておりますが長引く避難生活への対応そして来年度から本格的な除染や復旧・復興事業に取り組むこととしているため広範囲な職種にわたり職員不足が避けられない状況にあるとのことであります。

そして浪江町への一時立ち入りについては中継基地にて個人線量計、防護装備を着用し立ち入り人数は安全確保の観点から原則1世帯あたり最大2名で立ち入り時間は午前8時30分から午後3時30分までの間の5時間が上限とされているとのことでございます。

町民の生活再建とふるさと浪江の再生に向けた具体的な施策等を示す「浪江町復興計画」が9月に制定されたとのことでありますので、浪江町の一日も早い復旧・復興を心よりお祈りを申し上げます。

次に定住促進対策婚活支援事業についてであります。

町では平成22年度から職員を対象に人材(財)育成研修を実施し町が取り組むべき課題、町の将来あるべき姿を考え町の政策を企画し提案することに職員が取り組んでおります。その中で定住促進対策に着目した婚活イベントを施策・提案した若手職員みずから今年度3回実施し、その定住促進対策婚活イベントが盛会のうちに終了をいたしました。

7月の本栖湖畔竜ヶ岳でのトレッキング婚活には67名の応募があり抽選で20名が参加し3組のカップルが誕生しました。また10月の平須青少年自然の里での枝豆収穫婚活には64名の応募があり抽選で24名が参加、4組のカップルが誕生。11月の身延山西谷での宿坊体験婚活には43名の応募があり抽選で24名が参加、2組のカップルが誕生したところであります。

今回の事業にご協力を頂戴いたしました八ヶ岳で婚活を行っている民間団体の方からは、こんなに多くのカップルが誕生したイベントはとても珍しいとお話も承っているところであります。

今後、誕生したカップルが結婚し本町に住んでいただくことを期待したいと思います。

次に有害鳥獣捕獲とツキノワグマの出没についてであります。

まず有害鳥獣捕獲についてであります。

今年度は農林産物の被害が増加しています。被害対策に猟友会のご協力を得る中、銃器による有害鳥獣の捕獲と役場が設置した捕獲檻で捕獲した有害鳥獣の処理を行っていただいております。

昨年度の捕獲頭数はサル、イノシシ、ニホンジカ、併せて258頭でしたが今年度は9月末日で当初予算計上頭数350頭に達してしまい、新たに200頭分の奨励金を今回の定例会で追加補正をお願いし農林産物の被害対策を行うものであります。

次にツキノワグマの出没についてであります。

今年度は県内各地でツキノワグマの出没情報が対前年度比で約2倍増加しております。エサとなるドングリなどの木の実が例年に比べて少ないことからエサを求めて下山してくるため目撃情報が増えているのではないかと県では分析をしております。

町内においては11月末現在33件の出没情報が役場に寄せられていて人身被害が起こらないようその都度、出没した地域に防災無線にて注意を促す放送を行い南部警察署やその地域の小中学校へ情報を連絡しております。

9月にはクマに出会わないための注意事項を掲載したチラシを全戸に配布し猟友会にはパトロールと人身被害の恐れが起きそうな緊急時には対応をお願いしております。

そんな中11月16日には岩欠地内の山林で町内猟友会の仲間6人でイノシシ猟をしていたハンターが一人で行動しているときにクマに襲われ頭部などを切る重傷を負った事故が発生しました。

県内に生息するツキノワグマは生息数が少なく要注目種に指定されていることから住民の安全確保を基本としつつ、できる限り保護する方向で対応するよう県の指導をいただいているため、今回の定例会でクマ捕獲用檻の購入費をお願いし捕獲したあとは地元住民の理解を得る中、再出没しないよう学習をさせ放獣することを考えております。

次に教育委員会の構成についてであります。

11月18日任期満了を迎えた小倉是勇教育委員、佐野雅仁教育長に替わり望月忠男さん、鈴木高吉さんのお二人の方が新たに教育委員に就任いたしました。お二人は11月6日の臨時議会において議会の皆さまのご同意をいただき11月15日に任命式を行いました。任期は平成24年11月19日から平成28年11月18日までであります。

11月19日には新体制初の教育委員会を開催し、その場において教育長、教育委員長職務代理、教育委員長の任期満了に伴う改選を行いました。その結果、渡邊勢津子委員が委員相互の推薦により教育委員長に選任をされ、ただいまごあいさつをいただいたところであります。委員長職務代理については池上要靖委員が指名をされました。また教育長には鈴木高吉委員が任命されました。委員会構成は次のとおりであります。委員長、渡邊勢津子。委員長職務代理者、池上要靖。委員、千須和繁臣、同じく望月忠男。教育長、鈴木高吉。

以上のとおり報告を受けたところであります。

次に公共下水道事業の加入状況についてでございます。

公共下水道の各戸への接続については平成24年11月30日現在、中富処理区は加入戸数995戸で加入率が65.4%。身延処理区は加入戸数269戸で加入率33.3%。下部処理区は加入戸数32戸で加入率24.4%という状況でございます。

今年度も未接続者の方には直接担当課職員が訪問し早々にも加入していただけるよう加入促進を図っておりますが今後ご理解・ご協力をお願いするところであります。

次に去る9月14日閉会の第3回定例会以降の主な行事等について申し上げます。

9月15日の下部中学校すいこう祭をはじめ地区文化祭、地区運動会、峡南衛生組合、峡南広域行政組合、一部事務組合飯富病院のそれぞれの定例会や臨時議会に出席をさせていただきました。また町村会への出席とともに山梨県町村会副会長という立場で国や県への各種要望活動を行ってまいりました。

なお、今年は任期満了に伴う町長選がございました。

9月25日告示、10月30日に投開票でありましたが町民の皆さんのご理解をいただく中で特に今回は戦わずして舵取りを任せていただきました。このことの重さ、重大さを痛感しているところであります。

私は議会だよりみのぶに「2期目に思う」と題して私の考えを申し上げますので、重

複しますが2期目の最初の定例会ですので再度申し上げ町民の皆さん、議会の皆さんのご理解をいただきたいと存じます。

さらに私は就任初日の10月24日、役場職員にも以下の6項目を申し上げたところであります。

そのはじめは行財政改革の断行であります。役場職員の意識改革をより進めプロ集団を目指します。子どもや孫に借金のツケを残さないよう健全な財政の町を目指します。

次は医療・福祉についてであります。

子どもにかかる医療費負担は中学生まで無料化を堅持します。身延いち・いち運動を展開し健康寿命山梨県一の町を目指します。

次に教育の質を高めた環境づくりについてであります。

教育委員会と力を合わせて町の宝物である子どもたちが勉強やスポーツ、文化活動に専念できる環境をつくります。

次は観光・産業についてであります。

観光は町の重要な産業です。このため町民総ガイド運動をより推進します。中部横断自動車道の早期開通と関連道路を整備いたします。

次は安全・安心なまちづくりについてであります。

東海地震対策として防災体制の整備強化や台風等に伴う土砂対策を推進いたします。緊急時の救命・救助対策として防災ヘリポートの充実・実現を目指します。

最後は将来のまちづくりについてであります。

まちづくりは人づくりです。明日の身延町を担う人づくりを強力に推進します。中部横断自動車道のメリットを最大限に生かし人口減少に少しでも歯止めがかかるよう若者が住める町、住みたくなる町を目指します。

仕事には細心の心配りが必要であることは当然であります。自分の仕事はもちろん上司の仕事も理解をし常に先を見、先を読み一步先取りをして無駄ゼロを目指していくことが大切です。そして万が一うまくいかなかったときはその責任は私が取ります。皆さんは思う存分仕事をさせていただきたいと思いと申し上げます。

結びに「千人心を同じくすればすなわち千人の力を得、万人心を異にすればすなわち一人の用無し」という中国の教えがあります。私はこの前段を「千人心を同じくすればすなわち万人の力を得」と考えています。厳しい財政状況であります。このようなときこそ私を含め職員との和が必要であります。行政に対する創意と工夫が必要であります。住みよい身延町を目指して心を1つにして頑張っていくことをお願いしたいと思います。

これからも厳しい財政運営が続くことが考えられます。こういうときこそ町民の皆さんも町が何をしてくれるのかのみを期待するのではなく今まで以上に自分は町のために何ができるのかを考えていただくときではないかと思います。

以上を申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

失礼をいたしました。

町長選の報告の中で10月30日投開票と言いましたが、9月30日の誤りですので訂正をさせていただきます。

それから東日本大震災の発災を昨年11月11日と言ったそうすけども、これも昨年3月11日の誤りですので訂正をさせていただきます。失礼をいたしました。よろしくお願いま

す。

○議長（福與三郎君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告ならびに上程を行います。

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度身延町一般会計補正予算（第5号））

議案第90号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第91号 身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第92号 身延町公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の制定について

議案第93号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の制定について

議案第94号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第95号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第96号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第97号 身延町暴力団排除条例の一部を改正する条例について

議案第98号 峡南広域行政組合規約の変更について

議案第99号 平成24年度身延町一般会計補正予算（第6号）について

議案第100号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第101号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第102号 平成24年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第103号 平成24年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）について

発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

発委第2号 身延町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

以上、報告1件、議案14件、発委2件を上程いたします。

日程第6 提出議案の提案理由の説明を求めます。

報告第8号から議案第103号までの15件について、望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回、提出いたしました案件は専決処分案件が1件、条例案件が8件、峡南広域行政組合規則の変更に係る協議案件が1件、平成24年度補正予算案件が5件の計15件となっております。

それでは個々について順を追って申し上げます。

まず報告第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第197条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定

により、これを報告し承認を求めるものであります。

平成24年12月10日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項

1.平成24年度身延町一般会計補正予算(第5号)であります。

続いて専決処分書について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をしたものであります。

平成24年11月21日

身延町長 望月仁司

処分事項

1.平成24年度身延町一般会計補正予算(第5号)

理由については国の解散総選挙に伴い12月16日、第46回衆議院議員総選挙と第22回最高裁判所裁判官国民審査が執行される。これに関わる選挙事務執行に補正予算の必要が生じたので専決処分をさせていただきました。

それでは報告第8号 平成24年度身延町の一般会計補正予算(第5号)の内容について申し上げます。

平成24年度身延町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,493万4千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8億1,111万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月21日 専決

身延町長 望月仁司

次に議案第90号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の議案を提出する。

提出日と提出者名は省略をさせていただき、提案理由を申し上げます。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に鑑み、身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第91号 身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

身延町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的支援の方法に関する基準を定める条例の議案を提出する。

提出日と提出者名は省略をさせていただき、提案理由について申し上げます。

地域の自主性ならびに自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に鑑み、身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 9 2 号 身延町下水道事業の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の制定についてであります。

身延町公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の議案を提出する。

提出日、提出者を省略させていただき提案理由を申し上げます。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行による下水道法の一部改正に鑑み、身延町公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 7 3 号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術者の資格等の基準を定める条例の制定についてであります。

身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の議案を提出する。

提出日、提出者名を省略させていただき提案理由を申し上げます。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に鑑み、身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 9 4 号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提出日、提出者名は省略をさせていただき提案理由を申し上げます。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に鑑み、身延町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 9 5 号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町営住宅条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

同じく提出日、提出者名を省略させていただき提案理由を申し上げます。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正等に鑑み、身延町営住宅条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 9 6 号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提出日、提出者名は省略をさせていただき提案理由を申し上げます。

簡易水道事業の健全化を図る観点から身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第97号 身延町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町暴力団排除条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提出日、提出者名は省略をさせていただき提案理由を申し上げます。

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町暴力団排除条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第98号 峡南広域行政組合格約の変更についてであります。

峡南広域行政組合格約の変更に関する議案を提出する。

提出日と提出者名を省略させていただき提案理由を申し上げます。

災害弱者等緊急通報システムに付置されている生活リズムセンサーの取り扱い事務の廃止および障害者自立支援法の一部改正に伴い峡南広域行政組合の規約の一部を変更する必要が生じた。

なお、この規約の変更については地方自治法第286条第1項の規定により協議が必要であり、この協議については同法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第99号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

平成24年度身延町の一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,721万4千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ83億9,832万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第100号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成24年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,367万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,460万1千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第101号 平成24年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

であります。

平成24年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,632万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,229万5千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第102号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について。

平成24年度身延町の簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,696万円とする。

以下は省略をさせていただきます。

最後は議案第103号 平成24年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成24年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,293万1千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

失礼をいたしました。訂正をさせていただきますと思います。

水道の条例の制定の件ですが、議案第73号と申し上げたそうですが議案第93号の誤りですので訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

町長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時15分

○議長(福與三郎君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に担当課長の詳細説明を求めます。

報告第8号および議案第99号について、笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは報告第8号 平成24年度身延町一般会計補正予算（第5号）の専決処分につきまして詳細説明をさせていただきます。

今回の専決処分の内容につきましては、皆さんすでにご承知の解散総選挙に関する経費を補正したものでございます。11月14日の党首討論で解散総選挙がいきなり飛び出しまして11月16日に衆議院が解散、12月4日公示、12月16日に投開票という年末総選挙が行われることとなったところであります。

この第46回衆議院議員総選挙と第22回最高裁判所裁判官国民審査にかかる経費につきましては去る11月21日、県の市町村課主催の選挙事務打ち合わせ会がかいてらすで開催され詳しく説明があったところであります。

それではまず6ページをお開きください。

まず歳入でございますけども、15款3項1目総務費県委託金に衆議院議員選挙費委託金1,480万円を計上いたしました。当然、国の選挙でありますので費用は国からのものでございますけども県を経由してまいりますので県の間接委託金ということになります。これに19款繰越金を13万4千円計上し合計で1,493万4千円の歳入総額といたしました。

次に歳出でございますが2款4項5目衆議院議員選挙費に1,493万4千円を計上いたしました。1節報酬には選挙管理委員さん4人分の報酬と投開票および期日前投票にかかる管理者立会人の皆さんにかかる報酬219万9千円を計上いたしました。3節は選挙投開票事務に従事いたします職員の時間外勤務手当701万2千円であります。11節につきましては消耗品や入場券および選挙人名簿等の印刷製本代188万3千円。それから13節委託料につきましてはポスターの掲示場作成、それから159カ所に及びます掲示場にかかる設置費および撤去費用171万9千円。14節使用料及び賃借料には投票所の暖房器具の賃借料、また投開票事務に使用いたしますパソコン、プリンター等の事務機器のレンタル料103万7千円を計上させていただきました。

いずれにいたしましても16日に執行されます衆議院議員選挙をスムーズに執行いたすための経費でありまして、国が示す単価で計算した費用を計上させていただいておりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、報告第8号の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして議案第99号 平成24年度身延町一般会計補正予算（第6号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず5ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費でございます。

11款1項農林水産業施設災害復旧費に林道三石山線1号箇所災害復旧工事として2千万円を繰り越しいたします。これにつきましては9月30日に本町に接近をいたしました台風17号による災害復旧でございます。今議会で計上いたしまして入札を執行し工事にかかりますと3月中に完成いたしませんので繰り越しをいたすものでございます。

次に6ページをお願いいたします。第3表 地方債補正でございます。

いずれも変更でございますが、まず前年発災災害復旧事業債につきましては1,870万円から2,500万円ということで630万円の増額でございます。これにつきましては林道三石山線の1号箇所災害復旧工事の起債の部分630万円を追加したものでございます。

それから続きまして過疎対策事業債でございます。

過疎対策事業債につきましては1億590万円から9,810万円ということで780万円の減額になります。これにつきましては当初予算では消防ポンプ車の購入を過疎対策事業で予定をしてございましたけれども、社会資本整備総合交付金が充当できるということになったために950万円の減額、それから三石山林道の開設事業負担金が増額されました。170万円でございます。これが170万円増額で差し引き780万円の減額となります。

続きまして公共事業等債ということでございまして900万円の増額になります。これにつきましては公共事業等債、下山のため池等の整備事業でございますけれども1千万円県営事業で負担金を支出いたします。この9割が起債の充当になりますので900万円の増額といたすところでございます。

それでは歳入から細かく説明をしてみたいと思います。9ページをお願いいたします。

9ページの2番目になりますが14款1項1目民生費国庫負担金でございます。これにつきましては1節に927万円、障害福祉サービス等の事業費負担金ということで国の2分の1の部分でございます。介護給付費や短期入所それからケアホーム等の障害福祉サービスにかかる経費でございます。それから2節につきましては保育所運営費の負担金でございますけれども736万8千円。下山、大野山保育所等未満児が増えたための補正で国が2分の1負担をするものでございます。

それから2項の3目土木費国庫補助金でございますけれども1節住宅費補助金につきましては44万5千円、社会資本整備総合交付金が耐震改修の設計費にも補助金が2分の1つくために44万5千円の補正でございます。それから2節の土木費の補助金でございますが、1,072万5千円。これは先ほどの起債のところでも申しましたが、消防ポンプ車を購入する費用1,650万円の65%が国庫補助としてまいるものでございます。

それから15款1項1目民生費県負担金でございますけれども1節2節とも先ほどの国の負担金とまったく同じでございます。1節につきましては県の4分の1の部分464万円。それから2節につきましては368万4千円でこれも県の4分の1の負担金でございます。

それから2項1目総務費県補助金に1節298万2千円、これにつきましては地籍調査の費用でございますけれども、東日本大震災のため基準点に誤差が生じてくるということでこの検証測量をすることに対しまして補助金がつくものでございます。

それから2目の民生費県補助金でございますが1節184万7千円を重度心身障害者の医療費助成事業の補助金ということでございまして、これは県で2分の1くれるものでございます。

次のページでございますが4目の農林水産業費県補助金でございます。2節林業費補助金170万円の補正でございます。これにつきましては特定鳥獣害の適正管理事業費補助金これはシカ、イノシシ、サル等、大変今年はいわけて200頭の追加ということで県で半分はみてるものでございますが150万円。それからツキノワグマ放獣事業補助金ということで1頭10万円、これは2頭分になりますけれどもツキノワグマの放獣事業これは県で100%補助をくれるものでございます。

それから5目の商工費県補助金でございますが3節に200万円。これは景観形成モデル事業の補助金ということで身延町内の観光案内板等を作成するものでございます。事業費は400万円で2分の1を県からいただけるものでございます。

それから10目の災害復旧事業費県補助金でございますけれども1節に1,300万円。これは200万円の事業費でございますけれども国の補助率が65%で1,300万円になります。

林道三石山線の災害復旧でございます。

それから次に16款の1項2目利子及び配当金でございますけども、これにつきましては各基金の利子分を補正いたしました。この基金の利子でございますけども、歳出のほうで予算を計上し、それぞれ積立金をいたしましたり、それから果実運用基金であれば事業の財源に組み替えてございますのでよろしく願いいたします。

それから17款1項2目指定寄附金でございますけども、まず15万円地域福祉に使ってくださいということでしたので地域福祉基金に積み立てをいたすものでございます。それから30万円教育施設で使ってくださいということでございますので、教育施設整備基金に積み立てるものとし30万円をいただきました。それから原小学校に50万円これは東京都の若宮さまからいただいたわけですが原小学校へ使ってくださいということでございますので原小学校のほうで支出をさせていただきます。のちほど説明をいたします。

それから18款1項3目福祉教育学校等就学奨励基金繰入金でございますけども、今年福祉教育の関係の大学へ行く人が多くて8名分80万円の増額補正でございます。

それから19款1項1目につきまして、繰越金でございますけどもこれは今補正において一般財源とするところを1億2,053万8千円の増額でございます。

それから21款1項2目につきましては、農林水産業債につきましては1節900万円下山のため池事業等の整備事業に充当するものでございます。それから2節につきましては170万円ということで林道三石山線の開設事業負担金、県で事業をいたしますが本町で負担をするものですが、それにつきまして過疎対策事業債がきくものでございます。

それから4目消防債でございますけども950万円の減額になります。これにつきましては先ほど申しましたが国庫の補助金がいただけますので起債を借りるのをやめるということになります。

それから5目につきましては災害復旧事業債630万円でございます。

それでは12ページの歳出のほうにまいります。

2款1項2目文書広報費でございますが19万2千円の増額でございます。これにつきましては有線放送の施設整備補助金ということで清住区へ補助金を支出いたします。アンプの故障機器の取り替え、それから屋外スピーカーの復旧工事費、総額38万5,350円の2分の1を町で補助するものでございます。

それから7項1目地籍調査費でございますけども13節に485万7千円。これにつきましては東日本大震災による基準点の杭を検証測量する費用でございます。

それから8項の1目下部支所費でございますが115万5千円、修繕費を計上いたしました。これにつきましては下部保健福祉センター、現在、支所、教育委員会が入っておりますが、この合併浄化槽が故障いたしましてマンホール蓋等を修繕するものでございます。

次に13ページになりますが3款1項1目社会福祉総務費でございますが、28節繰出金5,077万7千円につきましては国民健康保険特別会計の繰出金でございます。法定外繰出金が1,444万4千円の減額。それから法定外の繰出金、これはただ単に医療費が上がった部分でございますが6,522万1千円ということで差し引き5,077万7千円の繰出金になります。

それから3目の高齢者福祉費でございますが、18節備品購入費に300万円を計上いたしました。これにつきましては下部の生きがいデイサービスの送迎車を購入するもので10人乗りでございます。平成6年に購入いたしまして、かなり古くなっております。町民を乗せるも

のでございますので購入をいたします。12節、27節につきましてはそれに伴います自動車の保険料、あるいは重量税等でございます。

それから5目の障害福祉費でございますが13節に210万円。これにつきましては障害者の自立支援のシステムを改修するものでございます。平成25年4月より障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わっていくわけでございますけれども、それらによります変更に伴いましてシステムを改修するものでございます。

それから20節につきましては2,260万1千円ということで重度心身障害者の医療費助成が369万5千円。それから障害者の福祉サービス事業の事業費といたしまして1,887万1千円。これにつきましては介護給付費等々の費用でございます。

それから下のほうにまいりますけれども2項、次のページ14ページになります。8目につきまして民間保育所費でございますけれども13節の委託料1,473万7千円を予算計上いたしました。これにつきましては民間保育所の運営委託金でございます。

なお、その前にそれぞれ保育所で買う備品等の費用は載せてありますけれども書いてあるとおりですのでよろしくお願いたします。

それから4款1項1目保健総務費でございます。13節247万3千円の減。それから15節276万8千円の増額になっております。これにつきましてはドクターヘリの地域緊急搬送拠点整備、離着陸場の測量設計業務を建設課である程度できましたので工事請負費にもって行って工事をするものでございます。ドクターヘリにつきましては100%、3千万円、県でいただける事業でございます。委託料から工事請負費への組み替えです。それからもう一つ、委託料のほうにそよかせワークハウスの業務の中の送迎車を購入する自己負担分、町で負担する分29万5千円を計上させていただいております。

次に5目の環境衛生費でございますが19節に50万円を計上させていただきました。これにつきましては住宅用の太陽光発電システム、当初予算に30件を計上いたしました。150万円計上いたしましたのですがすでに住民からの申請が多くて、ほとんどない状況でございますので今回30件を補正させていただくものでございます。

次の15ページでございますが3項の1目簡易水道運営費でございますけれども13節の1,376万6千円。大城それから小原島の簡易水道の認可設計をするための費用でございます。これにつきましては来年度以降実施する事業でございますが、認可を本年度中に取らなければならぬということで予算計上をいたしましたものでございます。

それから19節36万7千円でございますが、これは小規模簡易水道の補助金でございます。中山が漏水の修繕それから消火栓等の取り替え工事で44万1,324円の2分の1、22万円を計上いたしました。それから湯之奥が水源の補修工事ということで21万円の10分の7、14万7千円、合計36万7千円でございます。それから28節1,393万1千円につきましては簡易水道事業特別会計の繰出金でございます。

6款1項4目農業土木費でございますが11節66万2千円修繕費を計上させていただきました。これにつきましては農道、用排水路の小規模な修繕事業維持修繕でございます。それから19節につきましては1千万円を計上させていただきました。これにつきましては県営ため池事業、下山で実施いたしますが県でやる事業でございます。4千万円の事業費でございます。本町は25%の負担ですので1千万円を負担することになります。

次に2項2目林業振興費でございます。8節320万円これにつきましては有害鳥獣の捕獲

報奨金が300万円、シカ、イノシシ、サル等でございますが追加させていただきます。それからツキノワグマ2頭分の放獣事業の報奨金20万円を予算計上させていただきました。

次に3目の林業土木費でございますけども次のページ16ページになります。19節に林道三石山線開設事業負担金173万8千円を予算計上いたしました。これは県の代行事業でございますまして今年度で事業が終わり来年度は開通をいたします。

それから7款1項1目商工振興費でございますが15節に345万円を計上させていただきました。これにつきましては下部温泉会館の奥の湯高温源泉の分湯管布設工事でございます。昨年の台風15号で下部川を横断しておりました高温源泉の分湯管が流されてしまい現在、仮復旧ということで河川を占用しておりますが占用期間も切れるものですから分湯管を布設するものでございます。

それから2項の1目観光費でございますが13節と15節73万5千円と326万5千円、合計して400万円でございますけども、これは山梨県の景観形成モデル事業ということで400万円の補助事業でございます。観光案内看板等を作成する事業でございます。

それから19節79万5千円の減額でございますけども天津小湊の物産観光展のお祭りが事業中止になりました。それで50万円の減額。また鴨川市フェスタにつきましては精算をいたしまして29万5千円の減額でございます。

次に8款2項2目道路新設改良費でございます。22節に400万円を計上いたしました。町道大道一之瀬線の道路改良、それから町道西谷線の道路改良、それぞれ200万円ずつの補償費を計上いたしまして400万円といたします。これにつきましては電柱等の移転で民地から民地に移転をいたしますので、かかる経費でございます。

それから5項1目住宅管理費でございますが、13節委託料45万円ということで、これにつきましては耐震診断の効果促進費ということで補助事業がつけましたので1万5千円の30件分を補正するものでございます。

それから19節につきましては予算の組み替えでございますけども木造住宅の耐震改修事業の補助金が1件減額で80万円。それから耐震改修設計費の補助金ということで設計にも補助金がつくということで80万円の増額でございますして19節は差し引きゼロになります。

それから6項の1目下水道総務費でございますけども28節177万7千円の下水道事業特別会計への繰出金でございます。

それから9款1項1目非常備消防費でございますけども、これにつきましては財源組み替えでございますして起債で借りるところを国庫の補助金がつきました。したがって財源の組み替えをいたします。

それから10款1項1目、一番下になりますけども8節の80万円につきましてはこれは福祉教育学校等就学奨励金8人分でございます。それから11節、12節、次のページの14節まで補正がございますけども、これにつきましては沖縄県の八重瀬町が年末本町にまいることになっております。これにかかる交流会の経費を予算計上しておりますのでよろしく願いいたします。

それから2項5目原小学校費でございますが、管理費でございますが18節の備品購入費に52万9千円。これにつきましては先ほど寄附金のところで寄附金ございましたけれども、それに伴いましてデジタル一眼レフカメラを10台、それからコンパクトデジタルカメラを7台、SDカードを8枚等購入をいたしまして事業をするということでございます。またコー

ルドテーブル、牛乳の保冷库が故障いたしましたので購入させていただくものでございます。

それから4項1目社会教育総務費でございます。28節25万6千円につきましては青少年自然の里特別会計の繰出金でございます。

次の2項公民館費でございますが、15節112万4千円につきましてはこれは静川公民館の分館でございますが敷地造成工事をするものでございます。横断側溝それから集水柵、それからアスファルト舗装をするものでございます。

それから次のページの一番上になりますが19節に50万円を計上させていただきました。これにつきましては西嶋の下町の公民館、集落公民館でございますけども、屋上外壁、軒天等の塗装および網戸の張り替え等の事業でございますして150万円の3分の1を町が補助をするものでございます。

次に11款1項3目でございますけども林業施設の災害復旧事業費でございますが15節に2千万円。9月30日にまいりました台風17号、事業の災害復旧工事でございます。

それから一番下の13款1項の1目から次のページ21ページまで、18目まではそれぞれ先ほど歳入のほうで説明をいたしました但利子分、それから寄附金等を基金に積み込むための予算計上でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上で議案第99号平成24年度身延町一般会計補正予算(第6号)の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長(福與三郎君)

次に議案第90号および議案第91号、議案第94号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長(笠井喜孝君)

議案第90号、第91号、この条例につきましては関連する条例でありますので一括して説明させていただきます。

それからお手元にお配りしました議案第90号、第91号、第94号、介護保険事業の資料ということでA3の資料をお配りしました。こちらに介護保険サービスの類型等が一覧になっていますのでこちらも参照していただきたいと思っております。

介護保険法の一部改正によりこれまで国が一律に定めていた指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営等に関する基準などを町の条例で規定することとされたため新たに条例を制定するものであります。

平成12年介護保険事業がスタートし、介護サービスの種類として居宅サービス、このサービスは役場の入り口にありますデイサービスや飯富病院が経営しているデイケア、訪問介護、訪問看護などのサービスが該当します。それに施設サービス、これはしもべ荘やみのぶ荘のような特別養護老人ホーム、ケアホーム飯富などの介護老人保健施設、これらの施設が該当します。そして平成18年4月から新たに始まった介護予防サービス、この介護予防サービスは要支援1、要支援2と認定された人が利用できる居宅サービスです。それに今回、条例制定する地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスなどがあります。

居宅サービス、施設サービス、介護予防サービスを提供する事業所は国の定める各種基準に準拠し県へ事業所設置の申請をし許可を受け、また指導監査なども県から受けます。これに対し地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所は町の許可を受けて原則、身延町に住んでいる要支援、要介護の認定を受けた者に対しサービスを提供するものです。

地域密着型サービスとは介護保険法第8条第14項において定期巡回・随時対応型訪問介護

看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、それに複合型サービス、この８種類のサービスと規定しています。また地域密着型介護予防サービスは介護保険法第８条の２第１４号で介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、この３種類のサービスと規定されています。

この合わせた１１種類のサービスの事業について議案第９０号と議案第９１号でそれぞれ基本方針や人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準等を規定しています。

冒頭申し上げたとおり、今までは国が一律に設けていた基準を市町村ごとに設けなければならないことから条例制定するわけですが、条例で規定する内容は国の基準を準拠し特段異なる内容を加えていませんので同じ内容となっています。指定を受ける事業所にしてみると国の基準か町の条例かの違いだけで申請先も町、指導監督を受けるのも町からであり、今までなんら変わるところ違いはありません。

議案第９０号の条例は１０章２０３条、議案第９１号の条例は５章９１条の条数があるボリュームのある条例であります。両議案とも議員全員協議会で説明させていただきましたので今回は逐条説明はいたしませんがよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして議案第９４号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。１５６ページをお開きください。

今回の条例改正はこれまで介護保険法に規定されていた地域密着型介護老人福祉施設、小規模な特別養護老人ホームのことなのですが、こちらの施設の入所定員と地域密着型サービス事業および地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を町の条例で定めるよう法改正されたことによるものであります。

ページの下段になりますが第３章第１３条の１つの章と１条２項を加える改正であります。第１３条第１項で地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は２９人以下また第２項で地域密着型および地域密着型介護予防の各サービス事業を実施する申請者の資格を法人であることと定める規定であります。

施行期日につきましては平成２５年４月１日であります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第９２号および議案第１０２号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは議案第９２号と１０２号について説明をさせていただきます。

まずはじめに議案第９２号 身延町公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

本条例の制定については国の地域主権改革一括法により下水道法の一部が改正されました。これは下水道施設の構造の基準と終末処理場の維持管理の基準について政令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定める旨の改正でありまして平成２５年４月１日までに条例の整備が必要となっております。

については条例の制定にあたり環境下水道課内での検討および関係機関との協議の結果、本町の下水道施設の建設や維持管理については他の自治体同様、国の政令で一律に定めていた構造

の基準、また維持管理の基準のもと適切に施設の整備や維持管理がされているものと考えていることから国の基準と同一の基準で条例を定めるものでございます。

それでは条例の内容について順を追って説明させていただきます。148ページをご覧ください。

第1条、趣旨。この条例は下水道法第7条第2項および第21条第2項の規定に基づき公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理の基準を定めるものでございます。

第2条は下水道法第7条第2項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準について次の3条から第5条までに定めるものでございます。

第3条は排水施設および処理施設に共通する構造の基準について次の1号から5号においてそれぞれ定めております。

第4条は排水施設の構造の基準は前条に定めるもののほか次の1号から次のページの5号においてそれぞれ定めるものでございます。

第5条は第3条に定めるもののほか処理施設の構造の基準を次の1号、2号において定めるものでございます。

第6条は適用除外規定でありまして前3条の規定は次の1号と2号に掲げる公共下水道については適用しないというものでございます。

第7条では下水道法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理について次の1号から6号においてそれぞれ定めるものでございます。

第8条の委任についてこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというものでございます。

150ページをご覧ください。附則であります。

施行期日、この条例は平成25年4月1日から施行する。

経過措置

この条例の施行日にすでに存する施設で第3条から第5条までの規定に適合しないものについてはこれらの規定はなお従前の例による。

ただし施行日後に改築の工事に着手したものの当該工事にかかる区域または区間についてはこの限りではない。

以上で議案第92号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第102号をご覧ください。

平成24年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表の地方債補正ですが地方債につきましては下部下水道事業にかかる起債でございまして特定環境保全公共下水道事業債は1,580万円から430万円を減額し限度額を1,150万円とし過疎対策事業債は1,570万円から430万円を減額し限度額を1,140万円と設定させていただくものであります。

内容につきましては湯町地内の真空弁ユニット、これを29カ所設置する予定でありましたが実施において20カ所の設置となったことから事業費が7千万円から5,100万円となりました。当初7千万円の事業費に対して国庫補助金2分の1の3,500万円と受益者分担金相当額5%の350万円を除いた3,150万円が起債限度額でありました。しかし実施にお

いて事業費が5,100万円となったことから国庫補助金2分の1の2,550万円と受益者分担金相当額5%の255万円を除きますと起債限度額は2,290万円となります。したがって起債全体の充当額が860万円の減額となりますのでそれぞれ430万円ずつ減額するものであります。

次に7ページをご覧ください。

歳入であります。3款1項1目下部下水道事業国庫補助金950万円の減額。これにつきましては工事費の減額に伴い当初の事業費7千万円が5,100万円となりまして事業費が1,900万円の減額となります。したがって補助率が2分の1でありますので950万円の減額ということでございます。

4款1項1目中富下水道事業一般会計繰入金87万2千円の追加。2目帯金塩之沢下水道事業一般会計繰入金18万6千円の追加。3目角打丸滝下水道事業一般会計繰入金29万2千円の追加。4目身延下水道事業一般会計繰入金132万7千円の追加。5目下部下水道事業一般会計繰入金90万円の減額でございます。これにつきましてはそれぞれの維持管理費の事業費にかかるものでありまして繰入金の合計が177万7千円の追加補正でございます。

7款1項1目下部下水道事業債860万円の減額。これにつきましては先ほど地方債の補正のところの説明したとおり、特定環境保全公共事業債と過疎対策事業債それぞれ430万円ずつ減額するものでございます。

8ページをご覧ください。

歳出であります。1款2項2目下部下水道事業建設費、15節工事請負費1,900万円の減額。これにつきましては真空弁ユニット設置数の減による工事費の減額でございます。

1款3項1目中富下水道事業維持管理費、11節需用費の光熱水費37万2千円。また2目帯金塩之沢下水道事業維持管理費、11節の光熱水費18万6千円。3目角打丸滝下水道事業維持管理費、11節の光熱水費29万2千円。4目の身延下水道事業維持管理費、11節需用費の光熱水費40万6千円。これにつきましては9月からの電気料値上げに伴う各施設の処理場施設の電気料に不足が生ずることから今回追加補正させていただくものでございます。

次に1款3項1目の中富下水道事業維持管理費の修繕費50万円につきましては国道52号伊沼地内の道路に設置してあります下水道、マンホールの舗装部分が破損していることからその修繕費として50万円を計上させていただきました。

4目身延下水道事業維持管理費の11節需用費のうち消耗品費13万3千円につきましては汚泥処理の脱水時に使用する薬品、凝集剤の費用であります。

13節委託料78万8千円の追加につきましては汚泥処理にかかる費用であります。通常汚泥の搬出は供用開始から4年くらいといわれておりますが当初予算作成の際に維持管理業者と打ち合わせをしましたが、本年度はまだ汚泥を引き抜くほど溜まらないという考えから当初予算に計上しませんでした。しかし来年、平成25年の1月ころからいよいよ処理して搬出しなければならないというような状況になってきました。これにつきましては日々大量に水を使用しております身延山病院や身延山久遠寺等の加入接続によるものが大きいと考えております。ついては汚泥の分析、運転管理、収集運搬、処分の業務委託料として78万8千円を追加補正させていただくものであります。

以上で議案第102号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第93号および議案第96号、議案第101号について、遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

それでは水道課から議案第93号、96号、101号の説明をさせていただきます。

まず議案第93号 身延町水道の布設工事監督及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

議案書151ページをお開きください。

今回の条例の制定につきましては、提案理由にありましたように地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の施行により水道法の一部を改正することによる制定であります。この改正については国で定める基準を十分参酌した上で地域の実情を十分考慮する中で各地方公共団体の条例で定めることとされ、平成25年4月1日までに条例の整備が必要となりました。これによりこれまで国で一律で定めていた1．布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準。2．布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格。3．水道技術者の資格に関する基準について水道法第12条および第19条の改正に伴い条例で定めるものであり国で定める基準を十分参酌し、また県・町の担当者との協議の中で条例により資格要件を定めるものであります。

議案書152ページをお開きください。

今回の制定の条例、第1条の趣旨につきましては前述のとおりであります。

また第2条は施設工事者の配置基準を定めるものであり、水道法第12条第1項に規定する布設工事監督者の監督業務に関するものおよび水道法第3条第8項に規定する水道施設の新設、増設、改造等の工事に関する項目を定めております。

また第3条は布設工事監督者の資格を定めるものであり水道法第12条第2項に規定された資格および経験に関する項目を定めるものであります。

第1項中（1）から（8）までは水道法施行令第4条に規定にする資格および経験年数であります。

（1）につきましては学校教育法による履修学歴が4年生大学で衛生工学、水道工学の学科目を修めた者で技術上の実務に従事した経験年数が2年以上の者。

（2）については学校教育法による履修学歴が4年生大学の衛生工学、水道工学の学科目以外を修めた者で技術上の実務に従事した経験年数が3年以上の者。

（3）については学校教育法による履修学歴が短期大学、高等専門学校で土木課またはこれに相当する課程を修めた者。技術上の実務に従事した経験年数が5年以上の者。

（4）については学校教育法による履修学歴が高等学校、中等教育学校で土木課またはこれに相当する課程を修めたもので技術上の実務に従事した経験年数が7年以上の者。

（5）については10年以上、上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

（6）については（1）および（2）において大学院研究科を専攻したあと技術上の実務に従事した経験年数が1年以上の者。

（7）については外国の学校において（1）もしくは（2）また（3）もしくは（4）までの同等以上の課程を習得したあと、それぞれの最低経験年数以上の実務に従事した経験を有する者。

(8) については技術士法の規定による上下水道部門に合格したものであって工事に
技術上の実務に従事した経験年数が1年以上の者。

(9) については水道法にかかわらず今回身延町独自で制定するもので3年以上、上下水道
に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第2項の簡易水道事業についても今回、身延町独自で制定するものであります。簡易水道事
業については全項中の(1) から(8) までの経験年数に対してそれぞれ2分の1以上に読み
替えるものであります。

また第4条は水道技術者の資格を定めるものであり水道法第19条第3項に規定する条例で
定める水道技術者が有する資格は次のとおりとする。

第1項中(1) については前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者の資格を
有する者。

(2) から(5) までの項目については第3条の規定する学校教育法による履修学歴と専攻
学部は同等であり、それぞれ4年から10年以上を定めるものであります。

(6) については厚生労働大臣の登録を受けたものが行う水道の管理に関する講習の課程を
修了したものの。

(7) については水道法にかかわらず身延町独自で制定するもので3年以上、上下水道に関
する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第2項の簡易水道事業については第3条第2項と同様、身延町独自で制定するものであり全
項中(2) から(5) までの経験年数に対し、それぞれ2分の1以上に読み替えるものであり
ます。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。

よろしくご審議をいただきたいと思ひます。

続きまして議案第96号について詳細説明をさせていただきます。

身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の詳細説明を行います。

議案書163ページをお開きください。

今回の改正につきましては、身延町簡易水道事業給水条例第27条の料金の一部を改正する
ものであり、提案理由にもありましたように簡易水道事業の健全化を図るものであります。

身延町の水道使用料は合併後5年を目途に適正料金を念頭に統一的な料金体系を構築すると
され、これまで旧3町の基本料金の統一や超過料金の統一また超過料金の改定などを行い平成
22年4月に現在の料金体系となり基本水量10立方メートル、基本料金700円、超過料金
120円で事業運営を推進してまいりました。

町の全人口に対する町営化率は83%であることを受け水道未普及地域の解消による統合事
業や老朽化した施設の更新また公債費の償還など一般会計からの繰入金約3億円となってお
り受益者負担の公平の原則からも適正な料金体系が求められています。

また身延町の組合で管理している施設においては高齢化や人口の減少等により施設そのもの
を維持管理し運営していくことが大変困難な状況に置かれ組合管理の施設の町営化への早期移
行が望まれているところであります。

また国では水道の普及率が97%を超えていることから今度は簡易水道や小規模水道などの
統合を推進し上水道化、公営企業化による料金水準の適正化や経営基盤の強化を図ることを推
進しています。このため国より平成21年度までに簡易水道統合計画書を策定し平成28年度

までには1市町村1水道という方針が示され公営企業化による独立採算制が加速しているところでもあります。

今回の料金体系につきましては基本料金、基本水量、超過料金について身延町簡易水道運営審議会に諮問したところ料金が適正な原価に照らして公正妥当なものであることを基本理念として審議を重ね検討してまいりました。

今回の水道審議会では基本料金を現行のままで基本水量を8立方メートルとして検討したところ基本水量を2立方メートル下げたことにより使用水量9立方メートルから8立方メートルの使用水量の少ない方の改定率が大幅に高くなり最大で35%アップとなることが分かりました。また使用水量の少ない方、低所得者や年金暮らしの老人、一人世帯か二人世帯で暮らしている方々が大半であることから基本水量を下げることは大変難しいという結論に達したところでもあります。これを受けまして基本水量は現行のまま、超過料金のみ20円の値上げをすることにより低所得者には負担が少なく改定率も2%から8%であることから超過料金を140円としたらどうかという結論に達しました。しかしながら国では平成28年度までに1市町村1水道化、いわゆる上水道化を推進し移行は国からの補助金は統合に関わる工事のみという通達がされているところでもあります。

しかし平成28年度末の上水道化は大変困難であり公営企業法では水道事業健全化計画を策定することにより向こう10年間、平成38年度まで猶予があり、その間に水道料金の改定を行い独立採算制で運営できる体制の構築を図っていくこととなります。

上水道化、公営企業化は大変難しい話であり地方の山間地など配水管は長く加入者は少ないなど独立採算制では公営企業化にはそぐわないなどの状況がありますが、なお今後を見据えていく必要もあることから段階的に料金改定を行っていくこととし今回の料金改定では基本料金、基本水量を改定せず低所得者を考慮し、議案書164ページを参照していただきたいと思いますが164ページ中、別表第1中超過料金1立方メートルにつき120円を140円に改正するものであります。

附則としまして施行期日につきましてはこの条例は平成25年4月1日から施行する。

経過措置としまして、この条例による改正後の身延町簡易水道給水条例、別表第1の規定は平成25年4月1日以降に決定し、または認定し、使用水量に関わる水道料金について適用し同年4月1日以前に決定し、または認定した使用水量および同月に決定し、または認定した同年3月分の使用料にかかる水道料金についてはなお従前の例による。

なお、今回の12月議会で議決されますと平成25年4月分からの水道料金が使用料として賦課されるということになります。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第101号 平成24年度身延町簡易水道事業補正予算(第2号)について詳細説明をさせていただきます。

予算書4ページをお開きください。第2表 地方債補正であります。

地方債補正の変更につきましては簡易水道事業債および過疎対策事業の限度額、合計1億8,930万円に設定しておりましたが本年度事業に伴う補助金交付決定額の減額に伴い簡易水道事業債を480万円減額し限度額を1億430万円に、また過疎対策事業債につきましては490万円を減額し限度額を7,530万円とし町債限度額合計を1億7,960万円に設定変更するものであります。

続きまして歳入からご説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

2款1項1目簡易水道負担金、1節の加入負担金37万3千円の増額補正につきましては委託工事負担金で県道下部飯富線、一色地内の道路改良に伴う水道管移設工事によるものであります。

4款1項1目簡易水道国庫補助金、1節の国庫補助金396万4千円の減額補正につきましては本年度事業の補助金交付決定の減額に伴うものであります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節の水道事業費繰入金1,388万5千円の増額補正につきましては説明欄のとおりであります。2節の公債費繰入金につきましては5万5千円の減額であり3節水道維持費繰入金につきましては10万1千円の増額補正であります。

6款1項1目繰越金、1節の繰越金2万4千円の減額補正につきましては平成23年度の決算に伴うものであります。

7款1項1目雑入、1節消費税還付金につきましては23万9千円の増額補正であります。

8款1項1目水道事業債、1節の簡易水道事業債につきましては480万円の減額。2節の過疎対策事業債につきましては490万円の減額であり、これにつきましては本年度事業の減額に伴うものであり合わせて970万円の減額補正であります。

次に歳出についてご説明させていただきます。8ページをお開きください。

1款1項1目簡易水道管理費、12節役務費の手数料であります。口座振替手数料の不足による16万円の増額補正であります。

15節工事請負費につきましては県道下部飯富線、改良工事に伴う水道管移設工事費47万4千円の増額補正であります。

2款1項1目一般管理費、3節につきましては人件費ですので省かせていただきます。

2款2項1目簡易水道建設費、15節の工事請負費につきましては相又簡易水道、清子配水管布設工事の当初事業費の内示額が要求額より1万5千円減額されて工事を進めておりましたが緊急防災減災事業であったことから当初予算額の100%に復活したため1万5千円の増額するものであります。

また湯町簡易水道県道湯之奥上之平線舗装本復旧工事2,940万円につきましては当初町で工事発注をする予定でありましたが県道は山梨県の管理であるため県に附帯工事がある場合には県と町の管理協定により、峡南建設部の発注となったため、工事費から負担金に事業費を組み替えるものであり、工事請負費を2,938万5千円減額するものであります。

19節の負担金補助及び交付金につきましては15節工事費の組み替えにより2,940万円の増額をするものであります。

3款1項1目元金、23節償還金利子及び割引料について財源組み替えであります。この財源としまして公債費繰入金5万5千円を減額し一般財源として5万5千円を財源組み替えとするものであります。

以上、議案第101号の詳細説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

次に議案第95号について、藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それでは議案第95号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせて

いただきます。

提案理由にもございますけれども公営住宅法の一部が改正されました。町営住宅の条例の一部を改正する必要が生じたので今回改正をします。

具体的には公営住宅法の5条1項・2項の改正によりまして公営住宅の整備基準を国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定める。また公営住宅法23条1号の改正によりまして入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で条例で定めるとされましたので今回改正をします。

158ページをご覧ください。

目次中第2章、町営住宅の設置。第3章、町営住宅の管理を2章の2をその間に入れるということで町営住宅の整備基準を設けるものでございます。

3条の次に次の章名および16条を加えるということで第2章の2としまして町営住宅の整備基準。

第3条の2から第3条の17まで16条を加えるものでございます。

建設する町営住宅は良好な居住環境が確保され、日常生活が安心して安全で便利な生活ができるような場所や設備でなければならない。建設費用や維持管理の縮減にも配慮をしなければならない。それから敷地の安全性、住棟等の基準、それから住宅の基準、住戸の基準、住宅内部の部分、それから共用部分、それから附帯施設、集会場、広場、緑地、それから通路等々を定義付けております。この内容は国土交通省令で定めている公営住宅の整備基準と同様の内容でございます。

次に160ページの下から7行目をご覧ください。

6条第2号を次のように定める。先ほど説明で申し上げたとおり公営住宅法の23条1号の改正によりまして入居の際の収入の上限を政令で定める金額以下で定めるという説明をいたしました。改正前は施行令に規定をする表現でありましたけれども今回は6条の2項に具体的に明記をするものでございます。

アからエまでが裁量階層として21万4千円。それからオになりますけどアからエまで掲げる以外の場合これは本来階層で15万8千円とします。本来階層というのは通常的一般入居者というふうにご理解をいただければと思います。金額はいずれも月額でございます。今回の改正によりまして入居者の資格要件は特段変更がありません。今までの運用と同様でございます。

次に7条第2項中「前条第2号イ」を「エ」に改めるということですが、これは先ほど説明した部分の条ずれの改正でございます。

次に18条の見出し中「及び延滞金」の徴収を削り同条の3項を削る。これは地方自治法231条の3第2項を規定しています手数料及び延滞金を徴収できるのは公法上の債権ということのみが適用されます。町営住宅の家賃は私法上の債権ということで3項の表現が適切ではないので今回削除をするものでございます。

それから附則に次の1項を加えるということですが、5項としまして平成18年4月1日前において50歳以上であり、かつ第8条第1項の規定により入居の申し込みをしたときに60歳未満であるものについては第6条第2号イ中60歳以上とあるのは50歳以上と読み替えて同号イの規定を適用する。この条文ですが、これは平成18年4月1日に単身入居者および裁量階層に関わる高齢者の年齢これが50歳から60歳に引き上げられました。今回の改正によりまして年齢が明示されておりますので経過措置として追加をするものでござい

ます。

この条例は平成25年4月1日から施行。ただし18条の改正につきましては公布の日から施行をしたいということでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

次に議案第97号および議案第98号について、赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

議案第97号、165ページから166ページであります。

身延町暴力団排除条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

本条例の一部改正は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が平成24年10月30日から施行されたことに伴い同法を引用する本条例中に条ずれが生じたため所要の改正を行うものであります。

以上で議案第97号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第98号、167ページから168ページ、峡南広域行政組合格約の変更について詳細説明をさせていただきます。

災害弱者緊急通報システムに付置されている生活リズムセンサーの取り扱い事務がNPO法人山梨県安心・安全見守りセンターに移管されることおよび障害者自立支援法の一部改正が平成24年6月27日に公布されました。

以上のことから峡南広域行政組合の規約を変更する必要性が生じたものでお願いするものでございます。

規約の一部変更の内容は第3条第1項第6号、災害弱者緊急通報システムに付置した生活リズムセンサーの取り扱い事務に関するものを削り、同条第8号中、障害者自立支援法を障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に、それから障害程度区分を障害支援区分に改め同条第7号を第6号に第8号を第7号に繰り上げるものであります。

附則はこの規約は平成25年4月1日から施行するものですが第3条第1項第8号の規定、障害程度区分を障害支援区分に改める部分に限っては平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第98号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（福與三郎君）

次に議案第100号について、佐野町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

それでは議案第100号 身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

国民健康保険の財政運営は医療費や後期高齢者支援金等の支出に対しまして、加入者の皆さまに納めていただく国民健康保険税と国や県からの負担金などの収入で賄われております。

9月までの医療費の実績から年額を算出いたしましたところ、昨年度と比べますと約4,900万円増額となる見込みとなりました。また被保険者の減少や経済情勢の悪化によりまして、課税所得そのものが減少しておりまして国民健康保険税は約1,400万円の減額となります。このような突発的な対応につきましては、基金を取り崩して対応ということになるんでございますけども、ご存じのとおり基金は23年度で取り崩しを全額してしまいましたのでこ

のたびの補正予算の歳出に見合う不足額の財源6,522万1千円につきまして一般会計から借入れをした予算となっております。

それでは歳入から説明をさせていただきます。まず8ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税でございます。税額等を改正していただきまして当初予算に反映したところでございますけれども所得の減少および被保険者の減少によりまして総額1,480万3千円減額補正ということになりました。

続きまして2款1項手数料、1目督促手数料でございます。これにつきましては国保税滞納者の手数料でこれまでの実績を計上させていただきました。

4款1項3目高額医療費共同事業負担金につきましては拠出金額に対しまして国と県でそれぞれ4分の1負担するもので今回は拠出見込みから算出したしまして197万1千円減額するものがございます。4目特定健康診査等負担金は27万9千円の増額補正でございます。

2項1目財政調整交付金は56万円の増額です。普通調整交付金でございます。2目出産育児一時金補助金は7万円の減額補正です。補助対象の実績によりまして減額ということがございます。

9ページをお開きください。

5款1項1目療養給付費交付金でございます。299万4千円の増額補正でございます。これは退職被保険者分に関わるもので1節の現年度分は274万4千円の増額です。2節の過年度分につきましては追加分の交付決定が決定したもので25万円の増額となっております。

7款1項の県負担金につきましては先に説明いたしました4款3目と4目の国庫負担金と同様に拠出金額に対しまして4分の1を県が負担するものがございます。今回、拠出見込みから算出したしまして合計169万2千円減額するものがございます。

2項2目財政調整交付金、1節財政調整交付金は352万4千円の減額となっております。

8款1項共同事業交付金2,145万6千円の増額補正です。これは高額療養費共同事業交付金で県内の市町村の拠出により医療費を賄う共同事業となっております。

9款1項寄附金15万円の増額でございます。これまで3件いただいたということで実績でございます。

10款1項1目一般会計繰入金、合計5,077万7千円の増額補正となっております。内容につきましては1節保険基盤安定繰入金1,317万9千円の減額でございます。保険税軽減分に対しまして県が4分の3、町が4分の1負担する中で一般会計より国保会計に繰り入れているものがございます。

続きまして10ページをお開きください。

2節保険基盤安定繰入金これは保険者支援分ということで102万6千円の減額です。低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で補填するもので国が2分の1、県と町でそれぞれ4分の1負担するものです。

3節職員給与費等繰入金これは10万5千円の増額で総務管理費の需用費増額分でございます。

4節出産育児一時金借入金88万6千円の増額です。これにつきましては補助対象が12件から5件に減額になっているんですけども対象者の補正前が今12件あったものが、補助対象は減ったんですけども12件から3件増えまして15件になりましたのでこれに対する増額分でございます。

5節の財政安定化支援事業繰入金128万3千円の減額です。財政安定化支援事業、これは低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど保険者の責めに帰さない財政需要に着目した補填金ということになっております。

6節その他一般会計繰入金6,527万4千円の増額です。これは国保の老人医療対策費補助金の町負担分の審査支払手数料の増加分が5万3千円あります。これ以外の分6,522万1千円の増額でございますが、これは歳出2款保険給付費の増加により歳入不足が生ずるため一般会計からの借入額を増額して国民健康保険の財政運営を行っていくというものでございます。よって当初からの足した借入額の総額が8,222万1千円ということになります。

12款1項1目1節一般被保険者延滞金52万2千円の増額となります。2目の4千円の増額は11月時点の実績でございます。

3款6目雑入につきましては3万5千円の増額でございます。

11ページをお開き願いたいと思います。歳出を説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費、11節需用費につきましては10万5千円の増額で消耗品、燃料費、印刷費、製本費の分でございます。

2款につきましては療養給付費の増加による増額と国保税の減収および国や県の負担金の額の見直しによりましてそれぞれ調整をさせていただいております。

1項1目一般被保険者療養給付費につきましては不足分5,842万5千円増額させていただきます。2目退職被保険者等療養給付費、不足分300万円を増額させていただいております。3目の一般被保険者療養費は財源の組み替えをさせてもらっております。国庫支出金を12万1千円減額しまして一般会計の繰入金として増額させてもらっております。4目退職被保険者療養費、19節負担金補助及び交付金は不足分15万6千円の増額でこれは11月分までの支給分の実績によりましての算出をしております。5目審査支払手数料、12節役務費につきましては手数料5万3千円の増額をさせてもらっています。これにつきましても11月までの支払実績によりまして補正をさせてもらっております。

2項1目一般被保険者高額療養費につきましては不足分442万9千円増額させてもらっております。これにつきましても11月分までの支給分の実績で計上させてもらっております。2目の退職被保険者等高額療養費につきましては財源の組み替えでございます。一般財源を27万5千円減額しまして療養給付費交付金に充てております。

12ページをお開きください。

3項1目一般被保険者移送費ということで4万2千円を増額させてもらっております。

4項1目出産育児一時金につきましては、歳入で説明をいたしました国庫補助金が7万円減少ということと該当が3件増加したということで126万円、増額させてもらっています。

5項1目葬祭費につきましては、やはり11月までの実績ということで22件、66万円支出しております。過去の実績ということで4件分の増額補正をさせてもらっております。

3款1項1目後期高齢者支援金につきましても財源の組み替えでございます。国庫補助金を591万8千円増額しましてその他319万3千円。これは一般会計繰入金、その他繰越金療養給付費交付金でございます。そして一般財源を172万5千円減額させてもらっております。

2目の後期高齢者関係の事務費拠出金これは3千円の減額で実績によるものでございます。

4款1項1目前期高齢者納付金につきましてはこれも実績によるものでございまして30万5千円減額をさせてもらっています。

続いて13ページをお開きください。

2目の前期高齢者関係事務費拠出金これも実績によるもので3千円の減額をさせてもらっております。

5款1項2目老人保健事務費拠出金につきましては2千円の減額でやはり実績によるものでございます。

6款1項1目介護納付金これにつきましては財源を組み替えさせてもらっておりまして国庫補助金を216万9千円増額して、あと一般会計繰入金その他ということで57万6千円を増額、そして一般財源を274万5千円減額してあります。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金につきましては県下の市町村で国保連合会に拠出するものでございまして国保連合会からの数値に基づいて算出したもので788万5千円の減額となっております。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましても155万4千円の減額でございます。

8款1項1目特定健診等の事業費につきましては3千円の増額です。

最後の10款1項1目予備費につきましても借入金が増えたということで予備費を取り崩しての予算という形で417万円の減額となっております。

以上をもちまして身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

次に議案第103号について、佐野生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野勇夫君)

議案第103号 平成24年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)について詳細説明をさせていただきます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額にそれぞれ25万6千円を追加して歳入歳出予算の総額を5,293万1千円とするものです。

歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金の25万6千円の増額は人件費、修繕費の補正のため一般会計から繰り入れをするものであります。

歳出についてご説明をいたします。7ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が4万8千円を増額補正するものです。3節職員手当等1万1千円の減額は扶養家族認定に伴う6万5千円の増額補正。宿日直手当は宿泊利用者の実績に伴う7万6千円の減額補正によるものです。7節賃金の12万6千円の減額は職員日程調整によるアルバイト賃金の減額補正。11節需用費18万5千円の増額補正は自動火災報知器等修繕費です。

2款運営費、1項1目体験施設運営費は20万8千円を増額補正するものです。11節需用費の修繕費は水道施設の詰まり除去等整備および街灯等修繕となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(福與三郎君)

詳細説明が終了しました。

次に発委第1号および発委第2号について、議会運営委員長。

伊藤文雄君。

○13番議員（伊藤文雄君）

発委第1号

平成24年12月10日

身延町議会議長 福與三郎殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 伊藤文雄

身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法109条92第4項および身延町議会会議規則第14条3項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が公布されたため身延町議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由である。

発委第2号

平成24年12月10日

身延町議会議長 福與三郎殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 伊藤文雄

身延町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法109条の2第4項および身延町議会会議規則第14条3項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が公布されたため身延町議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由である。

以上であります。

○議長（福與三郎君）

提出議案の説明は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時04分

平成 2 4 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 2 日

平成24年第4回身延町議会定例会（2日目）

平成24年12月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	佐野 富雄	2番	柿島 良行
3番	野島 俊博	4番	望月 明
5番	河井 淳	6番	芦澤 健拓
7番	松浦 隆	8番	深沢 脩二
9番	草間 天	10番	川口 福三
11番	渡辺 文子	12番	穂坂 英勝
13番	伊藤 文雄	14番	望月 広喜
15番	望月 秀哉	16番	福與 三郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	秋山和子
録音係	遠藤基
写真係	日吉康

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

なお会議中、写真撮影のために事務局が出入りしますけどもご了承を願いたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は4名であります。

まず通告の1番は野島俊博君です。

野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

通告に従いまして一般質問を行います。早速、質問に入らせていただきます。

まず1つ目といたしまして平成16年9月13日、平成の大合併、下部、中富、身延、やすらぎと活力ある開かれたまち、新町身延誕生から8年が過ぎ9年目に入っております。そしてその2年前の平成14年7月1日、法定合併協議会がスタートいたしまして昭和の大合併から高度経済成長、オイルショック、バブル景気といった時代が流れまして21世紀を迎えた平成16年9月13日をもって平成の大合併となりました。

平成の大合併当時、本地域の平成16年8月1日の人口が1万7,277人、平成24年8月1日現在では1万4,563人で2,714人の減。21世紀はいわゆる物の時代、物が溢れ豊かになった今、今までの延長線上ではなく視野を広げて見つめ直し違った世界をつくり出すいい機会ではないでしょうか。

「新しい時代の新しい生き方をみんなで考え新町身延が末代までも栄えることを願ってやみません」と私は当時、会社勤務時代に合併を総じてこのように言っていた時代でもありました。

しかしながら現状は平成24年9月1日人口1万4,548人、今日の社会情勢は少子高齢化が進行する人口減少社会に向かい地震など自然災害の不安が増大し、また環境問題への関心が高まってきています。

一方、行政運営は長期化する円高、株安、デフレ等による税収の落ち込みなどにより大変厳しい状況下に置かれております。このような状況のもと町民生活者の目線に立ちながら現庁舎の問題点を洗い出し新庁舎の必要性も踏まえ今後庁舎の位置、あり方等をどのように考えていくのか。行政サービスのあり方について、また建物の老朽化や耐震性上の問題、町村合併により生じた庁舎、部署の分散立地に伴う非効率性の問題あるいは行政の効率化、災害時の防災拠

点など庁舎に求められる基本的な課題をどのように解決していくのか等、議論していかなければならないのではないかと私は思うところです。

庁舎には効率のかつ効果的に行政運営を行う場といたしまして大変重要な機能が求められております。昨年の台風15号の豪雨によりまして改めて防災上または防災機能の重要さや公共施設の役割を認識したところでもございます。

そして庁舎のあり方、財政面、建物の耐用年数の問題をどのように考えていくのか。町役場とは町民の役に立つ場所と書いて町役場であります。いずれにいたしましても町民の利便性を考えた場合、町域全体からのアクセスを重視した地理的中心性を選択するのか。またはなるべく多くの町民の利便性を考慮した人口的中心性を選択するのか。または町有地、公有地の活用を前提とした選択になるのか。本来であれば合併協定書の中で挙げているように、すでに話合っていないなければならない事項であると思っております。

望月町長にありましては合併時旧中富のトップでありまして、また合併という大きな仕事を大変な思いで成し得たこと。そして合併後2代目の町長であります。大変厳しい時期を町政に携わってこれ大変ご苦労をなされました。それ故に今回この件に関し当時をよく知る望月町長に質問できることは大変よい時間をいただいたと思っております。

それでは合併後の新庁舎の位置について質問をしていきます。

平成の大合併、下部町、中富町、身延町を廃し新町の名称を身延町として以来8年が経過。合併協定書におきましては1つ、新町の事務所の位置は当分の間、暫定的に南巨摩郡身延町切石350番地、中富町役場とするとあります。2つ目に将来の新町事務所の位置については交通事情や他の官公庁との関係など町民の利便性を考慮する中、町民参加による審議会の設置など協議方法を含め合併後速やかに検討を開始するとあります。さらに新町建設計画1章、計画策定の方針の(3)に本計画の計画期間は2014年、平成26年度までとなっております。

それでは合併して10年を2年後に控え、町長といたしましてはこの件に関し今どのように考えておられるのか答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長(福與三郎君)

望月町長。

○町長(望月仁司君)

ご質問にお答えをいたします。

将来の新町の事務所の位置につきましては、ただいま野島議員が申されたとおりでございます。ただ1点だけちょっとお聞きをしたいと思いますが平成24年までにうんぬんということがございましたが、それについては私には記憶がございませんのでまたのちほどお聞きしたいと思っております。

その他につきましては平成16年合併前の4月27日に調印をいたしました合併協定書に記されているとおりでございます。また合併協議会が平成16年3月に策定した新町建設計画の第7章、公共施設の統合整備についての中にも新たな公共施設の整備に当たっては財政状況等を踏まえる中で、事業の効果や効率性について十分検討をするともに既存の公共施設の有効利用、相互利用等を総合的に勘案し効率的な整備に努め、さらに本庁の新庁舎については当分の間、暫定的に現在の中富町役場に置くものとし新たな建設計画等については交通事情や他の官公署との関係など町民の利便性を考慮する中で検討していくと記されておりますので野島議員がおっしゃるとおりでございます。

しかしご案内のとおり平成16年、3町合併当時の人口は先ほど申されましたとおり1万7,277人でした。合併後8年が経過して現在の人口につきましては今日現在1万4,475人、16.2%の人口の減少、高齢化率は39.2%となり少子高齢化が一層進展している状況にもございます。

また本町の財政状況につきましてご案内のとおりですけれども歳入の根幹である町税が景気の低迷や高齢化による所得の減少などにより町税収入の伸びが期待できない状況にあります。そして平成24年度一般会計当初予算における地方交付税は歳入の52.6%を占めておりますが平成27年度からの普通交付税はこれのご案内のとおりですけれども平成27年度に1億円減り28年度から31年度まで2億円ずつ減り平成32年度に1億円減って身延町の一本算定額となります。総額で約10億円減ることになるわけでございます。

小さくても効率的な役場を実施するには中枢機能をなるべく1カ所にまとめ町民の便宜を図っていくのもこれも1つの方法と考えますが町の行政機関が各所に分散しているからといって一概に町民の皆さんにより質の高い行政サービスが提供されないということは考えにくいと思います。このことにつきましては具体的に行政のほうでは前町長さん、そして今私どもも手はつけておらないことも事実でございます。先ほど申し上げましたとおり先も見えない、非常に厳しい財政状況等を考えますと役場新庁舎の建設は現実問題として大変難しい問題であり将来に向けての課題と考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。

私の質問いたしましたのは今、町長がおっしゃるとおり財政面において建設というのは非常に難しいと思っております。しかしながら10年後ということで新町建設計画の第7章にありましたとおり26年までにこれをどのように進めていくか、また審議会等を設けて話し合っていくというような項目もありましたけども、どのようにこれを進めていくのかというところを私はお伺いしました。特に新庁舎の位置ということでここに書かれたとおり、それを聞いたかったわけでありまして、今の答弁からはそのようなところがちょっと見えませんが、これから新庁舎がなければ、この庁舎で先ほど町長がおっしゃいましたとおり本当に効率よくやっていく努力をこれからしていくというような形で私はこれを受け止めました。そういうところで新庁舎の位置ということが今はっきり、ここであるのか、またどこでやるのかということは聞きませんでしたけども、これからあと2年ありますけども、そのへんのところを含めて、しっかり説明していただきましたが、それに連なって1カ所で用事が済む庁舎、誰もが利用しやすい庁舎、効率化・経済性のあるそういった視野に立った庁舎、防災拠点、町民を守る庁舎ということを含めながらやっていかなければならないのではないのでしょうか、そんなふうにしておりますけれども、今後ともより一層そういうことを話し合いして平成26年までにはそのへんのところの回答をいただきたいなとそんなふうにしております。

以上であります。

それでは次に移ります。組織風土の変革について聞いていきます。

行政改革実行プラン、一人ひとりが改革の担い手、そして職員の構造改革を推進、大変重要

な立派な指標であると思います。本町を取り巻く状況と課題、特に外部環境は社会経済情勢の変化、地方分権の進展等、内部環境においては団塊世代の退職等、近年大きく変化しております。また円高、株安、デフレ、町を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。そして地方分権時代の到来により自治体職員に求められる能力が大きく変化しており自己責任・自己決定により町行政を推進していかなければなりません。財政面での制約、ベテラン職員の退職に伴うサービスの低下を防ぐためには個々の職員のスキルアップは必要不可欠であります。ベテラン職員の技術伝承が必要となってきております。

現行の行政は単に業務を行うだけではなく、町民に対してなぜその業務を行うのかという説明責任が求められるようになり、町民との協働でことを進めていくためには職員がみずから考え伝えることにより町民との相互理解を行いながら業務を進めていく能力が求められます。

そこで一般的に提案制度の目的は何かということを問うと1つは広く職員からの行政経営等に関する提案を奨励することによりまして職員の意識改革、行政の効率性の向上および業務改善等の成果を全庁的に広げ町民サービスの向上に資すること。

2つ目は職員の創意工夫を広く奨励し、これを活用することによって職員の経営参画意欲を促進し、職場の意識の高揚を図ることが目的となるのではないかと私は考えております。

では改善提案制度の役割は改善提案の基本は今よりよくすることが目的であります。何をよくするのか、「その点」といった一番大切なことが置き去りにされている場合があります。改善提案は人材育成の道にもつながりますので、正しい改善提案とはどういうものかをしっかり考え、なんのために誰のために取り組むのかを明確にすることが非常に大切であります。

質問いたします。直接的役割、教育的役割、自治体経営参画的役割をどのように考えているのか答弁を求めます。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

改善提案制度は職員の創意工夫を広く奨励し、これを活用することによって職員の自治体経営参画を促進し職場の士気の高揚を図ることを目的といたしておりますが、それぞれの役割の内容を挙げますと直接的役割については「業務方法の改善」「事務の合理化・能率化」「働きやすい職場づくり」「能率の増進・合理化」などが挙げられ、これらを実践することによって公益を創出することができます。また教育的役割については「コスト意識の向上」「問題意識を持つ」「仕事の主体性を持つ」などが挙げられ、これらを念頭に置き業務を遂行することによって仕事への士気の高揚につながり職員個々の能力を向上させることができます。

自治体経営参画的役割については「参画意識を向上させる」「自治体と個人の一体感を高める」などが挙げられ、これらによってさらに職員の自治体経営参画意識の向上につながることができると考えております。

今後はこの3つの役割を職員が理解するとともに前例踏襲を改め職員みずから改善に取り組み効率的な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

今お答えをいただきました直接的役割、教育的役割、経営参画的役割というのは私もそのように思います。こういう改善提案を今後、職場での推進、改善そして町民の信頼、満足の向上、さらなる実行へとこれは続きまして評価することで次の実行へとまわすことにより次の改善へつながっていくことになるのではないかと考えます。

ぜひ主権者である町民のために活力ある「職場づくり」に向けて、これらのことをより一層推進していただきまして職場に勤めていただきたいというふうに思うところであります。ありがとうございました。

それでは次に移ります。では活力ある職場づくりとはを考えてみたいと思います。

管理監督者には組織目標を効果的に達成していくために高い目標を目指し組織を発展させるための推進と人的資産の拡大に結びつく人材育成マネジメントの実践という2つの大きな役割を担っていると私は考えます。

同時に職場を常に生き生きとした活力ある状態に保っていくための職場の活性化も重要な役割の1つになります。業績向上のためには個人の力もどうしても必要ですが集団の活力も上げていかななくてはなりません。このように職場の変革は管理者にとって大変重要な課題であることを常に認識し管理にあたってほしいところであります。

職場の変革、チャレンジを恐れない職場風土にしたい、一人ひとりが主体的に考えて動く職場にしたい、自由に本音でものが言える職場にしたい、人が育つ職場文化にしたい、このことは自治体経営上で求められる組織風土の一例であると思います。しかしこれらの改革策を推進するだけでは本当の意味での改革にはなりません。職場でのサービスがどう変わったのか、仕事の効率性はどう高まったのか等、改革が目に見えるものとなるためには各職場の職員一人ひとりがITの有効活用、仕事の進め方の見直し、窓口サービスの向上など日常業務の改善、改革に率先して取り組むことが不可欠であると私は思うところであります。

それでは質問いたします。組織風土変革にどのように臨むのが答弁を求めます。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

組織風土とは、組織の考え方や行動様式を規定しているもので暗黙のルールとなっているものを意味し組織の体質をつくり上げているものと考えております。組織風土の変革につきましては職員一人ひとりの意識が変わり、その集積で風土が変わっていくことであり職員の意識改革が最も重要な要素だと考えております。

今後は役場全体を一度に変えるという発想ではなく職員の意欲を引き出す改革の流れをつくり出す機運を醸成するとともに職員一人ひとりの主体性に立脚した工夫を継続していき、よりよい役場組織が確立できるよう組織風土改革に臨んでいきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

私はこの職場風土改革ということはこのように考えます。まず目指す職場像はということで

1つ目がモラルの高い職場。意欲が低ければ良い仕事はできません。意欲とプライドを持って働くことができるモラルの高い職場が求められます。また職員の意欲は職場の改善を進める原動力にもなると思います。またみずからの仕事や積極的な姿勢が公平・適切に評価されること。各職員が自己研鑽に努めるとともにそれに対する職場の理解や支援があることも大変重要であります。

改革意識の高い職場につきましては、改革は身近な業務から変えていくことが大変大切であります。従来の仕組みや前例に捉われず新しい発想や手法を積極的に取り入れることも大切。また新たな仕事さまざまな意見を受け入れる自由活発な雰囲気と職員の意見を実行に移し成果につなげていく仕組みが求められます。

サービスレベルの高い職場につきましては、高いサービスを提供するためには来訪者の声かけや不快感を与えない身なり、親切丁寧な対応など町民に好感が持たれるような努力だけではなく、みずからの職務を熟知し迅速・的確・正確に行うことが必要であります。町民への説明責任を常に意識し自分の仕事に責任を持って取り組まなければなりません。

生産性の高い職場につきましては町の限られた経営資源を最大限に活用し費用対効果を常に念頭に置き無駄を省き仕事の効率性を高めることを習慣づけることが非常に大切であります。また民間企業や他団体の有意義な取り組みを吸収することも有効であると思います。そして一人ひとりが地方行政のプロフェッショナルとして自負を持ち依存受身から脱し支配や助力を受けず自分の行動を自分の立てた規律に従って正しく規制することを目標にして積極的な自己研鑽を積み最も大切であります町民の視点に立って考え主体的に行動できる高い行政マンを目指し職員の行動につなげていくことが大切ではないかと思えます。こういう職場、行動改革をぜひ求めたいと思っております。

次に移ります。人事確保の戦略、戦略的な人事政策の構築について聞いていきます。

将来のビジョンを実現するためにはその実現に貢献する人材をどのように獲得し育成し評価し処遇していくのか。その具体的な戦略が必要になってきております。自治体が今後みずからの手で戦略的な人事政策を構築するためには私は3つの視点があると考えます。

1つ目は求める人材像、職員像を明らかにすること。2つ目は必要な人材の構成を検討すること。3つ目は貢献を引き出す仕組みをつくる必要があります。そしてこれは大変大事なことであると思えますけど人を育てるとは共に働く部下や後輩の将来を、家族を含め、より幸せなものにし所属する組織をより発展させる長期的な、かつ、価値ある努力であると思っております。このことが大変重要な、また大変大切なことであると思っております。そして人を育てるということはよいところを認め、なおかつそれをより一層伸ばして相手を変化させること。まず癖を直し新しい能力を付ける、態度を変えさせる。あなたは人を育てていますかということになります。そのとき忘れてはならないことは人を育てる側も相手から教わることがいくつもあるということであります。決して忘れないこととございます。要は見るもの聞くものすべてがわが師であるということであります。職場にはいろいろなタイプの人材が働いております。俗に十人十色といわれますが、さまざまな個性の持ち主がそろっているから職場組織としても成り立っていると考えます。この各人の個性をどのように融合させ自分の戦力にしていくかがこれからの時代のカギであると考えます。

そこで大事になってくるのは自他共存、調和協調、共尊共生の精神であると思っております。相手の存在があって、あるいは相手のおかげがあってはじめてこうして生きていられる。

さらに自分と異なっているから素晴らしいのでありましてその違いを認め、その違いが自分がないものであればそれを戦力とし尊重し協力していくところに人間社会の原点があるということになります。「あなたは人を育てていますか、決して不必要な人はいませんよ」ということになってまいります。上司も部下も同じ職場に働く仲間であります。その個性と知恵を結集し職場内が一丸となって目標に向かえるように組織を活性化することが大切であり町民の皆さまが求めていることであると私は考えております。

以上のような視点で質問をしていきます。

まず求める人材、職員像はについて答弁を求めます。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

本町が求める人材像は、基礎能力、分析力、実行力を持ち住民から信頼される職員であり、そのためには、1つに法令知識、専門知識を有し効果的な政策立案を実行できる。2つに住民や地域の状況を把握し適切な判断、意思決定ができる。3つ目に住民や地域、組織のためにみずから考え改善・改革が実行できる。これらの能力、姿勢を有するとともに、そのための能力開発に積極的に取り組む職員こそ本町が必要とする職員像だと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。

同じことだと思いますけども、それを私がちょっとまとめてみますと例えば求める人材像、職員像が企画力、情報収集力、行動力に富み常に5年先10年先を見据える創造人間。仕事は追われるものではなく逆にみずから創造し追いかけるもの、そのときはじめて先が見える。求める職員像実現に向けた対策になるとほとんどの自治体が研修の見直しや自己啓発の促進が中心で一生懸命取り組んでおりますが、さらなる努力をお願いしたい部分も大変あります。求める職員像を明らかにすることは職員にどうあってほしいのかという組織の期待を明らかにすることになります。したがって、その方針を示すだけでも十分に意義があるといえるかもしれません。

しかし組織が職員への期待を示しただけでそのためのサポートもシステムも見直しも不十分なものであればかえって職員の期待を裏切る結果になります。本来、組織が求める職員像を明らかにする目的は必要な人材の確保、育成に向けて人材のシステムを関連付け効果的にその実現を図るためにあると考えます。

したがって求める職員像とは人事政策の達成すべき目標でありまして戦略的な人材マネジメントの目標すべき到達点でもあります。ときには焦点を絞り込み次のような対策に優先的に取り組むことが必要であると私は考えます。その対策としては職別の役割や職責と整合性の確保、人事考課システムの考課基準へこれを反映させる。人材育成のためのキャリア形成システムを構築する必要がある。そしてなりたい自分を掲げ、それを叶えるプロセスの構築が必要になるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

必要な人材の構成の検討についてはどのようなことを考えておりますか回答を求めます。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

自治体の採用計画は定員適正化計画にしたがって計画的に採用しております。しかし自治体の事務が今後も増大する中で現在の正規職員数を増やさずにいかに抑制するかが焦点となっております。人員を抑制することは重要な経営施策であります。正職員数の枠は増やさず、また臨時職員も極力抑制するというだけでは施策の充実には結びつかないと考えております。重要なことは仕事の質や量に応じた人材の確保と総人件費の抑制を両立させることであります。仕事の質や量に応じた人材を確保するには次の2つの視点が重要だと考えております。

1つはどのような貢献を行う人材がどの程度必要であるか。2つはそのような人材をどうやって確保または育成するかであります。今後の施策を見通した上で専門的な職務や定型的な事務の増大を予測し、それぞれの職務の特性に応じてどのような能力のある人材がどの程度必要になるのか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。そういうふうに回答していただきますと大変よく私は分かります。

したがって今後は正規職員のみならず多様な任用形態を組み合わせることによって総人件費の抑制を図ることも必要であると思います。行政各分野の主体的な検討をもとに長期要員計画を策定し人材と任用の効果的な組み合わせを実現することを期待するものであります。

それでは次の質問に入ります。

次に貢献を引き出す仕組みについて答弁を求めます。お願いいたします。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

職員の貢献を引き出すには次の3つの視点が重要であると考えております。1つ目は個を尊重し個性を育てるシステムを構築することです。2つ目は人事の諸制度を連動させ、一貫性を持ったシステムを構築することでもあります。3つ目には職場の役割を明確化し、職場の人材マネジメント機能を充実することであるとと考えております。この3つを三位一体として展開することで貢献を引き出させるものと考えております。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

今の回答にもうちょっと加えていただければと思いますけども、人は機会を与えられ経験し評価されて成長するものであります。職場では任務を与えられ目標達成に努力し上司や仲間から評価されるというプロセスが有効に機能していなければなりません。人材の育成、評価、活用に関しては職場は大変重要な役割を担っており、それだけに管理監督者の責任は重いといえます。職場のマネジメント機能をより充実することが必要であると思います。このことを付け加えれば今のことはよく分かるのではないかなというふうに思っております。

それでは次に移ります。

民間と自治体の違いを一言でいえば競争原理が働いているか否かという部分でありますし、この部分でさまざまな方法や違いが出てきております。自治体にも民間と同じように本来は競争にさらされている部分もあるのですが残念ながら自治体にはそういう認識がほとんど感じられません。予算について、民間にあっては使ったことに対してどのように結果が出ているのか、この点が重要でその結果で判断されます。当然、自治体も目的には行政という基準があり、その部分に対してはかなり歯止めがかかる部分でもあります。公正にやりながらいかに効率よくやるかという部分で「利益を上げるために効率よく経営する」という民間の基本的な活動から自治体が学びとることはたくさんあります。

では質問に入りますが民間企業派遣研修の実績と評価の答弁を求めます。お願いします。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

職員の民間企業派遣研修については計画期間が平成22年度から平成24年度の行政改革実行プラン第2次改訂版の身延町人材育成基本構想の推進の施策として位置づけられておりますが業務の多様化や専門的分野が求められることからさまざまな研修内容の選択肢がある山梨県市町村職員研修所の研修に重点を置いて受講しており民間企業への派遣研修は行っておりません。

今後、民間企業の業務に触れることにより公務員として自分の仕事を客観的に見つめ直し住民サービスの本質を考え実行する力を身に付けるよう実施に向けて今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

まだ研修はされていないということですね。ちょっと私は残念だなと思います。ぜひやっていただきたいなと思います。

私は民間企業派遣研修実施の目的としてこのように思います。民間企業と公務員の違いを肌で感じて職員の意識改革を図り本町のコーディネーター、「みずからが考え行動する人材」、「みずから問いを発し、みずから答えを見つける人材」として必要な能力。1つは企画力、創造力。2つ目は行動力、実行力。3つ目は指導力。4つ目はチャレンジマインドを習得させ、組織の活性化と住民に元気を与え町長の言う「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延」実現に大き

く寄与できる人材を育成する。私はこのように思います。皆さんはいかがでしょうか。そして「研修の効果は」と言いますと多くの職員に民間の仕事に対する姿勢を習得させ、そして多くの職員が経験することで町役場内組織に影響を与える。そして研修を終えた職員は所属の職場内をはじめ職員講座等を活用し、研修で得たノウハウを波及させると考えますがいかがでしょうか。

研修とは日々学び「人生において不必要なことは何一つない」これが研修を終えたときの思うことであると私は思います。

例えばごく簡単なことでありますけども銀行で学ぶ、どういうことかと言いますと常に先行、受け身ではないあいさつ、入ればいらっしゃいませ、終わればありがとうございますの言葉の響きであります。感謝を表す言葉として使われるありがとうやありがとうございましたという言葉の響きはなんとも言えない暖かみとお互いに相手を思いやるやさしさがこもり、そばで聞いていても実に気分のいいものでありますけども、この言葉が遠くにいても姿を見ればとんでくる、職場の教養を感じます。職員の皆さんは受け身ではありませんか。職員の一言あるいは会釈、訪ねる人はほっとします。そして会釈、あいさつでコミュニケーションが取れる。素晴らしい笑顔の職員もいらっしゃいます。これもできる人の行動特性、「適材適所を考えてはいかがでしょうか」ということになります。

入ってどこに行けばいいのか、受付はどこ、またあるいは課別・土足厳禁の表示、窓枠がなく入り口が締まっている場合は「入っていいのか否か」迷う、このようなことはありませんでしょうか。受付での内面的な提案改善はあるのでしょうか。職員どうし、あるいは課、室お互いに職場の巡視を行ってはいかがでしょうということになります。そうすると改善提案というものはいくらかでも出てくるような気もいたします。

私たち議会は議長ほか議員、事務局で議会基本条例の先進地視察を10月に実施いたしました。そのとき神奈川県の開成町のある課をのぞいたところ職員全員がこちら向きで座っているではありませんか。そしてあいさつがとんでくる。良いか悪いかは別にしても活気を感じます。入れば即あいさつがとんでくる。気持ちが大変いいと思います。研修とはよい悪いは別にして、どこへいっても勉強になるということです。皆さんが銀行へ行って座っているだけでも勉強になりますし企業を訪ねて働いている様子を見るだけでも勉強になります。そして物づくりとはどういうことか。これはもちろん法的要件を満たしながら安全を確保し社会のため従業員のため、またその家族のため一生懸命、物を作っている姿を見るだけでも勉強になります。さらに物を作るということは100の原料を投入してそれに対してどのくらい製品になるか。70になるか90になるか、いわゆる歩留まりを上げるためにお互いに知恵を出し合って無駄・むら・無理を徹底排除し原価を下げ環境に配慮し、お客さまに安心して使っていただくための努力を惜しみなくつぎ込んでいる様子、製品を世に出す気持ちは父親の感覚といたしますと、まるで娘を嫁に出す気持ちですね。要は嫁ぎ先で役に立っているのか。大事に使ってもらっているのか。本当に心配になります。ぜひこのような視点で見たい。そしてこれはそんなに難しい問題ではないと思います。ぜひこれをやっていただきたい。さらにこの民間の保育園、どのような苦労があるのか、一人何役か、おおぜいの子どもを預かり家族のために社会貢献を果たしていただくためにお父さんお母さんにしっかり働いてもらう、これも感謝ですね。見るところ、考えなくてはならないところはいっぱいあるのではありませんか。どこへ行っても勉強ができる、研修で得られることは山ほどあります。ぜひ、取り組んでいただきたいと思って

おります。

それでは次に移ります。

民間企業の営業の第一の目的は社会のため社員・家族のため利害関係者のため企業の利益追求にあり、社会や地域住民を無視して成り立つわけではありません。一方、公務員の第一の目的あるいは使命は町民福祉を図ることだと思います。地方分権の時代になってきているので町民の福祉を図るということにおいて果たす役割は大変大きくなっていると思います。では住民満足を図るために、実際目標を立てることはこれは大変難しく、方法を間違えると目標と手段を混同してしまいがちです。例えば住民満足のために行政サービス向上を目指す諸施策の数値目標について、ただ数値的によりデータを取得することのみに目標にしてしまうケースがみられます。組織で目標を立てそれを確実に達成するために必要なのが目標管理だと私は考えます。そして結果を重視し組織全体のマネジメント体質の強化を目指すということだと私は考えます。そこで質問いたします。

仕事の目的、目標の明示はどのように行っているのか、答弁を求めます。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

人事評価につきましては平成18年度から試行が始まり並行して人材育成基本方針の策定と目標管理制度の構築を検討し、平成20年3月に人材育成基本方針を策定いたしました。人事評価制度において平成20年度までは、5月に前期の人事評価として自己評価書に今年度の目標として（ア）にテーマ、（イ）に達成水準、（ウ）に手段・方法を記入し所属長に提出するとともに個別に面談を行います。9月には中間の人事評価として所属長に自己評価書を提出し前期と同様に個別面談と実施いたします。2月には後期の人事評価として期末での目標振り替えの項目に記入し、その後、所属長が個別面談を行い職員一人ひとりの評価を行ってまいりました。しかし人事評価制度に慣れないため、年に3回の実施は時間調整等が困難なことから平成21年度から自己評価書、個別面談を中間と後期の2回にして実施しております。現在は前期の自己評価書に代わる方法として年度はじめに各課、担当ごとのグループ編成、担当編成事務分担表の事務事業を今まで以上にチェックし個々の業務を確認する上で年間業務の目標をしっかりと立てるようにしているところであります。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

そのとおりであります。その中に1つ加えますと組織が一体となり同じ方向を向いて進むことができるような目標を立てることが重要ではないかと思います。組織目標、部の目標、課・グループ目標、個人の目標などそれぞれ連鎖させながら目標設定することが大事であります。下位の目標が上位の目標を達成するための具体的なアクションとなり、「上位の目標が下位の目標を束ねる」、さらに大きな目的となるような関係をつくらなければなりません。そして仕事上に対する動機付けを行って自主性・自発性の意義を芽生えさせる。上司が一方的に目標を押し付けるのではなく上司と部下の二者で目標を設定し部下に責任を持たせることも重要であると

考えます。

また目標を決めたらそれで終わりではなくて部下の日々の行動プロセスにもしっかり目を向け日常的に部下と会話を持つことが大事であります。聞くスキル、部下たちと共に力を合わせ目標に向かって業務を改善させるという上司の姿勢も大変大事ではないかなとこんなふうに考えております。

それでは、人を育てる人材育成の如何によって自治体の将来は大きく左右されると思います。自治体のリーダーはどのようなポリシーで人材を育てているのでしょうか。一方、公務員に対する町民の目線は大変厳しくモチベーションにも大きく影響しています。人事制度改革を進めている自治体も増えておりますけども人材育成の観点からはどのような成果や課題が見えてきたのか、自治体の人事政策が本当に職員ひいては住民にとってプラスになっているのかどうか。職員のやる気を促し人材を育てることの意義について努力を惜しまず一生懸命に取り組んでおりますけれども今以上に考えていかなければならないのではないかと私は思っております。

組織にとっては人事考課とは非常に重要な職務の1つであります。それは部下の公正な処遇という目的のためだけではなく経営の重要な資源である人材の能力開発、育成の手段としても大きな意味を持つからであります。人事考課とは「人が人を判断する」という極めて難しい問題も伴っております。客観的に「公正に」と考えていても主観的な判断も入り込んでくる場合も少なくありません。したがって考課対象期間内の部下の行動・事実を冷静に思い出し考課要素と関連付けながら評価する高度な判断が要求されます。考課の際は考課表を通じ「部下一人ひとりと会話し指導していくんだ」という真剣な気持ちで落ち着いて取り組める場所で、心にゆとりを持っていきたいものであります。

公務員の仕事の内容、一般的に言えることは公共性が非常に強いということです。特に地方公務員は町レベルの小さな規模の場合は特に地域密着度が大変大きくなり地域社会をよく知ることになり、また知ることが地方公務員の仕事上、重要になっていくものと言えます。地方公務員のやりがい一言で言うと難しいのですが「社会のために働くことができる」というのが一番のやりがいではないでしょうか。住民と直接窓口で関わる機会が大変多く住民の希望を身近に感じられやすいといえると思います。積極的に地域と関わり、その地域がよくなってほしいと努めることがひとつの地方公務員のやりがいではないでしょうか。

それでは質問いたします。

考課結果に基づいて部下とともに話し合い、問題点についての解決策を話し合うプロセスがあるか答弁を求めます。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

先ほどのご質問でもお答えしたとおり課員から自己評価書の提出と個別面談を中間と後期の年2回実施しております。個別面談はそれぞれ課内におきまして所属長が課員から提出された自己評価書を見ながら実施しておりますが仕事の状況や問題点を話す中で課員の思いを知ることができたり上司の思いを伝えることができたりして大変有意義なものだと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

野島俊博君。

○3番議員（野島俊博君）

あと5分だと思いますけども、おっしゃるとおりでありますけどもこのフィードバック面接というものは上司にも部下にも緊張の場でありますけども、視点を変えれば上司と部下が年に数回じっくり話ができる、またとない機会となり得ます。フィードバック面接はまさに人事考課のまとめであり、始まりでもあります。部下の育成と能力開発のために重要なコミュニケーションの場であると改めて認識したいものであります。

終わりになりますけどもわれわれが生涯働く職場には自分が去っても残るものがあってほしいと皆さんは思いませんか。そこで自分が働いた証を求めるのは自然な感情であります。長年の会社あるいは官公庁での生活が単に生活を、妻子を養うためだけに終わるのではなく、これを実行することです。

そういうことで、これを単に生活の場であるということだけで終わるのはこれは寂しい限りでございます。人を育てることは組織の中に自分の永遠の生命を残すことだと私は思っております。皆さんは共同して次の世代を育て次の世代に同じことを繰り返すことによって自分の払った育成の努力が長く引き継がれると思います。人を育てることは長期の地味な努力を意味いたしまして、またその成果は人が常に評価してくれるとは限らない性格のものでございます。問題は自分は組織に何を残したかであります。これが人を育てることの本質であると思っております。ぜひ町民の視点に立って一人ひとりが徹底した意識改革を行い新たな発想で政策を考え、その実現に果敢にチャレンジする気概に溢れ、みずからの仕事について町民に対する説明責任を果たす能力を備えた職員を育成するため資質の向上と能力開発に取り組んでください。よろしく願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わりいたします。ちょっと風邪気味で声が出ませんでしたけどもありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で野島俊博君の一般質問は終結いたします。

ここで議事の途中であります、暫時休憩いたします。

開会は10時15分再開いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時15分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次は通告の2番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問を行います。

望月町長の2期目が始まり2カ月が経過しようとしております。望月町長は「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」それから鎮守の森構想という2つのフレーズで町の進むべき

道を示していると理解しております。これからの4年間で何を実現したいとお考えなのかについて伺いたいと思います。

はじめに5年後の平成29年度に全線開通となります中部横断道その活用策について町長、今後4年間でどのように準備を整えていただけるのか、その点について伺いたいと思います。

本町内にはすべて仮称ですが八木沢、波高島付近の身延インターチェンジという通常のインターチェンジと地域活性化インターチェンジとして和田地内に身延山インターチェンジが設置されることが決まっております。下田原地内の中富インターチェンジは設置未定という状況のようですが設置されるという前提で質問を行ってまいります。インターチェンジの名称はすべて仮称で行います。

まず身延インターチェンジの名称につきましては同僚議員から和田の活性化インターチェンジが身延山インターチェンジという名称になるのであれば身延インターチェンジには本町の観光拠点の1つである下部温泉を名称に加えていただきたいという要望が出されました。JR身延線の下部温泉駅が無人化になった現在、下部温泉郷活性化のためにもインターチェンジの名称を下部温泉インターチェンジというふうにさせていただきたいという思いは理解していただけるのではないかと思います。

次に中富インターチェンジは下田原から富士川橋を渡り国道52号線へ接続しています。老朽化し道幅も狭い富士川橋の架け替えが必要になるのではないかと問題がありますけどもこれについては今回は触れずにおきたいと思います。

反対方向の上田原から割子を通って久那土地内に抜ける道は上田原地内が非常に狭く久那土または下部地区からのアクセス道路として不適切のように思います。現在、一之瀬から勝坂峠の道路を整備しておりますけどもこの道は割子と上田原の2方面に分かれております。割子方面への道は整備されておりますけども上田原へ下りる道は特に急カーブ、急勾配であり冬の間は積雪や凍結で大変危険になっています。下部地区から久那土、中富へ抜ける道はいずれも県道ですが整備不十分であり、30年来の懸案事項である三澤・市之瀬トンネルはいまだに着工の兆しも見えません。

11月28日付けの山日に「私も言いたい」という読者投書欄に下部地区の94歳の男性が「勝坂峠に隧道整備を望む」という一文が寄せられていました。勝坂にトンネルを開けてもらいたいという意味のものだと思います。三澤・市之瀬トンネルは費用対効果の上では到底造れないというものです。たしかにいわゆる費用対効果で計算したら不可能なものかもしれません。しかし中部横断道の六郷インターチェンジが利用できるようになり、中富インターチェンジも使用できるようになれば、ますますその必要性は高くなってきます。この投書が三澤・市之瀬トンネルに関するものなのかどうか分かりませんが御坂山系で東西に分けられ大変な不便を強いられてきた下部地区の住民はこの山をぶち抜いて風穴を開けてもらいたいという悲願の実現を待ち望んでおります。

中部横断道が利用できるようになれば六郷インターチェンジでも中富インターチェンジでも甲府までの所要時間は30分ちょっとくらいに短縮できます。下部地区から六郷インターチェンジを結ぶ三澤・市之瀬トンネル、または中富インターチェンジへのアクセスとして市之瀬・下田原トンネルを掘削することは可能なのでしょうか。以前、市之瀬から深町へ抜けるトンネルが話題になったことがあるようですが市之瀬・下田原トンネルができれば中部横断道へのアクセス道路としても下部地区から役場本庁への交通便利の向上にも大変有用なトンネルになる

と考えますけれども可能性について建設課長に伺います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをします。

仮称中富インターチェンジは現在、県道割子・切石線から工事用道路として測量や設計作業を行っております。将来この工事用道路をインターチェンジのアクセス道路として利用し仮称中富インターは設置の予定であります。幹線道路のアクセスがまだどのようになるのか明らかではありません。今後、周辺の道路のネットワーク、下部地域のアクセスも含めて、さらには国道300号と仮称中富インターチェンジを結ぶ道路の建設、このことについても住民の皆さまからご意見・ご要望もいただいております。今後どのように進めていくのか県とも相談をしながらさらには財政的なことも含めながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

先ほども申しあげましたように下部地区から中富地区あるいは六郷地区への道が非常に不便であります。現在、県道9号線、市川三郷・身延線というのが通っておりますけども、こちらでも非常に不便な道でありまして冬季の間は積雪や凍結でかなり事故車も出るようなそういう道でございます。もう本当に三澤・市之瀬トンネルというのは長年の、本当に何十年もの悲願でありますけども、こちらもなかなか通してもらえませんし、もし市之瀬、下田原というところにトンネルが開けば本当にありがたいなということでございますのでぜひそのへんを含めて今後ご検討いただきたいと思っております。

次に中部横断道を利用するような新規産業の掘り起こしと、それに携わる就業人口増加策についてお聞きします。

中部横断道により交通の便がよくなれば当然、物資の流通もよくなるわけで中央から地方だけでなく地方から中央への流通を考えることも必要になってくると思っております。そこで本町における新規産業の掘り起こしについてお聞きしたいと思っております。

徳島県上勝町のもみじの葉、群馬県六合村の花弁栽培などはNHKテレビで放映されてきた事例でありますけれども、インターネットで調べますと地域活性化事例集、地域資源を生かした地域の活性化というもので紹介されている事例がいくつかあります。この中には当町が学ばべきものも多数あると思っております。政策室ではこれらの事例について研究していることと思っておりますけれども先進地域の事例についてどのように取り組んでおられるのか政策室長にお聞きします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

お答えいたします。

先進地域の事例についてどのように取り組んでいるかとの質問ですが、議員お話のNHKテレビで放送されました徳島県上勝町のもみじビジネスや群馬県六合村の花弁栽培については申

し訳ありませんが見ておりません。しかしながら政策室では国の各省庁やその外郭団体さらにはマスコミなどからの活性化事例等、例えば毎年財団法人地域活性化センターより送られる市町村の活性化新規施策100事例や地域活性化事例集、地域資源を生かした地域の活性化などいろいろな分野の先進地事例を参考に新規事業等の導入をしており、場合によっては他の市町村がやっていない事業などにも着手しております。ただ政策室が実施できる事業には限りがありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

当然そういう事例の研究はされておるとは思いますけれども、当町で何かこれはということで取り上げた事例について1つ、2つ挙げていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

空き家バンクなどがその事例だと思います。さらに他の市町村でやっていないような事業としましては昨年度から町単独で記者を雇用しマスコミ等へ町の情報を提供している事例などは他の市町村がやっていないような事例になっております。あと町のブログですね。こちらの発信も県等の事例を見ながらやらせていただいております。

なお、楽天を使つてのインターネットショップなどはこれはあまり他の市町村がやっていない事例を導入させていただいておる状況にあります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

空き家バンクと楽天の話は前にもお聞きしましたが2つ目の事例がちょっとよく聞き取れなかったんですけど、もう一度お願いします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

申し訳ありません。これは国の緊急雇用創出事業を使いまして町のいろんなイベントや珍しい事象について東京のマスコミ等に対して情報を流してそれを取り上げているマスコミがある場合、町に問い合わせいただき町でそれに対応しながらテレビ等の放映に参考にしてもらっております。こんな事例はほかの市町村ではやっていない事例だと考えております。町で記者を2人ほど雇用し月に4、5本、情報提供を東京のほうのマスコミに配布する、会社のほうに情報提供し、それをマスコミ、その会社を通じて情報提供しておる事業です。それによって昨年、今年と都内からの取材等、増えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

記者を雇用してというところがちょっと私には理解できなかったんですけど、これはフリーライターみたいな人に依頼をしているということなんですか。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

説明が大変申し訳ありません。フリーライターを2名雇用して記事等を掲載していただいております。

なお、その方たちには町の今やっておりますブログのほうにも記事のほうを定期的に記載させていただきます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

それでは、次に移ります。

先進事例の中には遊休農地の再生のために栽培したサツマイモで作った前橋の赤城の恵という芋焼酎とか水俣病で有名になった熊本県水俣市では水俣病発生以来イメージダウンした結果、休耕田や耕作放棄地が増えて地域が衰退していました。水俣市ではないものから何かをつくり出すのではなく、あるものを探し出して活用していくという発想で水俣市元気村づくり条例というものをつくって村まるごと生活博物館という考え方で村をそのまま博物館にして取り組んでいる。廃校になった分校をレストランに改造して地元の米や野菜を使った家庭料理を提供しているとのことでもあります。

そのほかの地域の取り組みでは高齢者による遊休農地の解消、森林を活用した自然休養林という森林セラピーなど森林が80%という当町にも当てはまるような事例もたくさんございます。町長が日ごろから強調しておられますように地域のコミュニティが自発的に活動することも大事でありますけどもこれには限界があると思います。各地で行われているように行政がきっかけづくりをしてやることも大切なことではないでしょうか。

町長は9月議会で一般質問に答えて曙大豆を商業ベースにのせると1カ月経たないうちになくなってしまいます。申し込みを受けても対応できない。いいものはあるのだが苦慮していると述べておられます。曙大豆はこのように人気があるんですからそれを活用できるように耕作面積を増やし収量を増やし、これを特産品である下部のミネラルウォーターなどを使って曙大豆の豆腐、ゆば、味噌、しょうゆなどをつくって売り出すということはいかがでしょうか。身延しょうゆという古い伝統のあるしょうゆの生産者もございます。西嶋の和紙を包装に使えばもっと付加価値が付けられるのではないかと思います。曙大豆から豆腐、ゆば、味噌、しょうゆなどを生産するシステムをつくれれば就業人口も増加するのではないのでしょうか。ないものから生み出すのは難しいと思いますけれども、あるものを利用していくということはさほど困難ではないと思います。この点について町長のお考えを伺います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま議員のおっしゃったお話もこれは理解はできるわけでございますけれども、町では

行政改革の一環から現状の行政コストを常に把握しながら民間が行ったほうが効率的にできる事業については積極的に民間に任せていきたい、こういう考えから指定管理者制度を導入させていただいております。

このような中で町として中部横断自動車道の開通を利用した直接的な産業の掘り起こし、あるいは就業人口の増加等について、できることがあるならば今後は当然考えていきたいと思いますが現段階では国の経済情勢等を考慮する中で具体的に今ここでお示しすることはちょっとできませんのでご了承をいただきたいと思います。

しかしながら本町にとって雇用とか就労の場の創出が不可欠である、このことには変わりございません。交通環境の整備や町税の優遇措置等により有利な条件を提示した企業誘致は重要ですが景気が思うように回復していない状況や円高による企業が海外に流出等、行われている中で厳しい状況下で積極的な誘致活動を行っていけない状況にもあります。

そういう中ではありますが厳しい状況下でも町内に進出を考えている企業がありました。最大限に努力するとともに各種助成事業の導入にも積極的にお手伝いをしたいなというようにも思っておりまして、このことは変わりございません。このような中8月に東京のIT企業がご案内のとおり大野の空き工場を購入して地元の協力を得ながらハナビラダケの生産を開始し10月には身延町に本社を置く新会社を設立。フードサービス事業を行っております。また、あるものを利用している例としては富士川で行われている株式会社富士川倶楽部のラフティング事業や富士川舟運株式会社の舟下りも名実ともに企業化がなされました。さらに精力的に活動しております農事組合法人それから町民有志が地域の特産品の販売施設の運営を始めたり、遊休農地を大手企業の社会貢献活動が利用して復旧させたグループが現れるなど新たな動きが始まっております。

これらのグループの今後の活動に期待をするとともに今後も町民の皆さまをはじめ、みずから町内に眠っている資源を活用するために知恵を出し合い取り組むコミュニティビジネスについては応援をするとともに新たに起業しようとする町民の皆さんには町も同じテーブルについて最大限の努力を行い、雇用就労の場をつくり出していきたいなというように考えているところでもございます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

いくつかのコミュニティビジネスのことに触れていただきましたけども、たしかに財政難であるし、できるだけ民間の力にということでお考えのことはよく理解しておりますけども、私たちとすれば町長が今後の4年間で何か特別なものに取り組んでいただいて、そこに町の活性化ということでやっていくということで、金を使っていく分については私たちはぜひやってもらいたいというか、そういう無駄な金ではないものを使って活性化していく道を辿っていただきたいというか、つくっていただきたいというふうに考えているわけです。ですからたしかに民間の活力というか、民間をコミュニティビジネスということで民間に頼るということも必要なことかも分かりませんが、私とすればそういう町長が多少ここへ金を使ってもこれはぜひやっていきたいというものがあれば、ぜひ新しいものをつくり出していただきたいというそういう願いで質問をしているわけです。

次に宅地造成、住宅建設を行って定住促進に役立てていくということについてお聞きします。

身延ショッピングセンターコマの跡地を宅地に造成し分譲が始まるのは来年の秋ごろになるというふうに聞いております。身延ショッピングセンターコマの跡地につきましては町民の皆さんも大変な関心をお持ちのようでした。町民と議員との懇談会の中でもどうしてあの建物や土地を町が購入したのかとか本当に宅地の需要はあるのかとか販売できなかったらどうするのかというような厳しい質問が出されました。私たちもここで聞きしている範囲でそれぞれの質問に答え一応の納得を得られたとは思っております。

中部横断道も開通し、この宅地を利用して一人でも多くの住民が定住して新たに職場を、例えば静岡とか、あるいは甲府とか遠くの職場でも働けるというそういうふうな形で職場があって、そういう形ができてくればできるだけ安価で購入できるようにしてもらうことが必要ですけれども、身延地区だけではなくて中富や下部地区にも同様の宅地を造成してもらうことが必要になってくると思います。

ありがたいことにどうしても常葉に住みたいという家族がありまして現在宅地を探しているところです。ほしいときにはなかなかないというのが世の常でございますけれども今一生懸命に彼らは探しております。そのほかどうしても子どもたちが学校を卒業するまでは下部地区に住みたいという家族もありましてこちらも空き家を探しているところです。以前にも下部に住んでいた家族が土地を探していたんですが適当な物件が見つからないでやむなく久那土へ家を建てて出て行ったなどという事例もあります。つまり潜在的な需要はあるんですけどもなかなか土地を手放してくれる地主さんがいない。あるいは一方では遠くに住んでいて田んぼや畑を荒らしてしまうので町に土地を寄付してくれるというようなありがたい地主さんもある。空き家バンクというのは先ほど出しましたが需要と供給のバランスが大変いいようで現在は空き家がないような状態であるということも聞いております。

不動産屋さんがない本町ではやはり町がある程度その代わりをする必要があるのではないかと考えております。こういう問題をどのように処理していくお考えであるのか町長か政策室長どちらでも結構ですけれどもお答えをお願いします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

中部横断自動車道は国道52号の防災上の代替道路として位置づけがなされ、また新直轄方式で建設されるため身延町内は無料区間となり、地域住民の皆さまの利便性は非常に高いものになると予想されます。また本町は甲府市や静岡市に通勤可能なエリアとなり就職のための職業の選択肢も多くなることから町をベッドタウン化させることが必要であり、その具体的な施策として身延ショッピングセンターコマを取得し宅地分譲を行うものです。

この宅地分譲事業は定住促進対策として位置づけ、できるだけ若い世代の方々が購入しやすい価格の設定を考えていますが販売に際しては完売に向け努力してまいりたいと考えています。またこの宅地分譲事業が終了した時点で事業評価を行い、よい結果が得られれば次の定住促進対策として下部地区や中富地区に点在する町所有の遊休宅地等を活用した宅地分譲事業を行いたいと考えています。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ぜひこれは進めていただきたいということで次の質問に移ります。

これも町民と議員との懇談会の中で元国交省職員という方から出た質問でございますけども町は中部横断道から固定資産税が取れるのではないかという質問でした。私は六郷・富沢間は今、政策室長がおっしゃったように新直轄で建設されるわけですから建設費は当然、国の負担であり国が管轄することになると思いますので地方自治体が固定資産税を取るということはできないというふうに考えておりますけども実際はどうか税務課長にお聞きしたいと思ます。

○議長（福與三郎君）

税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

お答えをいたします。

中部横断自動車道、富沢インターチェンジから六郷インターチェンジ間は新直轄区間としまして一般国道と同様に国土交通省地方整備局が整備し完成後は無料開放される道路であります。地方税法第348条第2項第5号に公共の用に供する道路は固定資産税を課することはできないと規定されております。公共の用に供する道路とはなんら制約を設けず広く不特定多数人の利用に供する道路と解釈されており固定資産税は非課税となります。

なお、富沢インターチェンジから六郷インターチェンジ間以外の中日本高速道路株式会社が管理する有料道路部分につきましても地方税法附則第14条第2項により公共の用に供する道路と同様に固定資産税を課することができないと規定されております。したがって高速道路へ固定資産税を課税している自治体はございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

質問された方に伝えておきたいと思ます。

中部横断道の活用に資するような地元活性化策を役場の若手職員のプロジェクトチームで検討できないでしょうか。私たちのような硬直した頭ではなく若手の柔軟な頭脳を生かして私たちにない発想で検討してもらおうと、まったく新しい提案が出てくるのではないかと思ますけども、そういうことが可能かどうか町長にお聞きします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

行政報告の中でも申し上げましたように若手職員による定住促進対策婚活支援事業の庁内プロジェクトチームが活発に婚活イベントを実施しており大変大きな成果を挙げております。したがって議員ご提案の若手職員によるプロジェクトチームで検討できないかにつきましても早速にも前向きに検討をさせていただきたいと思ます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ぜひお願いいたします。

次に下部温泉駅の無人化に至る経過と無人化による影響についてお聞きします。

昨年12月27日に下部温泉会館に下部温泉駅周辺の区長、下部温泉のホテル・旅館の経営者、観光協会や旅館組合の役員などと下部地区の議員が招集されました。町からJR東海からの通告として今年の3月16日に下部温泉駅を無人化するという一方的な話があったということをお聞きしました。会議の席上で無人化反対の署名を集めたらどうかとかJR静岡支社に陳情に行ったらどうかなどの意見が出されました。しかし周辺の区長から自分の一存では回答できないので皆さんと相談する時間がほしいという申し出があり観光協会や旅館組合の対応も含めて1月10日までに意見を集約するという事になったと思います。ところがそれ以降はなしのつぶてでどこからもなんの連絡もないままに3月16日に下部温泉駅の無人化が実施されました。

24年度の当初予算で総務費の支所費、負担金補助金及び交付金の科目に下部温泉無人化に伴う負担金として70万円が計上されました。現在もこの70万円は使われないままであると思いますけども無人化に至る経過についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

下部支所長。

○下部支所長（高野恒徳君）

下部温泉駅無人化の経過についてお答えさせていただきます。

昨年12月15日、JR東海静岡支社から平成24年3月16日をもって下部温泉駅の駅業務を終了する旨の通知と今後の駅の管理について説明がありました。説明の中で無人化後の発券業務の継続として簡易委託販売契約によりJRに代わって受託者が発券業務を行う方法について提案がありました。このあと町では12月27日、下部区長、下部観光協会長、下部地区町議会議員、地元関係者等を招き説明会を行いました。簡易委託販売とはJR東海と簡易委託販売契約を締結した受託者が駅員を配置し乗車券等の販売業務を行うものでJRの発券端末を使用して今までどおり普通乗車券、定期券、特急券等を販売できるAタイプとあらかじめ乗車券類を購入し利用者に販売する立て替え払い方式のBタイプがあります。契約当事者は身延町になるものの実質的には下部観光協会が受託者となることでJR東海、下部観光協会、町、三者確認の上、運営に向け準備を進めてきました。

この間には実施に向け幾度となくJR東海から具体的な説明を受けながら三者による打ち合わせを行ってきました。当初、下部観光協会ではJRの発券端末を使用したAタイプの発券業務を目指していましたが町でもAタイプを前提に経費の負担配分等について協議をし当初予算に経費を計上しましたが端末を扱える駅員の確保ができなかったため、その後、下部観光協会ではBタイプに変更し準備を進めてきました。しかしBタイプについても駅員の雇用の問題が解消されないため、現在、運営形態内容が定まらない状態です。このようなことからJR東海との簡易委託販売契約締結までには至っておりません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ということは今のところまだ宙ぶらりんの状態というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（福與三郎君）

下部支所長。

○下部支所長（高野恒徳君）

そのとおりです。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

これ非常に大きな問題でわれわれは下部温泉駅というのは下部温泉の当然、玄関口でございますので、なんとか無人化を避けたいということで考えていたんですけども何かわれわれとは別のところでいろんなことが動いてきたと。今お話を聞きますと観光協会と町とJRの三者で協議をされてきたということなので観光協会のほうが地元としては一定の権限を与えられてやってきたんだろうとは思いますが、とにかく私たち議員も呼ばれただけでとは全然なんの音沙汰もないということで非常に不明確な状況でございましたので、この質問が町民と議員との懇談会で出されたときにどういうふうに答えたらいいのか、みんなでいろいろああ言ったりこう言ったりして返事をしたんですけどもよく明確な返答ができませんでした。今お話をお聞きして大体の経過が分かりましたので質問者にはその旨を伝えたいと思います。

東日本大震災、台風12号、15号による影響に加えてこのたびの下部温泉駅無人化によりまして下部温泉駅は非常に痛手を受けているということで来場者が激減しているのではないかと思いますけども観光課または商工会にデータがあれば発表していただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

下部支所長。

○下部支所長（高野恒徳君）

下部温泉駅の無人化による影響についてということでございます。

下部温泉駅の1日平均乗車人員は20年前と比較しますと61%減少しています。平成12年度からでも42%減り平成22年度では170人の利用者でした。JRが撤退する前の乗車券等の販売状況は1日平均、普通乗車券以外では新幹線の特急券1枚、ふじかわ4枚、定期券が1、2枚の扱いで多くの方が車内販売での利用可能者です。3月17日から無人駅になって利用者には不便をかけておりますが、このような利用状況の中でこのことによって極端に利用者が減少するとは考えておりません。このことによる影響調査も行っておりません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そうですか。来場者の人員をどういうふうにして図るのかというのもちょっと難しい話かも分かりませんが、これはできるだけ調べておいていただきたいと思いますが、これが一番の観光地のもとになると思いますのでぜひよろしく願います。

町長、2期目の就任のごあいさつの中で下部温泉駅の無人化のように力不足で町民の皆さまにご満足していただけなかったことについては強く反省しておられるということで述べておら

れましたけども今後、無人化に対する手立ては一切ないということなのか、あるいはなんとか今後すればどうにかなるということなのか、その点について町長にお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私は1期目の町政執行の中で私の力不足で町民の皆さんに満足をしていただけなかったことに強く反省をしている、このように申し上げたことも事実でございます。私は首長たるもの町民の皆さんに満足していただけるべく努力をすることは当然であるとともにこのように考えておりますし、町民の皆さんに満足していただけるように結果を出すことも当然であるというようにも考えております。そういう中であって満足していただける結果でなくても、それに向かって最大の努力をした結果であれば町民の皆さんにも若干は理解をしていただけたらと思っております。

しかしこの下部温泉駅無人化につきましては先ほど高野支所長からお話をしたようにJR東海の職員が昨年12月15日、12月定例会の真っ最中に来庁をして対応した職員が町長は定例議会中のためにこの問題につきましては、また後日来てよく話をしてくださいというお願いをしたところ、これは私どもJR東海が決定したことであるため来年3月16日に無人化になることを承知していただければそれで結構です。したがって説明の必要はありませんといって帰られたそうです。私も定例会の閉会后その日の15日、早々に連絡を入れましたが取り付く島もございませんでした。

このように一方的にことが進められたことに対しては私の情報収集力のなさを痛感いたしましたので特に強く反省をしている、このように申し上げたところでございます。

経緯はそのくらいにしまして、その後の経緯につきましては支所長が申し上げたとおりであります。下部観光協会が責任を持って端末機を操作できる人を探すことになっておりました。それもままならない、今となってはJRの端末機につきましてももう引き上げたのかどうかそのへんもさだかではありませんけども、Aタイプでの委託販売契約の期限はもうすでに過ぎております。したがって今後におきましては絶対ないかといいますとAタイプは無理でございます。Bタイプをどうするのかということになるかと思いますが、Bタイプにつきましても下部観光協会が責任を持って人を探しますとこう言っていたいておりますが、いまだまだ探せられないという状況でございますので、そういう状況が続きますとこれは無人化もやむを得ないのかなとこのように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ということは観光協会に預けられているという理解でよろしいのかと思いますけども、Bタイプで対応できるような職員を観光協会が探して、そこにちゃんとその人に金を払って、なんとか運営していけばなんとかかなるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

そのことは下部観光協会から人が探せられませんということですから、JRとの話し合いも

進んでおりませんので、明確なことは申し上げられませんが、私の考えですとBタイプについては確保できるのかなという感じを受けております。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

これはできるだけそういう方向に持っていったかかないと困ると思うんですけども、現在、東京スカイツリーと同じ634メートルの醍醐山を下部温泉活性化の一助にしようということで観光協会長も含めて温泉郷の皆さんと努力しているところでありますけども、協議の中で出た話で入湯税のことでちょっと聞かれましたので、これについても町民に理解できるような話をしたいと思いますのでお聞きします。

入湯税というのは目的税だから下部温泉活性化に活用できるのではないかという発言でした。目的税というのは特定の支出に充てられる税金で用途が決められているものということでありますけども今年度は予算で1,380万円が入湯税として計上されております。先ほど申し上げましたように町民からの質問でございますので町民の理解を得られるようなご説明をお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

お答えいたします。

入湯税は地方税法第701条に鉱泉浴場所在の市町村は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備ならびに観光の振興に要する経費に充てるため鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に入湯税を課するものとする規定されており入湯客の皆さんから1人1日150円を徴収しているものでございます。

平成23年度入湯税につきましては収入額1,688万7千円のうち下部下水道事業建設費など環境衛生施設の整備に499万9千円。下部奥の湯温泉掘削工事に伴う既存源泉影響監視業務など鉱泉源の保護管理施設に388万8千円。湯町開発基金繰入に800万円を充当しております。下部温泉はもとより身延町の活性化を図る事業に充当されており入湯税の課税目的に合った充当がなされていると理解しております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

入湯税は地方税法に基づく入湯客に対し課税される税金で町の町税に含まれております。下部温泉活性化の財源として利用できないかというご質問ですが地域限定でそこだけのために使うということはできません。当然、入湯税は下部温泉郷で課税されるお客さんが多いわけですが身延地区、中富地区でも多少なりとも入湯税を徴収しております。

先ほど税務課長が答弁したとおり環境関係の施設や消防施設それから観光振興に要する費用に充てるために町では課税しているわけですが、したがってこれを目的とした町の事業の財源として充当することはできますが地域限定でそこだけで何かに使うということはできませんのでご理解をお願いしたいと思います。

町では下部温泉活性化のため合併後平成17年、18年度に一般会計で下部温泉新泉源の掘削および高温源泉の設備関係工事、含めまして2億3,910万1千円を支出し、ほぼ同額の湯町開発基金を使っております。さらに平成22年には国からの交付金2,600万円をいただく中で総額4,502万8千円で黄金の足湯も建設しているところであります。

また現在は下水道事業、湯町簡易水道事業も実施しているところであります。これらは下部下水道それから簡易水道予算につきましては議員さんもお承知だと思いますけれども平成22年、23年度の当初予算で入湯税を原資として積み立ててあります湯町開発基金を4千万円ずつ2年間合計8千万円ですね。18款繰入金、1項基金繰入金、4目湯町開発基金繰入金として基金を取り崩し一般会計に繰り入れ財源として充当しておるところであります。このことにつきましては当初予算の説明でも説明し議会の議決を経て執行しているところであります。入湯税は間接的に下部温泉の活性化の財源として現在も利用しているということでございますのでご理解を願いたいと思います。

なお、基金を湯町の簡易水道事業への繰出金の財源としてさせていただいておりますのは簡易水道事業は通常、補助金が国から10分の4まいります。しかし湯町簡易水道事業はそこで生活する人の水よりも観光用の皆さんが使用する水が多く占めております。その観光客を泊めたりして、そこで収入を得ていわゆる商売をしているわけでございますので国からの補助金も通常の10分の4、これ以上はくれません。アロケーションといって補助対象額を落とされまして他の簡易水道の補助金の額よりもさらに4分の1ぐらい補助金が減ってまいります。補助率としては10分の1程度になってしまうわけでございます。このため湯町開発基金を繰り入れ、事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

大変細かい説明をしていただきました。ちょっと時間があと5分くらいおしておりますので最後に乗り合いタクシーについて1つだけお聞きしたいと思います。

現在、南部から始まって北部のほうまで執行されておまして全体が乗り合いタクシーを利用できるような形になっておるんですけども、下部地区の住民から乗り合いタクシーは北川から乗って一之瀬までしか行けないので飯富病院へ行けなくて困っているという苦情が何回も私のほうに出されまして私もちょっと答えに困っているんですけども、乗り合いタクシーが今の状況のままで改善というか改良というか変更ができないのかどうか。南部と北部を両方つないだような形のタクシーを走らせることができないのかということだけをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

身延乗り合いタクシーはある一定の範囲を予約した方々で効率よく巡回しそれぞれの目的地へお送りするように運行しています。それが広範囲を走ることになると1台の車を1人の方が占有する時間が長くなり効率よく巡回することができなくなるとともに多くの皆さまにご利用いただけなくなります。特に下部地区は面積が大きいのでご理解いただきたいと思います。

なお、下部地区においては南北にJR身延線や富士急山梨バスが、また東西に町営バスの古閑岩間線や早川町の町営バスが運行しており、それらと上手に組み合わせご利用いただきますようお願いいたします。

なお、北川から飯富病院へ行く場合には西嶋の和紙の里まで乗り合いタクシーをご利用いただき和紙の里で町営バス、新早川橋、鯉沢線にお乗り換えいただき飯富病院前で降りていただきますようお願い申し上げます。

なお、南北をつなぐ場合には1人の方が2台同時に独占する形になることから非常に効率が悪くなりますので今後も乗り継ぐことができないものをご理解いただきたいと思います。また他の地域の乗り合いタクシーも先ほどお話しした理由で乗り合いタクシー同士の乗り継ぎの予約は受けていませんのでよろしくをお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

乗り合いタクシー、非常に住民の特に交通弱者の救済には役立っていると思いますので、今後も今おっしゃったようなことで乗り換えを自分で考えていけばなんとかなりそうな感じがありますのでそのようにお伝えしておきたいと思いますので、今後ともぜひこの乗り合いタクシーうまく利用できるような形で運用していただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

次は通告の3番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は2点について質問したいと思います。

町長のあいさつの中に若者が住める町、住みたくなる町にしたいとあります。私も本当にそう思います。各地区に集落に若者が住み子どもたちの声が聞こえる町にするためにどうしたらいいのか。以前に長野県の小さな村で人口が増えた例を一般質問で取り上げたことがありますが、やはり本町のこの豊かな自然の中で子育てできるのはとてもいいし、都会の人たちにはうらやましい環境だと思い子育て応援のまちづくりを進めて人口を増やしたいと思います。

本町で早くから行っている中学3年生までの医療費無料化はとても助かっているという多くの声を聞いております。子育て中の皆さんにいくつかの声を聞き質問をします。

まず第1に安心して子育てができる町、子育て応援のまちづくりを進めるためにということで質問したいと思います。

1点目、水ぼうそう、おたふく風邪など任意の予防接種に対する公費助成を求める件について質問いたします。

子どもの予防接種のうち予防接種法で定められているジフテリア、百日咳、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風、結核などこれらは1類疾病として定期接種の対象疾病となり基本的に予防接種は町の負担で行っています。

一方で感染力が強く大体1歳から6歳ごろまでの間に90%の子どもがかかるといわれてい

る水ぼうそう、おたふく風邪については予防接種は任意接種となっていて自己負担で行っています。感染し重症化すると水ぼうそうは合併症として熱性痙攣や肺炎、気管支炎、肝機能異常などを起こします。またおたふく風邪の合併症として、およそ1千人に1人の割合で難聴を発症し、このことは大変深刻です。ほかにも無菌性髄膜炎や思春期以降にかかると精巣や卵巣への発病もあります。ワクチン接種が望ましいことですが、自己負担であるために経済的な理由からも未接種が多いのが現状ではないでしょうか。

県内では道志村が公費助成をしていますが全国的には多くの自治体で公費助成をしています。予防接種は疾病の感染、蔓延防止と個人の重症化防止のために行うものです。こうした保健予防活動充実の点から、そして子育て支援の点からも町として助成することを求めたいと思いますが町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

ご質問の中にもちょっと触れられましたが予防接種とは疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを人体に注射または接種することと規定しています。予防接種法では予防接種を行う疾病を1類疾病、先ほど言われたとおりですがジフテリア、百日咳、ポリオ、麻疹、風疹などを含めて8種類の疾病を指定し、また個人の発病または重症化を防止し、蔓延の予防に資するため予防接種を行う疾病を2類疾病としてインフルエンザ、これを指定しています。この1類疾病および2類疾病のうち政令で定めるものについて市町村長は保健所長の指示を受け期日または期間を指定して予防接種を行わなければならないと規定されています。ジフテリア、百日咳、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風、結核、それから高齢者なんですけどインフルエンザ、この9種類が政令で規定され、この疾病予防のための定期予防接種が義務付けられています。定期の予防接種についてはほとんどが公費で実施されています。

ただし、インフルエンザの予防接種につきましては身延町高齢者インフルエンザ予防接種助成金交付要綱、これに基づきまして定額2千円を助成しているところであります。定期接種以外の予防接種を任意予防接種といひまして水ぼうそう、おたふく風邪を含めましてヒブワクチン、肺炎球菌、子宮頸ガン、A型肝炎、B型肝炎などの予防接種がこれに該当します。任意の予防接種の費用につきましては自己負担であります任意接種のうち子宮頸ガンの予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類につきましては身延町子宮頸ガン等ワクチン接種緊急促進事業実施要綱これに基づきまして平成23年度から全額助成しております。

厚生労働省の感染症分科会、予防接種部会では水ぼうそう、おたふく風邪について予防接種法の対象にはなっていないが医学的・科学的には広く接種を促進していくことが望ましい。ただし今後、施策として検討する上では医学的・科学的観点のみではなく予防接種のメリット、それからリスク、財源のあり方の理解と合意が必要であると提言をしています。

現在、定期予防接種、任意予防接種を含めると子どもを対象とした予防接種は13種類になります。標準的な接種期間も重なり予防接種を受ける側の保護者も接種の種類、方法について悩み混乱している現状も見受けられます。町としましては被接種者の負担軽減、接種率の向上、接種費用の軽減等を図ることの重要性は十分認識していますが、あつてはならない予防接種にかかる副反応を含めた事故への補償、国が検討しているワクチンの接種対象月齢、混合ワクチ

ン等の供給などの体制それから制度これらが整った上で公費助成をしたいと。そのように町は考えております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今お答えをいただいたんですけども、私も予防接種の副反応、これはやはり3人、子どもを育てていてアレルギーがあったものですからとても心配をした経験があって親御さんの気持ち分かるんですけど、だからこそ町でそういう相談に乗っていただいて親はすごく受けさせたい、だけでもやっぱり心配というところがあってその中で揺れ動いていて、なかなか接種率が全部というわけにはいかないのも事実だと思うんですね。

だけどやっぱり例えばだんだん、今新しいロタウイルスとかそういうものを出てきているんな副反応も心配だけでもそういう病気にかかるということも心配だという、そういう親の揺れる気持ちがあると思いますので町はやっぱり懇切丁寧にきちっと相談に乗るということをやりながら、やっぱり蔓延することを防ぐという意味でも受けたいと思う人が受けられるように公費助成を私はしていただきたい。なるべくもちろん受けてこの定期接種にしても受けていただきたいというのはあるんですけども、迷いがある中で助言なり相談なりをしていただく中で、この実績は上がっていくのではないかと思うんですね。それと別にいろんな条件が整ってからというふうにおっしゃったんですけども、やっぱりそのところも受けたいという方たちがあるべく受けられやすくするには、公費助成を私はすることが一番いいことではないかなというふうに思っています。

それからほかにうつるということも考えるし、ここにもあるけれども医療費を削減するためにもやっぱりワクチンを受けておいたほうが、特におたふく風邪なんていうのは本当に蔓延、水ぼうそうもそうですけども、蔓延して保育園とか学校で長期休まなければいけないというような状況があったり、医療費にもかかってくることなので受けたいという人が受けられるような体制を私は整えていただきたいという意味で、こういう質問をしたんですけども、条件が整ってからということではなくて、やっぱりできたら受けたい人が受けられるようにすべきではないかという思いがあるんですけど、それについてはいかがでしょうか。再度。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

議員さんが一番心配しているもの、それは町も一番心配しています。それらがある程度、解消なり目途が立った部分、そこが体制が整った段階だと判断しています。そういうことから今の段階ではまだ任意接種のその2つの部分については難しいのではないかというのが町の判断です。先ほどちょっとお答えの中で任意接種の中でも子宮頸ガン等、3種類については全額助成をしていますという話をしました。これについてはある程度、厚生労働省の見解、医者の見解、それらの見解をもとに動き出している事業ということで認識しております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子宮頸ガンとか肺炎球菌、ヒブワクチンというのは新しく公費助成になったということで保

護者の方たちも助かってはいると思います。やっぱり質問のおたふく風邪とか水ぼうそう、一番のネックというのはどういうところへんなんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

専門的なところまでは私も把握しておりません。先ほどお答えした接種期間が重なる、種類が先ほど言ったとおり13種類というような種類があります。3種混合、2種混合、4種混合、ポリオが不活化のポリオになった影響で4種混合というのも出てきました。そういうものの影響、それから一番心配なのは疾病、それにかかる部分とそれを予防するための副反応、予防注射をしたおかげで副反応が出る、それらのリスクが一番問題になると思います。そこらを考慮しているところであります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろんリスクが一番怖いんですけども、でもそう考えたらやっぱりこの予防接種を勧めるということには限界が出てきてしまうのではないかなというふうに思うんですね。何万人かに1人とかそういう数で出るといわれていますけども、そのところはやっぱり保護者の皆さんの不安やそういうものにきちんと答えて、なるべく受けてもらうというふうにするしかないのではないかなと思います。受けたいと思う人がお金の心配をしなくて受けられるようにということで、この水ぼうそうとおたふく風邪、任意ですけれども公費の助成をしていただきたいということは今後いろんな情勢も変わってくればそういうこともあるかと思えますけども、やっぱり情報をきちっと入手してなるべくだったなら公費助成というものを実現させていただきたいと思えますけれども、町長これについては町として安心して子育てができる町にするために必要だと思えますけども今の話を聞いていけるでしょうか。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

課長が答弁したとおりでございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

次に給食の放射性物質検査実施と検査結果の公表をどのようにしているのかお聞きします。山梨県による検査開始から半年、県内の保育所、幼稚園、小中高校を対象にした検査はおおよそ半年で2,137品のうち35品1.6%から放射性セシウムが検出をされました。どれも国の基準を下回りました。最近では県内の野生キノコから国の基準を超える放射性セシウムが検出され食の安全性に厳しい目が向けられています。放射線被曝の健康への影響はこれ以下なら安全というしきい値はなく少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則です。大人より放射性物質の影響を受けやすい子どもの給食について保護者は心配をしています。検査の実施と結果の公表はどのようにしているのかお尋ねをいたします。学校給食、保育園それぞれお願いをいたします。

○議長（福與三郎君）

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

子育て支援課保育所関係の検査のお答えをします。

給食食材の放射線物質検査は山梨県の給食食材放射線検査事業の中で国公立学校、保育所、私立学校等の県内497の給食施設が検査対象となっており各施設ごとの任意により実施しています。

町立保育所は8月から各保育所ごと順次実施をしています。検査内容は放射性セシウムと放射性ヨウ素の検査を行い現在までの検査では放射性物質の検出はありませんでした。検査は原則として給食提供日の前日に行い、その結果は県や町のホームページ、保育園の園だより等で公表しています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

学校給食についてお答えいたします。

子育て支援課長の答弁とほぼ重なるわけですが、学校給食については山梨県の検査対象が本年7月に整いましたので8月分の学校給食の食材から中北保健福祉事務所において実施をしております。検査は町内4施設とも1カ月に1回、各施設が給食として調理する前日などの一般食品の中から2品目を選んで行い、また検査結果については県やほかの市町村と同様にこれをホームページで公表しております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

1カ月に1回、2品目ということなんですけど、それもニンジンとかそういう品目、2種類、学校給食はいろんな食材があって2品目で果たして分かるのかなというか安心できるのかと思ったとき、県のホームページなんかを見ればいろんなところのいろんな種類が出ているからそれを付け合せればほかのも分かるのかなと思いますけども、県のこれは検査ですからそれに町が任意でお願いしますということで持っていくんでしょうけれども、もうちょっとやっぱり1カ月に1回だけでなく、もう少し回数と品目を増やせないものか。それと検査結果は先ほど保育園ではホームページと保護者の便りとおっしゃったんですけども、学校ではその公表は保護者のほうにはちゃんといっているんでしょうか、そこのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

学校給食に関する検査につきましては保健福祉事務所においてスクリーニングレベルにおける振り分けを行います。基準値は1キログラム当たり100ベクレルという数値ですが、ここで50ベクレル以上であれば、県の衛生環境研究所に持って行って、さらにそこで精密な検査

をして100ベクレルという基準値を上回った場合は、給食食材として使わないこととなります。あとは厚生労働省に至るまで関係機関の対応があるわけなんですけど、私たちは基準を下回れば、これは食品衛生法上の問題点は特にないということで食材に使ってもよいのではないかと考えています。それはともかく基準値以上であるなしに関わらずとにかくホームページで公表しているという状況です。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

保育園も同じかなというふうに思うんですけども、その一般食品1キロ当たり100ベクレルというのは国の基準ですよ。甲府なんかではやっぱりその基準ではなくて、もうちょっと見直しが必要ではないかという声も出ていて甲府市なんかではそのための署名がたくさん集まったという話も聞いているんですけども、やっぱりさっき私言ったように少なければ少ないほど、これ以下だったらいいとかという問題ではなくて、少なければ少ないほど安全性ということで親たちは安心できると思うんですね。そういう意味では国の方針どおりということなのか、それを続ける方針なのか、そこのところをお聞かせいただきたいというのと、あと先ほど言ったようにこれから増やす予定は数にしても1カ月に1回ではなくて品目も回数も増やす予定はあるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

基準値に関わる件でございますが、これは放射能災害対策本部という国の総理大臣が本部長をやっている機関が指針を出しまして厚生労働省が食品衛生法上の観点から基準値を出すわけでございます。今年の4月に新基準が出てきまして一般食品としましては1キログラム当たり100ベクレル。牛乳それから乳児用の食品が50ベクレル。それから飲料水につきましてはこれは万遍なく食品の中に混ざり込みますので10ベクレルという非常に厳しい数値が出ています。

ただ、この基準につきましては今年3月までは昨年の福島原発の事故を受けまして暫定規制値がございまして、これは1キログラム当たり500ベクレルでした。この4月に一気に5分の1というふうな非常に厳しい数値が出てきたわけでございます。私たちは専門家ではございませんから国の基準が100ベクレルということであればそれに従って対応していくしかないというふうに考えております。

また、自然界にも万遍なく放射線量というものはございますし、私たちが病院へかかればX線あるいはCT検査等で私たちが考える数値以上の非常に大量の被曝をしてしまうわけでございますから、一般食品等に限れば100ベクレルという数値はひとつ信頼のおける数値ではないかというふうに考えております。

ただし今おっしゃいましたように甲府市のような事例がございますし保護者の皆さんは大変心配なことではないかと思っておりますので1キログラム100ベクレルというふうな、食材としてはかなり分量を扱っていますが、検査数値あるいは学校給食の食材として使う分量を勘案しまして、その都度、使用するかどうかということを決めていきたいと考えております。

それから質問の2点目でございますけども、1施設1カ月2品目しか食材の検査をしていないということでございますが、これは国と県との連携等がございまして県が基本的には検査機関として、検査計画を立てそれを実施するというようになっております。

先ほど子育て支援課長が申し上げましたけど山梨県の中の国公立および私立の学校、保育園等は500近くあります。それらがどこも似たような食材を持ち込むということでありまして広く全国に流通しているものを500の施設が1カ月2品目持ち込めば、相当な網掛けにはなっていると思います。ここから漏れる食材はそんなにはないだろうと考えておりますので2品目でも十分ではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ほかでも検査をしているので2品目でもほかのところを見れば大体分かるということでそれは理解しましたけども、検査結果の公表が学校の場合はホームページだけなんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

そのとおりでございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ホームページ、私も見てみたんですけども、あれだけだと検査を本当にしているのかなということで、見る人はいいですけども検査がどうなっているのか、ちゃんとやっているのかということをやっぱり一般の人たちが見るには、もうちょっと広報というか伝える方法を考えるほうが私はいいのではないかなと思うんですね。保護者の方たちも心配だし地域の方たちも子どもたちの健康のことはとても心配をしていて大人より子どものことをということで心配しているので、そのホームページではなくて、もっといろんな人が見られるような検査結果が分かるような方法を私は考えるべきではないかなと思うんですけども、これについてはホームページだけでいくおつもりでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

広く食の安全・安心ということに関わることでございますけども、ご質問いただいている件につきましては、あくまでも学校給食ということですよ。もちろん学校給食は地産地消ということが望ましいわけでございますけども、広く全国に流通している、例えば学校給食であれば近くは長野県、関東一円、それから遠くは北海道と非常に全国的に流通しているものを使っているわけです。その広範囲に流通しているもののごく一部の話であって、学校給食の検査結果は、児童生徒それから保護者の方々に限られたものでございます。日本国民全体に関わるような食の安全・安心というものではございませんので、また仮に基準値を超えるものが出たならば直ちに学校給食の食材として使用することは中止いたしますのでホームページだけで十分ではな

いかと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

先ほど保育園では保護者便りに載せるというようなことをおっしゃったんですけども、やっぱり親御さんたちが心配していると思うので、その学校からの印刷物とかそういうものには載せる予定はないんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

先ほどお答えを申し上げましたけども、スクリーニングレベルという振り分けが50ベクレルという、ある程度低い数値ということでそこから段階を上げて検査を精密に行っていきますが、疑いがある、これは保護者が間違いなく不安だというときには担当がきちんと判断をいたします。そしてそれを給食の食材として使用する、しないという判断を行ったときには学級通信、学校通信等を通じて然るべき連絡をしたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

問題があってからということではなくて、やっぱり学校ではこうやって検査を、町ではこうやって検査をしているんだという安心ですね。そういうものが町民を広く皆さんに子どもたちのことを考えて心配している人たちに広報とか学校通信とかそういうものでこういうふうにしていますよ、安全ですよということを知ってもらうということも必要ではないかなというふうに話をしたんですけどもそれについてはどうなんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

そのような不安があるというのは十分承知しておりますので、また戻りまして担当とその周知の方法など、もう一度検討をいたします。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは保育所も含めて保護者だけではなくて、やっぱり地域の方たちも心配をしているので、できれば広報とかそういう公的なもので学校をこういうふうには検査をしていますから、とりあえず安心してくださということを訴えるようなものが私はほしいかなと思いますので、ぜひその点、検討をしていただきたいと思います。

それでは3点目ですね、児童館の土曜日、日曜日の開館についてということで質問をいたします。

現在、児童館の開館は基本的に月曜日から金曜日、第2・第4の土曜日、日曜日、休館が第1・第3の土曜日、日曜日ということで子どもたちがお休みの第1・第3の土曜日、日曜日が休館となっています。広報でもいろんな催しものやっけていて楽しそうにやっけてるなという様子が出ていますけども、学校、保育園に行っている子どもたちも利用しやすくするためには土日が全部開いているということが私は理想ではないかなというふうに思うんですけど、このことについては検討はされた経緯はないんでしょうかお尋ねします。

○議長（福與三郎君）

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

お答えします。

児童館は平成20年4月1日に開館し休館日が身延町児童館条例施行規則では土曜日、日曜日、祝日および年末年始の12月28日から1月3日までと規定されていますが開館当時、議員の皆さまの意見をいただく中で当面の取り組みとして第2・第4土曜日、日曜日を開館し運営しています。児童館の毎月の休館日や行事は広報、町政カレンダー、児童館だより等で周知をしていますが児童館の利用対象者数が1,500人に対して平成24年4月1日以降の土曜日、日曜日の利用者数がイベントを除くと1日平均7.7人となっています。

ご質問の土曜日、日曜日の開館についてですが諸般の実情を勘案する中で現状を継続していく予定ですが利用者が利用しやすいように休館日を例えば1週間のうちの何曜日を休館日にしていることを定めて運営していくことを今、検討しています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

利用者の話を聞くと、土曜日とか日曜日とか今回はやっけてるのかなとか調べてから行かなければいけないとか、子どもたちが休みの土日はいつ行っても開いているということにして例えば図書館なんか月曜日はお休みというふうに決まっていますよね。そういうふうに何曜日がお休みというふうになれば、その日を除いたらいつでも行けるといって、その安心感があるからきっと利用も私は増えるんじゃないかなというふうに思うんですね。やっぱり話を聞くと今日はやっけてる日かやっけていない日か調べてから行こうとかということをしなくては行けないという話も聞いたので、せめて子どもたちがお休みの日は児童館をいつでもやっけてるということで、ぜひ改善をしていただきたいなというふうに、そういうふうに検討されているということなので、ぜひ規則は変えれば良いことで、子どもたちが少しでも利用しやすいように変えていく必要があると思いますので、これは変えていただきたいと思うんですけど大体目途とかどのくらい具体的には待てばいいんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

議員さんの質問の中で子どもたちが利用しやすいように土曜日、日曜日を開館ということなんですけど4月以降の月曜日から日曜日までの利用者数の平均を出してみますと日曜日が一番少ない、1日平均6.3人です。1週間で日曜日を休館として運営することを予定しています。

月曜日は図書館が休館なので重ならないように日曜日を休館にし、平成25年4月1日からを予定しています。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

日曜日を休むというふうに変えるということですか。全然、私が言っていることが伝わっていないというふうに。やっぱり休みかどうか分からないと行きづらいというのがあったり、もちろん日曜日は家族もいるしということでそういう人もいるかも分からない。ですけれども利用したい人もいると思うんですね。そういう意味で子どもたちがお休みの土日は開いていただいて月曜日、図書館と重なるんだったら違う日に児童館はこの日にお休みだよということが分かればいいことで、それはそれで決めていただきたいと思うんですけど、日曜日に休むということに変えようとしているということに理解していいんですか。

○議長（福與三郎君）

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

利用者が一番少ない曜日が日曜日です。やはり多い日は子どもさんたちが来るということなので統計を取ってみますと日曜日が少ないということなので日曜日に決めました。あと休みのときには家族との触れ合いを大切にしてもらいたいということもありますので日曜日は休館としたいと思っています。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん親がお休みの人は日曜日に家族でいられるんでしょうけど、そうではない親だっているわけですから子どもたちのお休みの土日は開いていただきたいというのが思いなんですけども、なんか日曜日を休館にしていくということなんですけども今までのやりとりを聞いていて町長はいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては身延町児童館条例施行規則の中に定めがございまして土曜日、日曜日、休日および年末年始はお休みと規定されていますので、議員がおっしゃるように直すのであれば、児童館条例施行規則を改正しなければ議論はできないと思います。よろしく願います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

規則はとりあえずということで決めたと思うんです。条例ではなくて規則を決めたと思うんですね。だけどやっぱり子どもたちの様子や親たちの思いをやっぱり私たちは受け止めなくてはいけないというふうに思うんですね。どうしたら子どもたちが利用しやすく、せっかくある唯一の児童館です。唯一の児童館が子どもたちの休みの日曜日に閉まっているというのは

行きたい人も行けなくなってしまうということにもなりますので、せめて子どもたちの休みの土日は私は開いていただきたい、これはもう子どもたちのそして親たちの思いでありますので、それはそういう答えが返ってきてもみんなの思いを皆さんにお伝えするしかないので、そういう思いがありますということで、このことを伝えなくてはいけないのでぜひお願いしたいと思います。日曜日閉めるというやり方はどうなんでしょうか。今後それはずっとそういうふうにしていくつもりなのか、そのへんについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

日曜日を休館にということなのですが、今、勤務形態もいろいろ変わってきて日曜日の開館もあると思いますが、曜日を決めて利用者が利用しやすいようにということであれば、やはり休館日の曜日を決めて開館するのが一番利用しやすいのではないかと思います。一番利用が少ない日が何曜日かと統計を取ってみましたら日曜日が一番少なかったもので、やはり一番利用者が少ない日を休館にするのが一番いいことかと思ひまして決めました。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱり何曜日がお休みときちんと決まっていることのほうが私もいいと思います。だけどそれが日曜日というのは、やっぱり普通の日は9時から5時までですよ。そうすると普通、学校に行っている子どもたちというのは児童館に行けないということになりますよね。その子どもたちが土曜日、日曜日に今度行けなくなるというのは少なくともやっぱり利用している人たちはいるわけですから、そのところはもう1回、私は考え直していただきたいというふうに、これはお願いして終わるしかありませんけども、ぜひそれは、日にちを決めることはいいですけど、子どもたちが休みの日曜日に休館日にするということは反対で、子どもたちも困ると思いますのでこれは言うておきたいと思います。

次に2つ目の重度心身障害者医療費助成制度について質問をいたします。

窓口無料の継続とペナルティ廃止のための努力ということで質問をいたします。

まず最初に窓口無料の継続ということで質問いたします。

現在、県が重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料の廃止を検討しています。この制度は重度心身障害者や関係者が長い間運動を続け2008年4月に窓口無料となりました。障害者にとってお金の心配をしないで医療が受けられる、とても優れた制度です。これを県は自動償還払いにしようとしています。重度障害者の7割は所得がないという状況、所得がないその方々が毎回、窓口負担を用意しなければならず、お金がなければ受診できないという状況が生まれます。薬代だけで1カ月10数万円かかる。窓口無料がなくなったら病院に行けなくなるという切実な話も聞いています。

昨年の12月議会でこの問題で一般質問をしましたが、そのときに話を聞いた方の話が11月27日付けの山日新聞の記事になっていました。2歳のときに交通事故で脳に重い障害を負い10歳から人工呼吸器が必要になり3年以上入院生活を送ったが家に連れて帰りたいという家族の強い思いで現在21歳になる息子さんを家族で365日24時間体制で介護にあっている母親の思いです。医療費は訪問看護や往診、薬代など1カ月30万円ほどになり窓

窓口無料が廃止されれば常に現金を用意しなければならず医療費をやりくりするだけで大変というものでした。町内においても障害者を中心に新たな署名活動が始まっています。障害者が安心して生活できるように県に窓口無料の継続を求めるべきだと思いますが町長の考え方を伺います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

町では重度心身障害者医療費助成事業の見直しについては平成24年9月7日、新聞報道と同日、山梨県福祉保健部障害福祉課の職員が来庁し平成20年4月から実施してきた窓口無料化について医療費負担額の状況、ペナルティに対する補填額の状況などの報告と平成26年4月から自動償還方式へ移行したい旨の説明を受けました。

その後、市町村障害福祉主管課長会議および医療費助成事業担当者説明会において今後のスケジュール見直しに伴う市町村が行う事務の流れ等について説明を受けたところであります。また県はこの事業の見直し、窓口無料化から自動償還方式への移行、これについて市町村長の意見を求めています。市長会、町村会ともに回答を保留している状況であります。身延町においても回答を保留しているのが現状であります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

どうして回答を保留しているのでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

もう少し県のほうから詳細説明を受けたいというのが趣旨であります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

町民のそういう生活実態とか町民の思いとかそういうものは町では把握をしているのでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

把握していて2008年の4月から県のこのような制度、町も賛同して事業を進めているところであります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

県の計画では市町村が町民に対して償還の手続きを行うようになっていますが、具体的には事務手続きの負担というものがかかってくると思うんですけども、そのことについては具体的にどういうふうになるかというのは聞いているのでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

先ほどお答えした主管課長会議ですね。その折にもちょっと説明を受けているわけなんです
が詳細の部分は来年度、県のほうでも検討していくということで細かい部分の説明は受けてお
りません。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

詳細はまだ分からないということなんでしょう。保留という判断をされているとお聞きした
んですけども、やっぱり障害者、障害を持つ方たち、それからその家族の方たちが本当に窓口
負担になってしまったらとても病院には行けないという、そういう思いはもちろん把握はされ
ていて、そういう思いはきちっと受け止められていらっしゃると思うんですね。昨年の12月
議会でもそういう県の動きがあるので、これにはぜひこのまま続けるようにということで県へ
お願いをしてくださいということでそういうふうにしますというお答えをいただいたので安心
をしていたんですけども、県でまた新たに具体的にこうなってしまったということで各町はそ
れでは障害者たちが安心して住めないということで保留ではなくて県にどうしても継続をして
もらいたいという声が多くなれば、やっぱりそれは知事も考えるのではないかなというふう
に思うんですね。ペナルティの部分が大変だということで、そういう変更という問題になったん
ですけども、小宮山前厚労相がペナルティを課すことに関して中長期的に検討していると国会
答弁をしています。これは全国知事会でもペナルティの撤廃を求めていますし横内知事も昨年、
厚生労働省に赴きペナルティ廃止を求めています。町でもペナルティの廃止に向けて継続して
要請するように県に働きかけていただきたいと思いますが、この点について町長の考え方を伺
いたいと思います。町長にすみません、最後に。町長に考え方を伺いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

国がペナルティを課さないということになっていただければ私どもは非常に助かるわけ
から、そのことを私どもは当然のことながら市長会、町村会を含めて今、検討させていただ
いておりまして現在、保留をしているところもそこらへんにもございますので今後も考えてい
きたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ペナルティの問題はさて置きまして、やっぱり町民の皆さんがそして障害を持つ方たちが窓
口負担になったら困るという思いは町長もきちっと受け止めていらっしゃると思うんです
けども、これに対して保留という今はそういう状況だと思ってしまうんですけども、やっぱりその方たちも
町で安心して住んでいかれるためには今までの窓口無料の継続がぜひ必要だと思いますので保
留という、いろんなもろもろ考えれば保留という気持ちも分かりますけれども、そういう町民
の方たち、県民の方たちの思いをきちっと受け止めたときにはやっぱり事業を継続していただ

きたいというふうに私は思うんですけど、これについて継続とさっき課長がおっしゃったんですけど町長の思いをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

県の説明が先ほど課長がお話をしたとおり、まだ100%ではございませんですし、決まっておりますので、それをしっかり聞いたのちに結論を出したいということですが、当然、今、現段階でみますと一時出してあとは返してくれるということですから、お金を全然返さないというのではないんですけれども、そのことも事務的に大変だろうというようなことから、私どもも私個人もそういうふうを考えておりますので県に対してはなるべくそういうことのないように考えてくださいとこういうことを申し上げるつもりでございます。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子育てもそうですけど、やっぱり障害を持つ人たちも安心してこの町で過ごせるためにはいろんな施策、大変ですけども、ぜひ進めていただいてみんなが安心して住める町をつくっていくためにお互いに努力していきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で渡辺文子君の一般質問を終結いたします。

議事の途中であります但し昼食のために暫時休憩といたします。

再開は1時からです。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続きまして、議事を再開いたします。

再開の前に子育て支援課長より訂正箇所がございますので先にいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

先ほどの児童館の休館日の中で年末年始の休館が12月28日からと申し上げましたが29日の誤りです。訂正してください。よろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

それでは一般質問に入ります。

次は通告4番、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

公立病院は地域における基幹的な公共的医療機関として地域医療の確保のため重要な役割を

担っております。

現在、全国的に損益収支をはじめとする公立病院の経営状況が悪化すると同時に医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっております。

本町におきましては身延町・早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院として一般61床、療養26床の計87床の病床を有し内科、外科、整形外科等の11からなる科でへき地医療拠点病院として地域住民への安定的な医療提供を目指して運営されております。

今回、早川町の辻町長と交代し本町の望月町長がこの飯富病院の組合長に就任されました。今後2年間、代表として運営に関わるわけですが飯富病院の今後の経営について身延町長の立場としての考えを伺うと同時に飯富病院議会には議会広報もございませんので町民への周知がなかなかできない状況であります。そういうことも鑑みただ中で町民の方々への周知の意味も含めて質問をさせていただきます。

最初に飯富病院への交付金の現状についてお伺いいたします。

飯富病院に対して交付されている平成23年度分この交付税の現状をお伺いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

飯富病院への交付金の現状はとのご質問であります。町が飯富病院に対して支出している金額は平成23年度の決算書によりお答えしますと第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予備費の19節でその他負担金として企業債元利償還金充当分のうち病院分としまして3,569万2,614円、老人保健施設分としまして2,272万5,026円、合計で5,841万7,640円を支出しております。

また同じ科目において国民健康保険大須成診療所と曙診療所、身延町営下部、久那土、古閑診療所の5カ所の診療所の管理および診療業務を委託している費用としまして1カ所200万円、5カ所で1千万円を支出しております。23年度は合計で6,841万円ほどを飯富病院に対して支出しました。

なお22年度は6,643万円。今年度は当初予算に6,843万3千円を計上しているところであります。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

23年度ベースで6,841万7,640円ですね。こちらのほう。また昨年が6,640万円、今年度ですね6,840万円を予定しているということですが、そのうちの病院と老健施設分、これは企業債元利償還金充当分ということで3,569万2,614円と2,272万5,026円。合わせて5,841万7,640円との答弁でございましたけども飯富病院議会でもこのことは報告を受けておましてインターネット上にも飯富病院資金不足比率として公表されているんです。その中に平成23年度償還企業債として6,181万306円とあります。この平成23年度償還企業債と先ほどの企業債元利償還金充当分のことは同じものなんでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

ぴったりの金額はちょっと聞き漏らしましたが同じ金額だと把握しています。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そうすると飯富病院の資金不足比率ということでネットにもみんな出ているんですが、こちらのほうが23年度償還企業債が6,181万308円になりますが、これでいきますと先ほど言いました5,841万7,640円、これと金額は違うんですがこれはどういうことなんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

私の資料で起債の償還、負担金分ということで飯富病院の起債23年度分は合計で、償還額が1億7万1,974円が平成23年度分であります。そのうち先ほどお答えしたんですが病院のほうで2割を負担、それから早川と身延で8割を負担ということでその部分の端数が少しずれているのかもしれませんが。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

例えばこれはちょっと僕、今、試算してみたんですが23年度償還企業債として6,181万円、この資金不足比率が載っています。それでいきますと例えば病院と老健のうちのほうで支払った分が、交付した分が5,841万7,640円になりますよね。そうするとその差額分が339万2,668円なんですよ。もし病院だけで計算すると3,569万2,614円引きますと2,611万7,694円になるんですが、この差額分といいますか金額の差が僕は早川町の負担分なのかなという気がするんですがそういう考えでよろしいんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

まず負担割合なんですが、今、早川町分ではないですかというご質問なんですが金額がずれているとすればそういう金額だと思います。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そうしますとこの病院と老健の感覚でいきますと5,841万7,640円のうち、うちが5,841万7,640円で差額分の早川町分が339万2,668円というようなその理解でよろしいんでしょうかね。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

額に差があるとすれば早川と身延の負担割合で出した部分です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

その分を確認できればいいんです。

それでは次の平成23年度の飯富病院の決算、概要説明を簡単をお願いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

飯富病院の決算につきましては平成24年9月24日、身延町・早川町国民健康保険病院一部事務組合議会定例会において平成23年度病院事業会計決算書が組合長から上程され、また監査委員から審査意見書も報告され松浦議員も含め身延町議会議員6名、早川町議会議員6名の12名の飯富病院組合議会議員、全員賛成で認定されたところであります。

この決算について平成23年度飯富病院事業会計決算書の事業報告書、損益計算書、貸借対照表をもとに概要をご説明申し上げます。

飯富病院の23年度年間患者数は8万5,703人で平成22年度に比べ4,880人増加しました。外来入院別に見ると外来患者は5万4,915人で前年比3,377人の増となり入院患者延べ数も1,503人増の3万788人でございます。

事業収益は対前年比9,610万円増の18億798万円であります。医業収益は6,005万円増の13億6,271万円。在宅部門収益これは訪問看護、訪問介護、居宅介護支援、これらの事業所分なんです、その在宅部門収益、それから老人保健施設収益、補助金等を含む医業外収益は4億4,527万円であります。事業費用については対前年比8,222万円増の17億6,880万円でありました。内訳は医業費用13億4,368万円。医業外費用が4億2,512万円であり平成23年度純利益が3,918万円。前年度繰越利益剰余金3,560万円を加えますと7,478万円が利益剰余金となり黒字経営となっております。

また貸借対照表では資産の部として固定資産合計が33億841万円。流動資産が8億4,470万円。資産合計で41億5,310万円であります。負債の部では流動負債が1億7,110万円となっております。

なお、監査委員の審査意見書も紹介しますと1つとして関係書類を照査し検討審査したところ適正に処理されている。2つ、黒字経営になっているが経費削減等さらなる経営努力を進めること。3つとして病院を取り巻く情報通信技術が変化している。病院内外の情報伝達を充実させる必要性を検討し質の高い医療提供体制の確立とさらなる健康増進のため公立病院として自覚を持ち努力されたいとの意見でありました。

以上が飯富病院の平成23年度の決算の概要です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

大変、僕もこれを見て飯富病院議会の中でもちょっとびっくりしたんですが、黒字でございまして黒字ということはある意味いいことなわけですし今後もこういうふうに続けていただき

たいと思うんですが、たしか私の記憶では平成18年、19年ごろは大変厳しい状況にあったような、経営内容だったような気がするんですが、その後こういうふうにならなくなったということはある意味で経営改善がなされたというそういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

そのとおりだと思います。平成20年度の決算ですと当年度の純利益が7千万円ほどの赤字でした。その繰越利益剰余金として4,700万円ほど赤字だったと。それから21年度、22年度、23年度、23年度は先ほど申しましたが21年度につきましては当年度純利益が5,700万円ほどになります。20年度の決算も差し引きまして1千万円ほど黒字ということとであります。22年度につきましては当年度が2,600万円ほど、繰り越して3,600万円ほどの黒字になっているところであります。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そういうふうにして黒字で今後も経営を続けていただきたいと思いますが次の質問にいきます。

3番の早川町との負担割合とその算定基準、このことについて飯富病院は本町と早川町とで管理運営をしているわけですが両町の負担割合が違っております。そしてその負担割合の算定基準、これはあまり表には出てきませんがこの負担割合の算定基準をご説明いただきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

今のご質問に答える前に先ほど私がお答えした内容で予防費というところを予備費と説明してしまったようですが訂正をお願いいたします。

それでは負担金の負担割合算定基準についてお答えします。

まず負担割合についてですが下部、中富、身延、3町合併前においては企業債元利償還額に対し飯富病院が20%、中富町が48%、早川町が32%負担。病院負担分を差し引いた後の額では中富町が60%、早川町が40%として負担をしておりました。合併後につきましては平成17年度から19年度上期まで町負担の73.7%が身延町、26.27%が早川町であり19年度下期からは身延町負担分が0.25%減り73.48%、それから早川町が26.52%になっております。

この負担割合の算定基準については均等割、人口割、患者割の3つの割合を基準として算定しています。それぞれの割合は均等割が35%、人口割と患者割が32.5%ずつであります。現在の負担割合を決めたときの身延町の人口が1万6,344人。早川町が1,534人。合計で1万7,868人でした。これを割合で示しますと身延町が91.41%、早川町が8.59%となります。また患者数については平成17年11月から平成18年10月までの患者数6万9,188人のうち身延町民が5万5,932人、率にしますと80.84%。早川町民が1万3,256人、率にしますと19.16%でありました。これらの割合をそれぞれ人

口割、患者割の32.5%に乗じて得た率が身延町人口割29.71%、患者割26.27%となり、それに均等割の17.5%を加え合計負担割合で73.48%となります。同じように早川町の負担割も計算しますと26.52%となり、この割合によって負担金を支出しているところであります。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今、均等割それから人口割、患者割と説明をいただきました。今の話の中で中富、早川の2町でやっていたとき、それから身延町になって平成17年度の割合、それから19年度の割合を説明いただきましたけども、先ほどの負担分もそうなんですが本町が5,800万円で早川が339万円というそういうふうな形なんですが、なんか数字的に見ますとその患者割、人口割、均等割といろいろ数字が出てきたんですが、なんかちょっと本町の負担が多すぎるような感じがするんですね。逆に考えますと人口が少なくても結構高齢化率が早川のほうが高い。それで先ほどの患者もうちのほうが5万5,900人、早川のほうが1万3,200人、人口からいったらとんでもなく多くなっていますね。それが割合で19.16%と80.84%。そういうふうな形の数字が出てきているんですが、何かこのへんちょっと身延町の負担が多いような気がする、逆に言うと早川のほうが少ないかなという気がするんですが、これは本当に割合で人口割、患者割、均等割と分けて細かくやっているように感じるんですがこの負担割合、適正な負担割合だとそんなふうに認識していますでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

先ほど2町の場合も、それから合併後の率、それから合併後でも率が少し変わった部分の説明を申し上げましたが、その負担割合等は当然、飯富病院の議会でもまた身延、早川の議会でも報告等があって、そのような割合になっていると思います。

なお、合併後で率が変わった部分につきましては人口割、国勢調査等があるということですのでそういう数字を利用したりということによって変えているものだと聞いております。そんなことから適正な割合ではないかと私自身は思っております。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今、国勢調査という話が出ましたけども、そうすると19年に1回、17年に合併時に73.7%、20.27%、それを19年に73.48%、26.52%ということを変えたわけですね。そうすると今後もその国勢調査等々そういうことを踏まえた中で、今後もこの割合は協議して変えていくという可能性は、町のほうとしての考えはあるわけですね。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

協議していきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

それでは次の質問に移りますけども、その前に議長に今回の一般質問で4つの私、一般質問の通告をさせていただきました。その中でこれから質問します今後の飯富病院経営に対する町の考えの中の2つ目の経営効率化、再編・ネットワーク化、それから経営形態の見直し等、病院改革の考え、この項とそれからその次の3の病院改革プランの策定の考え、この2つの項に対して私が勉強不足でございまして、通告後にこのことがすでに飯富病院で実施されているということが判明いたしましたのでこの2つの点につきまして取り下げの許可をお願いしたいと思いますが。

○議長（福與三郎君）

ただいま、松浦隆君より質問の取り下げ要望がございました。

議長といたしましてこれを許可いたします。

○7番議員（松浦隆君）

ありがとうございました。取り下げの許可をいただき本当にありがとうございます。それ以外の通告に従いまして質問を続けさせていただきたいと思います。

それでは4番の今後の飯富病院経営に対する町の考えの項に入りたいと思います。

平成19年6月に経済財政改革の基本方針2007についてということで閣議決定されました。社会保障改革の一環として公立病院改革に取り組むことが明記されました。この決定を受けて先ほど僕が勉強不足で見逃してしまいましたけども、飯富病院でも病院改革プランを策定いたしました。経営改善に着手したわけでございますけども、また昨年の3月に総務省が発表した公立病院経営改善事例集に全国の病院から11の病院が選ばれて、100床以内の改善事例として飯富病院の改善への取り組みが紹介されております。こういうふうにして今、出ているわけですが紹介されております。

両方とも内容は非常に素晴らしいものなんですが、素晴らしい出来栄で本当にいいことが書かれていますけども、私には今回のこのことを病院議会で報告をされた記憶がありません。病院改革プランに対して、私の間違いではないかと思ひまして事務局に問い合わせをしましたが、そのことは議会には報告していないという回答がございました。こういう改善、事例集のようなこと、それから公立病院の改革プラン、こういう数字上の改善も大変、経営改善も重要だと認識していますが、先ほど言いましたようにこういう動きを病院の中でその議会があるにもかかわらず、そういう報告がされていなかったということがある意味、この体質になっているような気がするんですが、この体質の改善も問題ではないかと私は考えますが、今後の飯富病院の健全経営に対しての全般的、飯富病院の中のことは飯富病院の議会でやりますけども、今後の飯富病院の健全経営に対しての全般的な課題について町長のお考えを伺いたいと思ひます。お願いいたします。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

議員が冒頭、話されたとおり公立病院につきましては地域における基幹的な公的医療機関として地域医療の確保の上で重要な役割を果たしております。その多くが患者数の減少、診療報

酬のマイナス改定等によって大変厳しい経営状況に追い込まれております。さらには医師不足に伴う診療体制の縮小が余儀なくされるなど大変厳しい経営環境や医療体制の維持が厳しい状況になっていることは事実であります。

このような状況を踏まえて、先ほども話がありましたが19年12月に総務省が公立病院改革ガイドラインを示し、病院開設している地方公共団体に対して、公立病院改革プランを策定し1つ・経営の効率化、2つ・再編ネットワーク化、3つ・経営形態の見直しの3つの視点に立った改革を一体的に進めること。またこのうち再編ネットワーク化については都道府県に対しても計画等を取りまとめること等の通知があったところでございます。この国からの通知を受けて飯富病院においても公立病院改革プランとして平成21年3月に飯富病院経営健全化計画を策定したところであります。この計画は国の示した公立病院改革ガイドラインを準拠し過疎地域の超高齢地域にある飯富病院の現状を把握し病院経営の健全化を図る上での指針となる計画でございます。

飯富病院経営健全化計画の1つ目の視点として公立病院がみずからの役割に基づき住民に対して良質な医療を継続的に提供していくため、経営目標に数値目標を掲げ経営効率化にかかる計画を規定しています。経営収支比率の改善、職員給与比率、病床利用率の目標などを謳っているところでございます。

2つ目の視点として地域全体で必要な医療サービスが提供されるよう地域における公立病院を中核的に医療ができ医師派遣ができる拠点機能を有する基幹病院と基幹病院からさまざまな支援を受け日常的な医療確保を行う病院、診療所へと再編する。これとともにこれらの病院、診療所等をネットワーク化する必要性を記載しているところでございます。

この病院の再編ネットワーク化につきましては山梨県でもご案内のとおり山梨県公立病院等の再編ネットワーク化構想を平成21年2月に策定をし、その構想の中では中北、峡東、富士、東部、峡南の4つの医療圏に分け峡南医療圏の中南部地域として飯富病院も位置づけられていますが県全域の病院再編ネットワーク化が推進されているところであります。

3つ目の視点である経営形態の見直しにかかる計画については民間的な経営手法の導入を図る観点から経営形態の抜本的な見直しの方向性、見直し計画の概要を記載しています。これらの病院経営健全化計画は先ほど議員もおっしゃったとおり素晴らしい計画が計上してありますということですので、私もそのとおりだと思いますので目標に向かって飯富病院においては鋭意努力をしてほしいと思っております。

身延町内には公立病院の飯富病院、病床が87床のほか身延山病院、病床80床、しもべ病院、病床90床、この2つの民間病院がございます。公的医療機関として飯富病院の必要性、役割、また経営状況、改革の必要性について飯富病院、身延町、早川町を含めた三者で検証、評価する中で町の財政運営全般の観点からも地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供できる病院の健全経営を求め病院改革を推進していきたいと考えております。

いずれにしても飯富病院につきましては独立採算制を原則とした公営企業であり、一部事務組合として独立した法人であることに鑑みると病院経営のあり方等の検討、また病院改革の方針などについてはまず病院内、病院議会で議論することが一義的であり、その設立母体であります身延町、早川町はそれぞれの町の財政状況や医療・介護の状況などを加味し飯富病院と合議していくことが大切だと考えております。松浦議員におかれましても飯富病院の議会議員でありますので今後とも身延町の財政状況を鑑み地域医療、公立病院の役割、病院改革につ

いてご教授いただけますよう心からお願いを申し上げ飯富病院経営に対する町の考えの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。私も飯富病院議会の議員として今、町長がおっしゃられたように当然、今後のこの飯富病院のあり方、それから健全経営に向けて考えていかなければいけないと思いますし今回そういうことも自分の中に非常に大きなものが占めていますので、この質問をさせていただいたんですが、ちょっと1つ町長にお伺いしたいんですが、今の町長がいろいろ説明いただいた中で、再編ネットワーク化、それから経営形態の見直し、それから経営効率化等いろいろありますけども、その経営形態の見直しの中で実は飯富病院の計画の中に現在は一部事務組合であるが、公共性・企業性をより発揮するには全部適用の方向も考えているということスケジュール化されているんですね。3カ月程度、院内の管理会議および病院経営改革評価委員会で検討した中で、具体的な計画は平成25年を目途に計画完了というふうな形になっているんですが、そのことを町長はご存じというか、その委員会の中に構成メンバーとしては早川町の町長、財政担当課長、福祉保健課長、保健師、身延町も町長、財政課長、福祉保健課長、保健師、それから議会として議長、副議長、病院として院長、副院長、総看護師長、事務長というふうになっているんですが、そういう動きがあるんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

ご質問いただいた部分につきまして、私もこの答弁書を考えるときに、見た資料にありました。実際に私自身が4月、福祉保健課へ異動してまいりましたが、それを知ったのはこの答弁を考えるときに初めてそれを知ったというような状況で認識不足でありました。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

これは計画されて動いていると、そういう認識でいいんですか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

私の異動前にそのような計画が出ていまして、そのとおりに動いているということで、この4月から12月の間ではそのような会議、検討等はなされていないということでもあります。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そうすると一部事務組合から全部事務組合になる可能性があるということですね。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

そのへんは私には分かりません。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

そうするとどちらにしましても一部事務組合、そういうことも含めて全部組合にしてもそういう動きがあるということですね。それは事実ですよ。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

そのような計画をということではあります、その内容につきましては先ほど私が答えたとおり内容等も十分把握していませんし、いつまでにどのような経過で進むのかということも認識しておりませんのでちょっとお答えはできません。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

今のこともそうなんです私、町長に1つお願いがございまして、今のこともそうですし、それから経営改善計画についてもそうですし、こういう病院の体質ですね、病院内だけという体質があるような気がするんです。外の空気が入らない。ある意味、閉鎖的な環境が原因ではないかというふうに私は考えているんですが行政と病院では仕事の内容もまたシステムも違います。一例としてこの会計も単式簿記と複式簿記との違いはありますし逆に私はその違いを経験することが閉塞感からの脱却、それから職場の緊張感そういうものにつながるんじゃないかと思うんです。逆にそういうことにつながれば仕事の効率が図れる、また新しい風が入っているようなことを勉強できる、そういうことを考えた中で飯富病院の体質改善の観点から互いの職員、飯富病院の職員、それから町の職員、互いの職員ですね、それをお互いに出向するか。または病院へ町の職員の出向、こういうことを進めて経営改善のある意味でバックアップをするような、そういうこともある意味では必要なのかなというように、ちょっと僕が飯富病院の議会の中でいろいろやっている中でもどうもなんか腑に落ちないというか、ちょっと常識と違うような形のことがなされるが多々あるような気がするんです。そういうところを逆に言うと町の職員が出向した中で、ある意味では助言もしくはただす、そういうことも今後、必要になってくるんじゃないか。また経営改善をプランの中で進めて、事例集まで出ているわけですから、そうするとそれを今後も今、出たからこれで終わりではなくて今後もそれを継続していくような、新たな一步を踏み出さなければいけないような気がするんですね。そのときにやはり今までと同じように病院の中だけでやっていたんでは、またもとの木阿弥になる可能性もありますので、新しい風穴を空けるためにもそういう町の職員の出向、もしくは病院と町の職員の互いの出向、そういうことを町長に提案したいと思います、そういう点では町長のお気持ちはいかがでしょう。

○議長（福與三郎君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご案内のとおり私どもだけの病院でもございませんし早川町との組合立でございます。そして松浦議員さんはなんか飯富病院の内容が誠によろしくないというような感覚の中でのお話ですけれども、そこらへんも検証をする中で本当に改善が必要なのかという部分も踏まえて病院議会の中でぜひこれはご協議いただいて、ここで協議する問題ではないような気がしますが、早川町と私どもでもまたお話をすることで、そして職員のものし交流が必要である、そのことが飯富病院のためになる、そして私どもの役場の職員のためにもなるということであるならばそれは検討をさせていただかなければならないなと思いますけれども、今の状況を私も10月1日になったばかりでございます、2年間ちょっと遠のいていましたので詳しい事情が100%分かりませんので、まず本当に飯富病院が今の姿であるとおかしくなるのかどうかということとを今、松浦議員から指摘といましようか情報としていただきましたので、このへんも検討し、そして考えていきたいなというお答えにさせていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

私は病院の経営はたしかによくなっていますし先生方もまた看護師さんも一生懸命やっております。ただ私が一番、今、懸念しているところは事務方の考え方というか先生方は経営のことにはタッチしませんし事務方のほうがそれをバックアップするためにいろんな事務方の中の仕事をしているわけですね。そのへんがどうもいまいち私としては腑に落ちない部分がございますので、ぜひ早川の町長とも話をさせていただいて、ある意味、風穴を空けるような形もぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは先ほど公立病院の経営改善事例集、これの話をさせていただきました。平成21年度から病院と介護老人保健施設のベッドを一元化し利用率が向上したとあります。このことは基本的に先ほどの課長からの話の中で経営改革プランをやったことによって経営もよくなったとそういうことだと思います。その中で介護老人保健施設のベッドと病院のベッドを一元化して利用率が向上したとあるわけなんです、その経営改善事例集の中に平成21年度における1日平均入院患者数は83人で前年度よりも7人増加し、これにより病床利用率が95.1%と前年度よりも7.4ポイント上昇していると。一方、介護老人保健施設の平成21年度における1日平均入所者数は48.7人で前年度よりも2.8人増加し、これにより利用率も90.2%と前年度よりも5.2ポイント上昇している。これは平成21年4月から総看護師長が介護課長を兼務するなどの組織の変更も含めた病院と介護老人保健施設のベッドの一元管理を行い医療と介護におけるおのこの機能を生かしながら連携を図ったというふうに報告にはなっているんですね。

しかしながら実際に調べてみますと一人暮らしの方々、それから老老介護で退院後のケアが難しい方ございますね。そういう方の中で退院可能な患者さんを自宅へ帰せない状況になっていると。それが1つの原因になって利用率が上がったというふうな話がございます、こういうことが続きますと医療費がかさみ、ひいては町の国保の負担の増加につながるんじゃないかというふうに私は考えています。

このことは飯富病院に限らないことで他の町内の病院やまた全国の過疎地域でも同じような状況が続いているように聞いておりますし、地域住民の高齢化が進んだことにより在宅医療そ

れから介護医療こういう部分での厳しさが浮き彫りになったものでございます。

今後このことは重要な医療問題になる可能性もあると国のほうでも危惧しているような形なんです。本町においても国保の基金が底をついたという状況で一般会計から貸し出しをする状況になっております。病院の健全経営等、国保の負担減、こちらの両方の観点から今後のこういうものに対してもやはり考えざるを得ない。町も一緒になって考えざるを得ないと、そういうことを含めた中で町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

今、議員さんのおっしゃられたとおりです。飯富病院自身は今のところ黒字経営がここ3年ほど続いております。しかし隣で持っている老健施設、そのほかケアマネの事業所、訪問介護の事業所、もろもろ一部事務組合ということで管理運営をしているわけなんです。いずれにしても医療費の抑制、介護保険料の抑制、これらも当然、関わってくるものだと思います。そういうことから今後、検討はしていかなければならないんじゃないかと思っております。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

これは実は昔からあったんですね。昔はちょっと形が違っていたんです。北海道とか東北地方の雪の多いところですね。冬の間、豪雪のために病院に通えない。それから先生が患者のお宅へ往診に行けない。そういう状況が続く、雪のために。そういう状況になりまして、その対応策として普段生活している山間地の住宅から冬の間だけ病院のある地域に一時的に町営住宅とか民間アパート、そういうところを借りて冬の間だけそこで生活をして病院のお世話になる、また介護のお世話になるというサービスを受けるシステムをその東北、それから北海道の自治体ではそういうことをやっていた。そのことをちょっと思い出したものですから私もいろんな形の中でインターネットでそういうことの中で介護サービス、医療サービス、在宅についてインターネットで調べておりましたら国交省で現在サービス機能高齢者向け住宅整備事業、こういうことが今あるというふうにネットで知りました。この事業を現段階で来年の2月の末までに募集をしていると。そういう話なんです。また驚いたことに早川町がこの事業に強い関心を持って調査・検討をしているように、あとで知ったんですが聞きました。

来年の2月までの募集ですから、もし早川町がこの募集に応じるとすれば、もう時期的にもかなり進んだ具体的な動きがあるんじゃないかと思うんですがそのことは身延町としてはご存じなんでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

サービス付きの介護住宅の件なんです。これ自身が住所地特例というものはありません。一般の公営住宅と同じようにそこに移り住んでそこで介護等も受ける、病院受診等も受ける、そのまま介護保険の認定等を受けた場合に身延町であれば身延町の住民となる。そういう部分がありまして、この施設を造って早川町もしくは近隣町からこちらに入居してサービスを受けた場合には将来的には身延町にすべて介護保険の給付費として跳ね返ってくるだろうと、そう

ということがありまして住所地特例が適用されましたら、この事業も町としては検討してもいいかなということで情報は収集をしております。早川町が今、議員さんがおっしゃられたようなことで考えているのであれば橋を渡った早川町にそんな形の施設を造っていただくと身延町とすればありがたいなとそんなふうに感じました。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

その中身を見まして、詳しくはあまり出ていなかったものですから、ただ募集要綱とかそういうことが出ていたので中身がよく分からなかったので、そうすると早川町のほうでそうやって造ってくれば逆にうちのほうとしてはいいということですね。

ただ、この事業は僕はちょっと着目したのが公営住宅の目的外使用とか、それから公営住宅の建て替え事業により新たに整備する住宅戸数要件の緩和というような対象にもなっていて、ある意味では現在の町営住宅等々の利用も可能なのかなということもありましたのでちょっと話を伺って見たんですが、今言ったように逆に身延に造った場合にはほかからのそういうものが出てくる可能性がありますので、そうすると町の負担が大きくなるという、そういう弊害も出てくるわけですから、そのへんはよくよくまた検討していただいて国・県のほうにも働きかけていただきたいと思います。

何しろ一人暮らしや老老介護の問題、今、話をしました国保の負担減に向けた対策、このへんも飯富病院の健全経営を考えた中での今後の在宅医療、それから介護医療の取り組み、全体的な町としての対応をできるだけ早く、またかつ有効的に進める対策を検討していただくことを私の希望としまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

以上で松浦隆君の一般質問は終結いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これもちまして本日は散会といたします。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時57分

平成 2 4 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 3 日

平成24年第4回身延町議会定例会（3日目）

平成24年12月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案に対する説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐野 富雄 | 2番 | 柿島 良行 |
| 3番 | 野島 俊博 | 4番 | 望月 明 |
| 5番 | 河井 淳 | 6番 | 芦澤 健拓 |
| 7番 | 松浦 隆 | 8番 | 深沢 脩二 |
| 9番 | 草間 天 | 10番 | 川口 福三 |
| 11番 | 渡辺 文子 | 12番 | 穂坂 英勝 |
| 13番 | 伊藤 文雄 | 14番 | 望月 広喜 |
| 15番 | 望月 秀哉 | 16番 | 福與 三郎 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	渡邊勢津子
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子

録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（福與三郎君）

本日は大変にご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

協議の前に昨日、福祉保健課長の答弁に訂正箇所がございますので最初に訂正の申し出を許可し発言をしていただきたいと思います。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

昨日の松浦議員の質問に対する答弁について飯富病院の平成23年度企業債元利償還金のうち病院負担20%、残りの80%のうちの身延町負担73.48%、早川町負担26.52%、身延町負担額5,841万7,640円、これにつきましてはお答えしたとおりであります。早川町の負担額について議員さんが示されました企業債償還額6,181万308円に対し実際に両町が負担した元利償還額の総額は7,950万1,414円であり差異があったため早川町が負担した額は2,108万3,774円が正しい額であります。身延町負担額の残りが早川町負担分だとお答えしましたがお詫びし訂正をさせていただきます。

○議長（福與三郎君）

ご苦労さまです。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略をさせていただきます。

報告第8号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

1点だけお伺いします。

7ページの職員手当等で701万2千円、時間外勤務手当というのがございますけども、これは何名分で何時間なのか計算をお願いします。

それからかなり開票の時間が短くなっているということを聞いておりますけども何時間の予定で開票を終わる予定なのか、その点についてもお聞きします。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

職員の人数につきましてはちょっと今、資料を持っておりませんのでのちに答えさせていただきますけども、時間外勤務手当701万2千円につきましては期日前11日間分、4日に公示がされましたので5日から15日までの期日前の3カ所分の職員の時間外勤務手当、それから当日の投開票事務の時間外手当であります。

開票は中富総合会館で午後9時から開票を予定しておりますけども最終的に小選挙区それから比例、国民審査、今回3つありますので3つの開票が終了するのは12時過ぎというふうに考えております。

人数につきましてはのちほどお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（なし）

他に質疑がないので質疑を終結いたします。

なお、この報告第8号につきましては地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでありまして以上で終結といたします。

議案第90号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

望月明君。

○4番議員（望月明君）

29ページの第61条ですけれども条文に括弧が非常にたくさん付いておりまして、どこからどこまでいくのかちょっと分かりにくいわけです。こういうのは括弧の形を変えとかというような形でやっていけばよろしいと思いますけども、いずれにしてもこのような解釈しにくいような条文でありますので、これを解釈しそしてこれを職員に徹底するということが大変だと思っておりますけれども、こうした条文を職員に徹底するという指導などはどのように行われているかも伺いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

条文の制定につきましては大変読みづらい、判読しづらいわけなんですけども、一応こういう決まりがありましてそのルールに基づいて策定しております。これらの解釈等につきましては、この例規自身が仕上がりますと職員全員が見られるような形になりますし、その折に十分読み砕いて職員にも周知はしたいと考えております。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

3点、質問させていただきます。

まずこの条例制定、国の基準をそのまま条例制定したものであると思っておりますけども本町とし

て新たに今までの国の規定をしている部分以外に新たに条例制定にあたってこられた条項があったらそこをお示ししていただきたいと思います。

2点目に25年4月1日施行となっておりますが本町から指定を現在受けている事業者の運営の形態そして病院等の実態がこの条例の制定に適合しているかどうかということは今後施行前に調査をして施行にかかるのかどうか、こういう点。

3つ目にこれへ関連して例えば町が社協に委託しているヘルパーさんの訪問サービス、介護サービス、これらの運営形態も今までこの制定後も変わらずやっつけられるかどうか。この質問の内容は中でサービスを求める利用者に対しての拒否はできないよという意味の条項が何点かあります。そういう意味で本町でやっている社協のサービスは同じような事業者はたくさんあるんですけども、ただ唯一社協だけは昼間だけしかサービスしないよと。ほかは断っているというのが実態だろうと。表現方法はちょっと違いますけど、そういう中身で条例制定にあたってそういうものも見直していくのかどうなのかこのへんの3点をお聞きします。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

まず1点目ですが国の規定となんら変わるところはありません。加えている条等もありません。

それから2点目の25年4月1日施行で今までの受け持っている事業所等に対する件ですがこの国の基準に沿ってその事業者が規定してあります。この町の条例を制定したからといってそこに合わない部分はありませんので調査等もする予定はありませんし今後受け付ける事業所についてはこの条例に基づいて審査するという形になります。

それから3点目の社協への委託のヘルパー業務等とはということですがこの地域密着型のヘルパー業務は社協が運営している訪問介護サービス事業には該当していません。県に申請をして県の許可を受けている訪問介護事業所です。また、町が委託している業務は自立の方々に訪問ヘルパーが出向いてサービスをするという、そういう業務を福祉保健課、町から委託をしているんですがこの事業所指定の関係とはちょっと違います。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

分かりました。2点目の実態、国が基準を設けて今まで現在やられてきてそのままやっつけいくわけなんですけど、国はずっとここに規定してあるような、特に要因を時間でなおして要因が何人配置しなければならない、それから要因がこの規模は何人いなければならないという規定がことこまかにあるんですけど、それを実態として国は、申請のときはその要因を抱えて事業を展開、そしてサービスを提供してきたはずなんですけども、何年かやっていると、その中身は違ってきてしまっているというのが普通だろうと思うんですけど、そこはきちっと今後、町が条例制定をして管理というか指導をしながらやっつけいくとならば、1回、実態調査をしないと、この条例に合う形の事業者が全部そういう形になっていないんじゃないかと思われるので申し上げたいので、その必要があるだろうと思います。答弁は必要ありません。よろしくお願ひします。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

参考の資料で、町内に所在する事業所の一例ということで一番最後定期巡回とか夜間対応とかということで地域密着型のサービスがあるんですけども、本町のようなこういう介護力が弱い町村においては、やっぱり夜間来ていただいて褥瘡が出ないように寝返りをさせるとかそういうサービスが必要だと思いますけれども、この11月の利用件数というところに実績が載っていないんですけども、これについては11月に限ってないのか、そういう利用が全然ないのか業者がないのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

この定期巡回随時対応型訪問介護看護、この事業自身まだ指定等がありません。許可もされていないということで利用者もいないという現状です。この内容自身は議員さんがおっしゃられたとおり夜間等も訪問するということなんですが、実際にこのような地域ですと介護者の家庭をまわる場合に1軒のみ、もしくは離れたところのということで事業が成り立たないような形でその申請自身が今のところありません。実際は今言われたとおり利用者についてはそういう要望等もあるんですが、それらについては今言ったような事情から事業者の申請がないというのが現状であります。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

たぶんそうではないかなというふうに思ったんですけど事業者の立場としたらやっぱり効率が悪いところへこういう事業はこないと思うんです。けども実態を見ると老老介護だったり一人暮らしだったり地域でそういう人たちが生活するにはそういうサービスがないと、とてもやっていけないというのが現状だと思うんですね。民間だけにやっぱり任せておくと、こういう効率の悪いところにはこないという話になって、そこに住む住民はそういうサービスが受けられないということになってしまいますよね。そういう意味ではこういう市町村は社協なり、なんか行政が関わらないと民間は望めないですから、そういうことをなんか考えないと利用者にとったら、せっかく介護保険こういうサービスがあっても使えないということになってしまいうので、なんか方法を私は考えるべきではないかなというふうに思うんですけど、待っていたらきっと絶対、民間は来てくれないと思いますので、そのサービスをどういうふうにして充実をさせて、この地域で最後まで暮らせるかということを見ると、なんか行政として対策をとる必要があるのではないかなというふうに思いますけど、それについてはいかがでしょうか。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

おっしゃるとおりだと思います。サービスの提供を受ける側にすれば、そのとおりだと思います。サービスを提供する事業者、これは今言われた費用の問題が関わりますし行政としまし

ても介護保険のサービス、このほかにもいろいろあります。施設サービスから始まりまして、通所等のサービス、これらも含めまして介護給付費、これらの増額分そういう部分も検討していかなければならないのではないかと思います。いずれこの先、その部分については検討していかなければならないと考えております。

○議長（福與三郎君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

だからどうしても在宅で、どうしても駄目だから施設に入ってしまうんですね。そうすると施設はやっぱり介護保険、圧迫してしまいますから国のほうの制度としても施設をなるべくお金がかかるから少なくして在宅にということの方針でこういうことができたと思いますので、そのところはやっぱり、どうしても施設に入らなければいけない人もいると思うので、その施設はやらなければいけないと思いますけども、やっぱり家で過ごしたい、看たいという方たちの手助けというか、うちで在宅介護できるためにはやっぱりそういうサービスも必要だと思いますので、ぜひ早急に検討をしていただきたいと思いますけども、それは検討を始めているのかどうかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

どこまで検討しているかといわれると、ちょっとお答えできないんですが、今言ったとおり地域密着型は、身延町にお住まいの人たちが対象で、条例として提案させていただいている部分です。この表でもお示ししましたとおり、町外も含めて全体的に国でサービスを決めているのが居宅介護サービスやら施設サービス等であります。それらとも関連してきますので十分それらも踏まえて検討はしていきたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

（ な し ）

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第91号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第92号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

92号と93号に関係するというか、これは両方を見ると下水道のほうは構造の技術の基準および終末処理場の維持管理ということで下水道の基本的な技術上の基準について決めた条例で、それから93号のほうは上水道というか、この場合は当町の場合、簡易水道がほとんどだと思うんですけども、こちらのほうは監督者と技術管理者ということで、この違いというか下水道の場合にはこういう工事監督者および技術管理者のようなものはないのかということと、

それからこれらの条例を定めて今後こういうことを基準にやっていくんでしようけども、こういうものについては、その管理者は必要なくて、ただ単に工事については下水道の場合は特に工事業者にやってもらうからいいんだということなのか、その点についてお伺いします。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

お答えします。

下水道につきましては、下水道法で特に監督者を置くとかという決めはございませんので特に謳ってございません。したがって職員が設計監督したり委託したりして監督、管理、契約ということで行っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

条例の制定に関連しましてお聞きしたいんですけども町内の終末処理場、下水道は5つの施設でございます。あと農業集落排水を含めて終末処理場の処理方法がそれぞれ異なっているように思っております。例えば私、身延地域に住んでいるものですから角打・丸滝の処理方法はオキシデーションディッチですかね、私のすぐ近くにある大型の処理場は土壌被覆型の難しい言葉でちょっとよく記憶ないんですけども礫間なんか処理方式と違ってまったく違う方式のものそれぞれが町内にあろうと思います。

どういう質問かということ汚泥の引き抜きの際の臭気とかということをきちっと規定された条例になっておりますので今まで私どもも一番気にしているのが曝気と汚泥引き抜きの際の臭気の漂いを気にして当初、身延公共下水道の処理場を造るときに私どもは処理場建設反対で長い間、町との間でやりとりした経過がありまして、その際、臭気の発生するおそれはまったくないよということやってきたんですけども、まだその汚泥の引き抜きの経験がございません。供用開始して4年経過して、はじめて、なんかこの間の説明によりますと来年の正月早々そういう作業を始めるといときに臭気の発生があるかどうかという非常に近隣の人間は気にしておりますので、その処理方式とこの条例を制定すると、そういうことのないような形をきちっと取れよという条例でございますけども、そのへんの説明をお願いいたします。

大河内のところにある角打・丸滝はなんとなくそういった作業をしているときかどうか確認できないんですけど臭気が漂うことが、県道身延・市川線を走っていても感じる場所がございますのでぜひ聞きたいと思います。

○議長（福與三郎君）

樋川環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

お答えをいたします。

身延町には下水道は5処理区ございます。角打・丸滝処理区、身延処理区、帯金・塩之沢処理区、中富処理区、下部処理区、先ほど言いましたようにオキシデーションディッチ法につきましては中富処理区、帯金・塩之沢、角打・丸滝処理区でございます土壌被覆型の礫間接触酸化法につきましては身延処理区と下部処理区でございます。その中で臭気の関係につきまし

ては脱臭装置というものが付けてございますので特にその中に入って点検するというこの中で人の人体に影響することがないようにということの条例でございますので、その中に入った施設の中にはそういうものが設置してありますので特に問題はありませし、外におきましても特に問題ないということでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

それを聞くと安心するわけなんですけども、5条でそれらに規定するものが定められておりますので、あえてこの条例の中に定めるということは臭気が発生するおそれもあるからそうならないように規定した条例でありますので、あえてお聞きしました。

作業をしていく中でももちろん直接、行政が作業をするわけではないと思いますけども、業者に対してそのへんのことを注意しながら、この条例を制定した運用をお願いしたいとこんなふうに思います。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

柿島良行君。

○2番議員（柿島良行君）

今の条例でございますけども、水道の関係ですが水道技術者の管理者の資格等の基準を定める条例の中で・・・。

○議長（福與三郎君）

柿島君、それは93号になりますので。

○2番議員（柿島良行君）

92号ですか。恐れ入ります。すみません。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第93号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

柿島良行君。

○2番議員（柿島良行君）

先ほどは失礼しました。

技術管理者の資格の問題でございますけども、第3条でいろいろな資格が定められておまして、2のほうで簡易水道事業についての資格がこの第3条の前項のほうの資格と、すべて一律に経験年数が半分ということであるわけでございますけども、これは簡易水道については国の指導等によって、単にすべて経験年数は半分でいいのかということ。それからもう1点は、これを一律に経験年数を半分とした場合に品質面での問題等は出てこないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

お答えいたします。

まず経験年数が半分ということでございますが、簡易水道の今の管理上の体制でいきますと経験年数がなかなか水道法で定める年数をクリアできないということで今回、実情に合わせてということもありまして経験年数を2分の1にさせていただきました。それからその内容について業務が滞るのではないかとということでございますが、これにつきましては経験年数は半分になります但其の代わりに内容の把握、あるいは土木に関することとか、あるいは上下水道というようなことで内容をできるだけ緩和できるような形でしております。

水道につきましては、その年数をクリアする中でまた経験を積み技術を磨いていただくということで経験年数は若干ですけども短くさせていただいて水道の技術者あるいは管理者として資格を取っていただくということで制定をさせていただいております。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第94号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第95号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

議案第95号についてお伺いいたします。

まず158ページの3条の6、町営住宅の敷地の位置は災害の発生の恐れが多い土地および公害等により居住環境が著しく阻害される恐れがある土地をできる限り、このできる限りというのはどうしても必要かどうか。当然この公害や居住環境が悪いところは一般的に避けるのが当然だと思いますが、ここでなぜできる限りと謳っているのか。

それからこの入居基準の21万4千円ですね。これは何を基準にしてこの基準の金額を決めているのか2点についてお伺いします。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをします。

3条の6の位置の選定ということでございます。当然、人が住むわけですから絶対安全な場所というのが、条件が一番いいのかなというふうに考えますけど、表現とすればできるだけ安全な場所、それと合わせて利便性、敷地の安全性、それぞれがありますのでこういう表現で置いているということでございます。

それから入居基準の21万4千円というのは政令で定められている21万4千円でございます。これはそれぞれの団体で金額を定めることができるんですが、山梨県の中に県営住宅、それから各市町村の住宅それぞれあります。今回の条例の制定にあたりまして各担当者が意見交換会を3回ほどやっております。県でもこのへんの試算をしまして、その結果が21万4千円と近似値を表したということでございます。ですから町内には町営住宅、県営住宅それぞれあります。いずれも公営住宅でありますので、金額を統一するというのもありまして、今回は裁量階層として21万4千円まで認めるといふふうに設定をしております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

この入居の所得基準ですが、以前、旧町時代にやはり中富町の町営住宅では入れないと。しかし、そのご夫婦が六郷町へは入れるというような実例があるわけですね。ですから結局、この基準は町独自で、いわゆる所得基準があまりにも厳しいために町外へどうしても住居を構えなければならないというようなケースが多々あるようにも伺っております。これはやはり、町独自でもう少しこの基準を上げて町営住宅、県営住宅に空き家がないような政策、これも1つには必要であろうと思うわけです。そういった点この基準については再度検討する必要があると思うんですがそのへんはどのような感じでしょうか。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

先ほどの過去にそういう事例があったというのは承知をしておりますけども、いずれにしても低廉な家賃で公営住宅に住んでいただくということですので、よそへ住まれて人口が減るというのは痛手です。今回公営住宅法の改正によりましてそれぞれの町で金額を定めることができますので必要に応じて金額の改定というのは今後議論になるのかなというふうに考えます。

今回は先ほど申したとおり一般の入居者は15万8千円。それから裁量階層として21万4千円ということで設定をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございますか。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

ちょっと似たようなところがあるんですけども、条例の一部改正ということで、あえて改正する部分を取り上げて関連的な質問になるんですけども、まず3条の2、町営住宅安全衛生美観等を考慮し、かつ入居者にとって便利で快適となるように整備しなければならないという点がございまして、現在、実態としてはこの美観を、あるいはというふうな状況の町営住宅ではないところが、これは主観的な問題ですから私が見る上ではそういう感じではないなというところがあります。それがあからどうのこうのではありませんけど、あえて条例を制定することによって、この条例に適合するようなものに整理をしていくのかどうかという点を1点お聞きします。

それからもう1点、今の入居の所得制限を条件として設けてあります。大きく分けると2つ、21万4千円と15万8千円という2つの部分に大きく分けるとなるわけですが、これらの所得は入居者の入居時調査し、そして入居している間に所得は当然、変動するわけですからそのへんの実行上の調査はどのようにしてやっておられるのか、条例改正するにあたり改めてお聞きします。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

まず最初の質問ですけれども良好な住環境の確保ということで、これは新たに整備をするということをお前提にしております。だからといって既存のものがそうでなくていいかということではないわけですが、できる限り住んでいらっしゃる方の住環境、このへんのことについては十分配慮をしていくというふうに考えております。

それから2点目の質問ですけど、入居者は入居するときには当然、収入の状況で先ほど言いました金額がクリアされることが入居の条件でございますが入居したあとは家賃の決定をする段階で毎年、収入の申告をしていただきます。家族構成も申告をしていただきます。その中でそれぞれ計算をして家賃を決定していくということでございます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

佐野富雄君。

○1番議員（佐野富雄君）

穂坂議員の質問と同じ内容だったのでびっくりしたんですが、関連してこの整備基準を新たに付け加えてありますが、それによって当町営住宅において早急に手当しなければならないものがあるのかどうか。また予算的な面とか、もし把握しているものがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

藤田建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

新たに建てるというところは今のところ考えてございませんが、一昨年ですか、町営住宅の長寿命化計画をつくってございます。その中で今ある町営住宅を今後どのようにしていくのか。それらの内容を検討してまいりました。場所によっては、古くて建て替えなければいけないとか、老朽化をしているこの部分については修繕が必要だとか、いくつか計画書の中に盛り込んでございます。その中で早々にしたいなという部分がガス漏れのおそれがあるので、そういうものの対応をすとか、下水道の解消をすとかいくつかあります。まだ具体的には練り込んでおりませんので、今後計画としてまた予算の計上もさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第96号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

参考資料をいただいて低所得者を考慮したということで考慮した額ということになっているんですけども、これの0から10立方メートルですよ。そこの方たちはどのくらいの世帯で全体の何%くらいなのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

遠藤水道課長。

○水道課長（遠藤庄一君）

お答えします。

説明した資料の内容につきまして1立方メートルから10立方メートルまでの使用者の件数につきましては1,560件でありまして割合でいきますと26.11%というような状況になっております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第97号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

議案第97号についてお伺いいたします。

この身延町の暴力団排除条例の一部の改正ですが前回この条例が制定されたとき、いわゆる暴力団というのはあくまでも指定暴力団のことを謳っているだけであって現在、町内において、いわゆる一般町民に迷惑を被る行為が行われている実例がございます。これはやはり暴力団排除条例とともに迷惑排除条例を追加するか、もしくはこの暴力団排除条例の中へ暴力団的行為というようなことで付け加えて条例化したらどうかと思うわけですがその点、行政側でどのようなお考えか伺います。

○議長（福與三郎君）

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

町では迷惑防止条例等は制定しておりませんが山梨県におきまして公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例、要するに迷惑防止条例があります。その中で暴力行為等が規定されておりますのでそちらのほうに委ねたいと思っております。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

あくまでもこの暴力団排除条例というのは県の条例に基づいて各市町村でもって条例化していると思うんですね。だけどやはり町独自の、先ほど申し上げましたような迷惑条例というものを制定することによって地域住民が安心して生活できる環境づくりができるのではないかと。

現に今現在も道路占用を許可したり農地を不法使用している、そういった実例がございます。そういったことはすべて町の独自の条例化をした中で地域を安全、環境のいい地域づくりにするためには絶対必要な条例ではなからうかと思うわけです。ですからこの暴力団排除条例とともに新しい条例を制定して身延町のよりよい環境をつくるためにも条例制定を願って私の質問は終わります。

○議長（福與三郎君）

答弁はよろしいですか。

（はい。の声）

他に質疑はございませんか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第98号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第99号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

補正についてですが1点、金額は少額なんですけども歳入の18款1項3目福祉教育学校等就学奨励基金これを繰り入れて財源に充てて歳出の10款1項1目で助成というか支給をしておるんですけども、8万円でございますけどもこの基金、記憶で定かではないんですけど特定な寄附者がありまして続けている制度でありますけども基金が積み立てているとすればあるんだらうけども、なくなってしまうのではないかなと。町ではこの基金をこの制度を続けていくという考え方でこの補正の中で支給をしていくという考えかどうかをお聞きします。それでこの基金を今後はどうするおつもりでいるのかこれをお聞きしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、この基金につきましては平成12年度に旧身延町におきまして篤志家の方が1千万円のご寄附をくださり始まったものでございます。その方の寄附金といいますか、ご厚志で始まったものでございますから基金残高が目減りしていった最終的にゼロになれば基本的にはこの基金条例等も廃止していかざるを得ないと思いますけども、その趣旨で今までやってきたわけでございますので、たしかに残高は今、非常に目減りしていて心もとない状況でございますが平成24年度中につきましてはなんとかこの制度を維持し、25年度以降につ

きましては直ちに検討をしたいと思っております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

ちょっと確認なんですけど原小学校の管理費ですね。この中で庁用器具費でデジタルカメラそれからコンパクトデジタルカメラ、SDカード等を購入するということで、これがたしか若宮さんという方からの指定寄附で賄うという話の説明を聞いたような気がするんですが、この台数ですね。デジタル一眼レフカメラがたしか10台、コンパクトデジタルカメラが7台というふうに聞いたんですが、こんなに多く、この小学校でどういうふうな使い方をするのか、ちょっと不思議に思ったものですからご説明いただきたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

ご説明を申し上げます。

このデジタル一眼レフカメラ、それからコンパクトデジタルカメラ等の購入につきましては指定寄附50万円という金額をいただいてそれを原資として購入するものです。基本的には原小学校のためにご寄附をいただきましたので原小学校の校長先生以下、何がほしいのかそれを協議していただき、それを私たちが査定をした結果です。

その結果、デジタル一眼レフカメラは1台です。10台ではありません。これが11万6千円となっております。それからコンパクトデジタルカメラにつきましてはおっしゃられたとおり7台でございますけども、各学年に基本的には配置する、それからグループ学習等、校内・校外学習等で幅広く子どもたちが使えるようにということで今回の購入を計画いたしました。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

今の指定寄附金に関係があるんですが10ページの地域福祉基金に関わる寄附金15万円、その下の教育施設整備基金に関わる寄附金30万円ということですが今、松浦議員の質問の中にもありましたように原小学校は若宮さまというお名前が告げられたんですけども、その上の指定寄附金については名前が分かりませんので、この点を1点。

それから11ページの20款雑入の相又特産品生産施設指定管理者納付金が42万円減額されている理由、それから12ページの2款総務費の2目負担金補助金で有線放送施設整備費補助金清住区、これはアンプとスピーカーということで補助が出ているわけですけども、これはどういう施設なのかについて、ご説明をいただきたい。

それから15ページの6款3目農業土木費のうちの19節県営ため池等整備事業負担金下山地区というので1千万円。これは町が25%の負担ということですけども元がだから4千万円の工事ですけども、これはどんなふうな工事で費用目的、利用目的はどのようなもので利用者が

何人ぐらいいるのかということ。

それから16ページの19節、一番上の負担金補助金の林道三石山線開設事業負担金ですが、これは来年度開通ということで開設するのに何をするのかという内容をお聞きします。

それから先ほど穂坂議員のほうからも質問が出ましたけども福祉教育学校等就学奨励金の80万円ですが、これは昨年度よりも相当増えていると思うんですけども、今年は25人ということでもよろしいんですかね。今後、当然こういう福祉教育学校等に進学される方が多くなるのではないかと予測されますけれども、先ほどのこれはどういうふうに関後考えていくかということとは続けていくということらしいですけども、私はこういうものは続けていっていただきたいというふうに関後しておりますので非常にいいことだと思っておりますけども継続していくことが町の財政の中で特に影響はないかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（福與三郎君）

渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

まず学校教育課の答弁でございますけど2点ほど最初にお答えいたします。

指定寄附金のところでございますが、教育施設整備基金にかかる寄附金につきましては大変申し訳ございません。ちょっと資料等を置いてきてしまいましたので再度確認の上、答弁をさせていただきますと思います。

それからあとの福祉教育学校等就学奨励基金につきましては、この継続でございますけども、先ほど申し上げたとおり基金のほうも払底し始めているということで、だんだん原資も心もなくなっておりますが、これにつきましては議員さんをご指摘のとおりなかなかいい制度ということを認識しておりますので、もともと個人の方のご寄附から始まったものとはいえ年度中には早急に継続等を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは指定寄附金のところのご説明をさせていただきます。

指定寄附金、地域福祉基金ということで福祉に使ってくださいということで東京都の佐野さまから10万円。それから古関の若狭さまから5万円。合わせて15万円でございます。それから教育施設にということで大阪府の望月さまから30万円をいただきまして30万円を積み立てるということでございます。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

11ページの雑入、相又特産品生産の指定管理納付金でございます。これにつきましては相又のゆば工場の指定管理納付金で4月に指定管理者と役場とが平成23年度の損益計算書をもとに1年間の指定納付金の額について協議を行っています。納付金額78万円を42万円減額し年36万円としたためです。減額の理由としては22年度と23年度を比べて売上高が落ち込んだこと、工場の老朽化により修繕費と加工燃料費が上がったことから営業損益がマイナス

になってしまっているためです。これが理由でございます。

次に15ページ、6款1項4目の負担金であります。これは下山地区ため池等整備事業の負担金です。下山地区の端淵から川除下の優良農地を縦断する農業用水路は昭和30年ごろに造られて以来、本格的な改修が行われておらず維持管理も大きな負担となっています。農業経営の向上、耕作放棄地の解消を図るため県営事業としてため池等整備事業を新規採択していただきました。事業期間は平成24年度から28年度までの5年間、水路とそれに付随する農道の改良工事が主なものでございます。総事業費は1億7千万円、財源内訳は国が50%、県が25%、町が25%で町の負担金の総額は4,250万円を予定しております。

今年度は当初予算で町の負担金500万円を予算化しましたが県より25年度の予算を前倒しを行い事業の進捗を図りたい、進めたい旨のことがありまして、今回1千万円の追加補正をお願いするものでございます。

利用者の数であります。今、この時点では把握していませんのでお答えができません。

次に16ページの林道の負担金でございます。

この林道は当初予算で1,443万3千円の予算化をしました。県より事業が進捗している中、今年の豪雨により地山が崩落し林道の法面の緑化面積が増えたことと路肩構造物が当初計画よりも増えたことによる事業費の増額に対して町の負担金173万8千円の増額補正をお願いするものでございます。町の負担金の合計を1,617万1千円にするものでございます。

事業の内容ですが、平成24年度の延長が376メートルの開削でございます。場所については椿草里から大崩の間を現在、開削をしております。そこに対する負担金ということです。

以上です。

○議長（福與三郎君）

丸山政策室長。

○政策室長（丸山優君）

12ページの2款1項2目文書広報費の19節負担金補助及び交付金の清住地区に対する有線放送の整備費補助金について説明をいたします。

町内には集落が管理する有線放送がありまして、その整備に対して身延町有線放送施設整備費補助金交付要綱により2分の1を補助しております。今回、清住地区からアンプの故障の取り替えと屋外のスピーカーの復旧工事ということで38万5,350円に対する2分の1の補助の補助金交付申請が出ておりますので19万2千円の補助をしたいというものです。

以上です。

○議長（福與三郎君）

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

大体、納得いたしました。ただ三石山線については繰越明許で2千万円という災害復旧工事がありますが、これは3月までに完成する予定というふうにお聞きしましたが、それでもそれによろしいのでしょうか。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

今回、工事請負費で2千万円お願いしています。額について認めていただければこれから発

注という段階になりますけども来年3月までということになりますと、金額に対して工期が足りないということで2千万円は繰り越しをさせてくださいということをお願いをしてあります。以上です。

○議長（福與三郎君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

13ページの真ん中のところ、5目13節委託料について詳細説明をお願いします。内容について。

それから15ページ、農林水産業の8節ですか有害鳥獣捕獲報奨金300万円追加ということですが、これまでの有害獣の捕獲駆除の実績、24年はどのくらいかということについて説明をお願いいたします。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

13ページの民生費の中の障害福祉費の委託料210万円についてであります。障害福祉サービス事業の障害者自立支援システム改修業務費ということで計上させていただいております。この内容につきましては障害者自立支援法から障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律、通称、障害者総合支援法という法に変わります。これに伴いまして難病の方等が障害者等の部分でサービスが受けられるような形になるわけなんです。それに伴うシステムで申請書類、更新書類、それから通知、それ等を扱うシステムを改修するということで来年の4月1日以降それらに代わりますが事前にそのシステムを改修するということで計上させていただきました。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

15ページ、6款2項2目8節ですが、このことは猟友会に協力を得る中、銃器による有害鳥獣、サル、イノシシ、ニホンジカの駆除、あと役場が設置した捕獲檻で捕獲した有害鳥獣の処理を行っていただいております。今年は9月末で当初予算における頭数350を超えたということで、この350の内訳ですが、サルが50、イノシシが150、ニホンジカが150、合わせて350ということで、有害鳥獣の駆除を行っております。

今回6号補正をお願いしているのはあとサルが50、イノシシが100、ニホンジカが50で合計200頭を今回の議会に追加をお願いしているところです。

以上です。

○議長（福與三郎君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

先ほどの松浦議員の質問で18ページの原小学校管理費のデジタル一眼レフカメラの台数でございますが、私は初日の説明の中で記憶で10台と申し上げたところですけども、これは1台の間違いでしたので訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

12ページの2款7項の地質調査費、委託料として7カ所の基準点の誤差ということでお伺いしましたが、これはどのような状況なのかと、それから今回出ているのが485万7千円で7カ所ですね。それ以外のところも関連してどういうふうな形を今後とるのか、そのへんも伺いたいと思います。

○議長（福與三郎君）

柿島土地対策課長。

○土地対策課長（柿島利巳君）

12ページの2款7項1目の地質調査費についてお答えをいたします。

今回の検証測量の対象となる点は震災発生以前に地籍調査測量を行った未認証地区内の地籍測量のために四等三角点などの基準点をもとに設定した点である図根三角点、図根多角点、細部図根点および筆界点などが対象となります。これらの点はそれぞれが調査区内にあるわけなんですけど、この各点のうち国から示された実施要領により点の種類ごとに決められた割合の数の点を地区内において偏りが出ないような形に抽出して震災後にデータ補正した値と現地での座標値にずれが生じていないかを検証するものです。

補助対象予算につきましては今回対象のところが9調査区あります。必要額が委託料とか原材料費そういうものを含めまして当初予算より伸びまして総額5,542万7千円ぐらいになります。それから補助率は4分の3ということでの計算となり、485万7千円を今回、補正ということでお願いしたところです。

以上です。

○議長（福與三郎君）

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

専門的な言葉が出てきましてちょっと分からなかった部分もあるんですけど、要するに今回7カ所ありますね。今後その震災後と合わせるということですね。今までの基準があること、今の説明ですと。それ以外のところはどうかですか。ここの今、出ている7カ所以外のところ、それは全部大丈夫なんですか。

○議長（福與三郎君）

柿島土地対策課長。

○土地対策課長（柿島利巳君）

震災後に新しく調査に入るところはもちろん新しい測量値でありますのでそれは対象外です。その前にあったものはこの認証遅延地区以外のところにつきましては、もうすでに登記が終わっているようなところ、そういったところにつきましては町ではなくて国のほうで行うという形になろうかと思えます。

○議長（福與三郎君）

他に質疑ございませんか。

望月秀哉君。

○15番議員（望月秀哉君）

ただいまの松浦議員の質問と同じ部分、12ページ総務費、7項国土調査費の地籍調査のことですけれども、今、土地政策課長から説明をいただきましたけれども、その基準点という言葉が不勉強で誠にお恥ずかしいんですけども、例えば基準点というのは図面の上だけにありますか。それとも現地にここが基準点だという表示があるんでしょうか。そのことを恥ずかしながらお聞きして教えていただきたいと。

もう一つ、先日の説明のときにはその基準点がずれたと。だからその調査をするんだということでここに7地区ありますけれども、今、松浦議員が言うようにほかの地区のこともありましたけれども、ではそのずれというのは実際にどのくらいずれていたのか。それを、われわれの生活には響かないと思うんですけど、例えば基準点があったけれども、それがあの地震のために何センチ動いたとかそういうのが具体的にもうちょっと分かりやすく説明をいただきたい。

それが土地対策課への質問で2つ目の質問はこれは産業課になるのかなと思います。15ページの6款2項2目、先ほど望月明議員からもありましたけど、そこと同じですけども鳥獣害の関係ですよ。備品購入費、34万1千円が計上されておりますけれどもこれで購入する捕獲用の檻の個数というか台数というんですか、それがいくつなのか。今までのすでにあるもの、備えてあるものと合計でいくつになるのかということが1つ。

もう一つは、実は私のところは身延高校のすぐ隣で100メートルちょっと先に波木井川が流れております。その影響が何か自然の砦でもって今までイノシシとかシカはほとんど川を超えてこなかったんです。ところが今年に入って非常にイノシシやシカが川を渡って川が水害で砂利が詰まって平らになったからしれないんですけども、つい最近、私の家のすぐそばで4人がかついだという、100キロ以上のイノシシだと思うんですけど、そのちょっと前にはやっぱり梅平の松島医院のところで、山梨交通の大きいタクシーがそれがイノシシをはねて大損害を受けたというような話を聞いています。

そのときに、実は私の友人が町のほうへ檻の台を申し込んだけれども出払ってしまっていないと。いつ返ってくるか分からないと。やむを得ず、2件あるんですけどね、早川町から町のものなのか、それから個人的なものか知りませんが檻を借りてきてそれで先ほど言った大きなイノシシがかかったわけです。植えたばかりのタマネギの苗が掘られてしまって3回植え直したというような状況であります。

したがって、そういうときに役場へ行ったけども町ではもう出払ってないから駄目だと。これでは困るという、非常に今までかつて被害のなかった獣害が身近なところへきていますので産業課のほうでその檻の実態と、それから個数と使用状況というんですか、そのへんをお聞きしたいです。

○議長（福與三郎君）

柿島土地対策課長。

○土地対策課長（柿島利巳君）

基準点についてということなんですが、それは図面上にということですが、基準点といいますが一般的には測量の基準点、測量標により現地での位置が明確でその座標値が与えられているものということで基準点には一等から四等までの三角点、一等からの三等までの水準点等があります。国土調査における基準点とは四等三角点を指すことが多いという解説があるんですが、今回の測量の対象となる点につきましては町が地籍調査のために設置した点でありまして

一般的な地図上というかそういうところには表記ありません。国土地理院で設置した三角点につきましてはもちろん図上に出ているものです。

あと基準点がどのくらいずれているのかということですが実際どのくらいずれていると申されましても点の数はかなりたくさんありまして、どのくらい何センチずれているとかそういうのはちょっと分からないんですが、ずれていることはたしかにずれているんですが今回はそのずれた値を補正しまして、その補正值に対し現地がどのくらいずれているか、許容範囲なのかという、そういう調査になります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

15ページ、6款2項2目18節の備品購入費ですが、これはイノシシ用の檻を2基、あとツキノワグマ用の檻を1基、今回の補正をお願いしているものでございます。在庫数はイノシシ用が現在で24基です。ツキノワグマ用はありません。

現在の様子ですが、議員さんおっしゃるとおり出沒は全町に出沒しております。檻の貸し出しは今、在庫として役場にあがっているものは1つもありません。ここ12月に入ってから少しシカとかイノシシが出たという情報が減ったかなという感じですが、今日も市路団地の奥で小熊を見たという情報も入っていますので、まだ野生獣の出沒はあるということで警戒をしています。

以上です。

○議長（福與三郎君）

望月秀哉君。

○15番議員（望月秀哉君）

すみません、産業課長、もう1つ忘れまして。もう1つ聞きたいです。実は今、先ほどシカとイノシシの話をしました。サルの話もしましたけども、そのほかによく分からないんですけどハクビシン、テン、アライグマ、イタチ、これが非常に増えていてやはりゴミ箱まで合わせると野菜の畑とかいろいろ被害がたくさん出ているんです。やはり私の身のまわりの近所の人たちが何頭か捕まえた。あとをどうしたといたら役場へいったって獲ってはくれないから袋へ入れて川へというようなね。良いか悪いか、それはうまくないのではないかと、どこか掘ったほうがいいのではないかと私は話をしたんですけど。そういう大きな檻を使わないような小動物を捕獲した場合にどうすればいいのかご指導をお願いします。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

ハクビシンとかタヌキ等の小動物の捕獲用の檻も役場のほうでは用意してあります。20基とかそういう数字はありませんが、10基くらいはあります。今それもすべて出払っている状況です。

あと処理の方法ですが、町のほうで対処しているのが現状です。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

私も同じような質問ですが農業振興費、有害鳥獣の件ですが、このいわゆる捕獲実績ですね。猟友会へ委託して報償費も出しているんですがサルやイノシシを檻で捕獲した頭数それから直に猟友会で殺傷した頭数、その頭数は今、分かりますか。

それからもう1点、16ページの商工費、これは醍醐山の観光案内看板と聞いておりますが総計で400万円で計上されております。これは設置後の管理はどこで管理するような形になるか2点についてお伺いします。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

奨励金の捕獲頭数については銃器で捕殺したのか檻で捕まえたのかということですが、今は持ち合わせ資料がございませんのでお答えすることができません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

熊谷観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

お答えします。

観光案内板設置につきましてはこれは醍醐山ではありません。国道の横根地内に今、日蓮宗総本山身延山久遠寺へということで、ここから6キロというちょっと大きい看板があります。それとそのもうちょっと手前の相又地内に身延山と特産の里、甲斐のみどり身延茶、名物ゆば、シイタケ、こんな看板が相又地内にあります。この2つを撤去しまして、そして相又のほうは撤去ということですが横根地内のほうは鉄骨がだいぶ腐食しておりますのでこれを作り変えるということで県の補助をもらって400万円事業の2分の1、200万円負担ということで横根地内のほうは作り変えという、そんな予定でいます。

以上です。

○議長（福與三郎君）

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

その管理はあれですか、町で。

○議長（福與三郎君）

熊谷観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

この管理は町で、観光課で管理するようになると思います。今までもそういう形で管理しております。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

時間がかかっているところ大変申し訳ない、2回目の質問になりますが許可願えますか。

○議長（福與三郎君）

どうぞ。

○12番議員（穂坂英勝君）

すみません、当然出てくるだろうと思って控えていたんだけど、どなたも質問されなかったで、先ほどはいいい加減な数字を言いまして福祉教育、学校等のときに80万円を10万円の8人を言い間違えて、それなののに的確な答弁を考え方を聞かせていただいてありがとうございました。

まず2回目であえてということになります皆さんとまったく同じ15ページの6款2項2目の8節のところのツキノワグマの放獣事業報償金20万円とあります。20万円がどうのこうのではなくて、これは2頭だという説明を聞いたんですけど、この事業というのはまず本町が県に対して2頭ぐらいこういうことをしたいと申請して許可をもらってやるものであるのか。また町内のクマが害をなすクマが2頭ぐらいはいるから2頭と決めて、この事業をやるのか。私ども常にやはりしょっちゅう防災無線でクマの目撃情報というのが、またかというぐらい聞くもので非常にクマは私どもに害を及ぼす危険のあるクマがたくさんいるという認識であるんですけども2頭と限定してこれをやっているのがちょっと意味が分からないので、この点1点だけお聞かせ願います。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

ツキノワグマは生息数が少なく山梨県のレッドデータブックでは要注目種とされていることから住民の安全確保を基本としつつ、できる限り保護する方向で対応するよう県の指導をいただいています。捕獲したツキノワグマは捕殺するのではなくクマの捕獲専門家に依頼し麻酔銃を使い再出没しないようクマ撃退スプレー、花火、ゴム弾などを使い学習をさせ放獣するための今回20万円の費用ということです。

イノシシの檻をかけたら誤ってクマがかかりました。ではそれを撃ってしまえということだと、それは好ましくないということで、なるべく生きたまま放しなさいとこれが県の指導でございます。

この2頭というのは今のところ予測をして2頭が出たら生かして放獣するというので2頭分は、今回われわれが考えて2頭ということで補正予算に計上したもので、この2頭を県が指定して2頭は放しなさいと、そういう意味合いのものではございません。

以上です。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

よく分かりました。率直にこれは皆さんと関係ない話になって申し訳ないんですけども鳥獣害の話は住民の間からしょっちゅう聞かされる話でございます。皆さんもそうだと思います。なんとか町も一生懸命やっているんだけど金もかけてやっているんだよ、だけどなかなか被

害が多いという点は分かりますけどもという答えで皆さんでやりとりしているんだろーと思えます。そういう中でクマについては、そんなにたくさんいないんだよという答えをしたほうが分かりやすいのかなという観点からお聞きしたんですけど、住民の皆さんはクマもたくさんいて、その一部がたまに出てきたりいろいろして毎日のように徘徊をして集落の近所を動いていると思っておりますから、なぜ町はなんとかしてくれないんだという言い方で言うので、クマに対してはそうではないよと。県でも保護しなければならないような頭数しか存在していないんだよという言い方で間違いないんですね。そこらへんをお聞きしたかったのでよろしくをお願いします。

○議長（福與三郎君）

竹ノ内産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

現在、山梨県ツキノワグマ保護管理指針からいきますと現在、県内に生息する頭数は400頭ということが言われています。それは県のホームページを見ても400頭という数字が出てきます。県内の頭数は減っているということです。有害駆除とか、狩猟で制限されている頭数はその10%の40頭ということで限られています。それは県内全体を含めて40頭ということでございます。

11月現在で駆除とか狩猟も合わせて、その40頭はもう超えてしまったので、もうクマが出没したら即射殺、殺害するということはやめてくださいという県のほうからも強く指導されております。

以上です。

○議長（福與三郎君）

穂坂英勝君。

○12番議員（穂坂英勝君）

本当に補正予算の審議の中で関連するような質問で申し訳なかったんですが、これは聞いていくと本当に大事なことでして、しょっちゅう言われている問題でしたので、あえて大変な時間を申し訳ありません。ありがとうございました。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

伊藤文雄君。

○13番議員（伊藤文雄君）

それでは1点だけ、14ページの保健衛生費のドクターヘリの緊急着陸整備の設計業務が247万3千円の減額になっているんですが、本町の31カ所のすべての、これが減額になったということは、すべての設計業務が終わったと理解していいの。また工事請負費の276万8千円、これで工事はすべて終わるのか。来年度から運行を目指すということを4月に言うておられるんですが、その点いかがお伺いします。

○議長（福與三郎君）

笠井福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

ドクターヘリの地域緊急搬送拠点整備事業、この事業ともう1つドクターヘリ離着陸場整備

ということで2種類の事業を今年取り組んでおります。今回、補正する事業につきましては古閑小学校に整備する3千万円の100%県からの補助で賄う事業であります。

今回、補正した委託料の276万8千円の減額は当初この計画については委託をかけて工事の設計をする予定でしたが、建設課の職員で対応できるということで300万円計上していた中の校舎内の民具等を運び出す委託費、それだけは執行しましたのでその残りの金額を工事請負費に持っていくということであります。総額3千万円ということですのでそれがそのまま工事請負費のほうにいけます。今、発注をかけたんですが、その工事を3月までに仕上げるという内容であります。

それからほかの3カ所というお話だったんですが29カ所指定をされていますドクターヘリの離着陸場これについては1カ所300万円という事業で今回も3カ所、予定で900万円予算計上をしているところですが、運行自身は今年4月1日から運行されています。その指定されたところで舗装されていないところ等について今回3カ所整備するということです。使えるのは使えるんですが受け入れるときにほこり防止の手立てをしなければならぬとか、そういう部分の整備をやっているところであります。事業として来年度が最終年度になるんですが、町としては1カ所整備を計画しておりますが、まだその位置の選定等については、はっきり決まっていない状況であります。

以上です。

○議長（福與三郎君）

他に質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（福與三郎君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

議事の再開の前に訂正がございます。

芦澤議員の質問の中で選挙費の職員の数につきまして訂正があります。

赤坂総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

それでは先ほどの芦澤議員の報告第8号の選挙費の3節職員時間外手当の選挙事務の事務従事者の数につきまして説明をさせていただきます。

まず最初に期日前投票従事者の時間外勤務手当ですけれども先ほど申し上げましたように身延町では3カ所の期日前投票所を設けております。中富総合会館と身延支所と下部支所の3カ所です。その3カ所にそれぞれ職務代理を含めまして3名の職員が11日間分、従事いたします。その経費です。

それから投票事務従事者の時間外勤務手当、当日ですけれども午前6時半から午後8時まで従事いたします。13.5時間で113人を予定しております。

それから開票事務の事務従事者の時間外手当ですけれども午後8時から0時までを予定しております。これが4時間で100人の開票事務要員を予定しております。それと選挙事務の選管の書記の関係で7名。

以上が選挙事務に関わる人数の職員の従事者数であります。

以上でございます。

○議長（福與三郎君）

議事に入ります。

議案第100号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第101号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第102号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第103号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

なお発委第1号および発委第2号については委員会提出案件でありますので質疑・討論は省略いたします。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

議案第90号について討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第91号について討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第92号について討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第93号について討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第94号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第95号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第96号について討論はございませんか。
渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第96号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

国から平成28年度末までに1市町村1水道化という無謀な方針が示され、独立採算制で運営できる体制の構築をといっていますが本町のように山間地では配管延長が長く給水原価が高い反面、加入者は少ないなど独立採算制は不可能だと思います。そんなことになったら住むことができなくなってしまいます。水道事業は人間が生活を営む上で極めて重要なものであり公共の福祉を増進するという考え方を最大限尊重しながら運営すべきで地方自治体として最も重要視しなければならない行政サービスです。水道課の担当や水道審議会委員の皆さんがご苦労され低所得者に十分配慮した改正案だと評価していますが、年金暮らしの方たちだけでなく多くの町民の生活は厳しく、これ以上の負担を増やす公共料金の値上げに賛成することはできません。

○議長(福與三郎君)

賛成討論を求めます。
河井淳君。

○5番議員(河井淳君)

議案第96号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について賛成討論をいたします。

この水道料金の改定につきましては将来的な展望を見据えた上での改定でございます。将来的にこの簡易水道事業が破綻しないように構築されております。審議委員会の中でもそのようなことを考えながら答申をしているところでもございますので賛成いたします。

○議長(福與三郎君)

他に討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第97号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第98号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第99号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第100号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第101号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第102号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第103号について討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第90号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第90号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第91号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第91号 身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第92号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第92号 身延町公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の制定については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第93号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第93号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の制定については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第94号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第94号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可

決決定いたしました。

議案第95号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第95号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第96号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって議案第96号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第97号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第97号 身延町暴力団排除条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第98号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第98号 峡南広域行政組合規約の変更については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第99号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第99号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第6号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第100号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第100号 平成24年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第101号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第101号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決決定いたしました。

議案第102号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第102号 平成24年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につい

ては原案のとおり可決決定いたしました。

議案第103号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第103号 平成24年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決決定いたしました。

発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

発委第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって発委第2号 身延町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決決定いたしました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等調査検討特別委員会委員長より所管事務調査について議会議事規則第74条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上5委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告ならびに上程を行います。

同意第12号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

同意第13号 身延町大河内地区財産区管理委員会委員の選任について

同意第14号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上、同意3件を上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案に対する説明を求めます。

同意第12号から同意第14号について、望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の追加提出案件は人事案件3件となっております。それではご説明を申し上げます。

まず同意第12号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選出したいので、身延町恩賜
県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めます。

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

住 所 身延町大崩152番地

氏 名 佐野馨

生年月日 昭和6年9月14日

住 所 身延町大島1500番地

氏 名 小笠原修治

生年月日 昭和10年1月24日

住 所 身延町大島1284番地

氏 名 名取好己

生年月日 昭和7年11月24日

住 所 身延町帯金3549番地12

氏 名 松野拡

生年月日 昭和32年10月17日

住 所 身延町大島5129番地1

氏 名 望月勇

生年月日 昭和14年6月18日

住 所 身延町帯金3903番地1

氏 名 鈴木厚

生年月日 昭和25年11月28日

住 所 身延町帯金2734番地

氏 名 鈴木克昌

生年月日 昭和27年1月1日

平成24年12月13日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成24年12月24日をもって満了するため新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に同意第13号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町大河内地区財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めます。

身延町大河内地区財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

住 所 身延町帯金175番地

氏 名 平田登

生年月日 昭和9年2月4日

住 所 身延町帯金659番地1

氏 名 吉野賢造

生年月日 昭和20年5月20日

住 所 身延町大島1359番地

氏 名 若林庄明

生年月日 昭和14年4月3日

住 所 身延町丸滝233番地1

氏 名 佐野菊一

生年月日 昭和11年3月14日

住 所 身延町大島4208番地

氏 名 佐野一

生年月日 昭和7年7月19日

住 所 身延町和田2814番地

氏 名 雨宮邦夫

生年月日 昭和25年7月25日

住 所 身延町上八木沢99番地

氏 名 佐野治仁

生年月日 昭和24年12月29日

以下は省略をし提案理由を申し上げます。

身延町大河内地区財産区管理会委員の任期が平成24年12月24日をもって満了するため新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に同意第14号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて議会の意見を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町下部990番地

氏 名 依田武司

生年月日 昭和18年7月10日

以下は省略し提案理由を申し上げます。

平成25年3月31日に委員の任期が満了するのでその後任委員を推薦する必要が生じた。については委員候補者の推薦にあたり人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見が

必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

また同意第12号と13号につきましては、ただいま申し上げましたとおり平成24年12月24日をもちまして任期満了となる財産区管理会委員の選任をする必要があること。ならびに同意第14号につきましては、翌年の4月1日付けの法務大臣委嘱に向け1月中旬には法務局に候補者を推薦する必要があることから本定例会に追加提案をさせていただきます。併せてよろしくご審議の上ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

失礼をいたしました。

同意第13号の中で身延町角打175番地を身延町帯金と申し上げたそうですので、角打に訂正をさせていただきたいと思っております。失礼をいたしました。

○議長（福與三郎君）

町長の説明が終わりました。

なお、同意第12号から同意第14号については人事案件でありますので詳細説明は省略いたします。

お諮りをいたします。

同意第12号から同意第14号は人事案件でありますので質疑・討論を省略したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

追加日程第3 追加提出議案に対する採決を行います。

同意第12号から同意第14号の採決は起立によって行います。

同意第12号について原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって同意第12号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員に山梨県南巨摩郡身延町大崩152番地、佐野馨氏、昭和6年9月14日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町大島1500番地、小笠原修治氏、昭和10年1月24日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町大島1284番地、名取好己氏、昭和7年11月24日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町帯金3549番地12、松野拓氏、昭和32年10月17日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町大島5129番地1、望月勇氏、昭和14年6月18日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町帯金3903番地1、鈴木厚氏、昭和25年11月28日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町帯金2734番地、鈴木克昌氏、昭和27年1月1日生まれに同意することに決定いたしました。

同意第13号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって同意第13号 身延町大河内地区財産区管理会委員に山梨県南巨摩郡身延町角打175番地、平田登氏、昭和9年2月4日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町帯金659番地1、吉野賢造氏、昭和20年5月20日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町大島1359番地、若林庄

明氏、昭和14年4月3日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町丸滝233番地1、佐野菊一氏、昭和11年3月14日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町大島4208番地、佐野一氏、昭和7年7月19日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町和田2814番地、雨宮邦夫氏、昭和25年7月25日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町上八木沢99番地、佐野治仁氏、昭和24年12月29日生まれに同意することに決定いたしました。

同意第14号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第14号 人権擁護委員候補者の推薦について山梨県南巨摩郡身延町下部990番地、依田武司氏、昭和18年7月10日生まれを推薦することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了をいたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会は去る10日の開会から今日までの4日間にわたり、福與議長のもと私どもの提案いたしました案件につきまして真摯にご討議をいただき、たゞいますべての提出案件につきましてご承認・ご議決・ご同意を得た中で閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

屋外では厳寒の中、衆議院議員選が余すところ2日間の熱い熱い戦いの真っ只中であり、大変気忙しい師走も残すところ2週間余りとなりました。議員の皆さんにはこの1年の町民や町政へのご協力・ご尽力を重ねて感謝を申し上げますとともにお互いに来年も素晴らしい年であることをご祈念を申し上げ閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(福與三郎君)

町長のあいさつが終わりました。

これをもちまして本定例会の会議に付議されました事件はすべて終了をいたしました。

議会議事規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

会期4日間、議員各位には慎重審議をいただき心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

本年もいよいよ押し迫り寒さもいよいよ厳しくなりますが各位におかれましてはくれぐれもご自愛をいただき町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また議員各位、町長はじめ執行部の皆さんには無事に越年され希望に溢れる新年を迎えられますようお祈り申し上げまして平成24年身延町議会第4回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時27分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長秋山和子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上